

平成22年第3回定例会議事日程 (第2号)

平成22年3月2日(火曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について  
行政報告
- 報第2号 委員長報告
- 日程第4 請願第1号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する請願
- 日程第5 陳情第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書
- 日程第6 諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議第6号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議第7号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議第8号 放送通信基盤(竹原工区)整備工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第14 議第9号 金山小学校耐震補強・エコ改修工事(建築)請負契約の締結について
- 日程第15 議第10号 平成21年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて
- 日程第16 議第11号 平成21年度下呂市一般会計補正予算
- 日程第17 議第12号 平成21年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算
- 日程第18 議第13号 平成21年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第19 議第14号 平成21年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 日程第20 議第15号 平成21年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算
- 日程第21 議第16号 平成21年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
- 日程第22 議第17号 平成21年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第23 議第18号 平成21年度下呂市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第24 議第19号 平成21年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算
- 日程第25 議第20号 平成21年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算
- 日程第26 議第21号 平成21年度下呂市竹原財産区特別会計補正予算
- 日程第27 議第22号 平成21年度下呂市上原財産区特別会計補正予算
- 日程第28 議第23号 平成21年度下呂市中原財産区特別会計補正予算
- 日程第29 議第24号 平成21年度下呂市金山町金山財産区特別会計補正予算
- 日程第30 議第25号 平成21年度下呂市金山町下原財産区特別会計補正予算
- 日程第31 議第26号 平成21年度下呂市金山町東財産区特別会計補正予算
- 日程第32 議第27号 平成21年度下呂市水道事業会計補正予算
- 日程第33 議第28号 平成21年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算
- 日程第34 議第29号 平成21年度下呂市立金山病院事業会計補正予算

- 日程第 35 市長施政方針説明
- 日程第 36 議第 30 号 不動産の譲与について
- 日程第 37 議第 31 号 金山町菅田辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 38 議第 32 号 金山町中切辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 39 議第 33 号 金山町東辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 40 議第 34 号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯及び下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議第 35 号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第 42 議第 36 号 市道の路線認定について
- 日程第 43 議第 37 号 市道の路線変更について
- 日程第 44 議第 38 号 市道の路線廃止について
- 日程第 45 議第 39 号 字の区域の変更について
- 日程第 46 議第 40 号 市営土地改良事業の施行について（古城地区）
- 日程第 47 議第 41 号 市営土地改良事業の施行について（高畑地区）
- 日程第 48 議第 42 号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 49 議第 43 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 50 議第 44 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 51 議第 45 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 52 議第 46 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 53 議第 47 号 下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 54 議第 48 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 55 議第 49 号 下呂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 56 議第 50 号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 57 議第 51 号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 58 議第 52 号 下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 59 議第 53 号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 60 議第 54 号 下呂市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 61 議第 55 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 62 議第 56 号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 63 議第 57 号 下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 64 議第 58 号 下呂市民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 65 議第 59 号 下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 66 議第 60 号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 67 議第 61 号 下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 68 議第 62 号 下呂市響会館条例の一部を改正する条例について

- 日程第 69 議第 63 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 70 議第 64 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 71 議第 65 号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 72 議第 66 号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 73 議第 67 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 74 議第 68 号 平成 22 年度下呂市一般会計予算
- 日程第 75 議第 69 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 76 議第 70 号 平成 22 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 77 議第 71 号 平成 22 年度下呂市老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 78 議第 72 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第 79 議第 73 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第 80 議第 74 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 81 議第 75 号 平成 22 年度下呂市下水道事業特別会計予算
- 日程第 82 議第 76 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第 83 議第 77 号 平成 22 年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第 84 議第 78 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第 85 議第 79 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第 86 議第 80 号 平成 22 年度下呂市金山病院事業会計予算

（追加日程）

追加日程第 1 発第 1 号 議第 11 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算（第 10 号）に対する修正案

出席議員（21名）

議長	木 一 良 政	1 番	今 井 政 嘉
2 番	山 川 博 己	3 番	日 下 部 俊 雄
4 番	中 島 博 隆	5 番	伊 藤 巖 悟
6 番	松 井 旬 子	7 番	一 木 良 一
8 番	奥 田 重 後	9 番	服 部 秀 洋
10 番	吾 郷 孝 枝	11 番	二 村 金 吾
12 番	中 島 新 吾	13 番	中 島 達 也
14 番	熊 崎 兼 治	16 番	中 野 憲 太 郎
17 番	田 口 幸 雄	18 番	山 下 一 彦
19 番	二 村 勝 己	20 番	大 前 武 憲
21 番	宮 川 茂 治		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野村 誠	副市長	金山 鎮雄
教育長	長谷川 藤三	総務部長	今井 能和
企画部長	早兼 高美	市民部長	今井 隆夫
健康福祉部長	熊崎 武司	農林部長	田口 守彦
観光商工部長	曾我 満利	建設部長	杉山 裕
上下水道部長	今井 弘司	環境部長	栃井 利夫
教育総務課長	池戸 昇	消防長	住 弥
金山病院		萩原振興	
事務局長	蒲 宜久	事務所長	青木 進一
下呂振興		金山振興	
事務所長	細江 義和	事務所長	中島 俊則
馬瀬振興		総務部理事兼	
事務所長	川口 太三	小坂振興事務所長	阪本 敏男
		事務取扱	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	村山 鏡子
書記	松田 健司

書記	二村 勝浩
----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（木一良政君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

よって、平成 22 年第 3 回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び「下呂ネットサービス」より取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

また、今定例会は、教育部長にかわり教育総務課長が代理出席であります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（木一良政君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、5 番 伊藤厳悟君、6 番 松井句子さんを指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（木一良政君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 18 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 18 日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告について

○議長（木一良政君）

日程第 3、諸般の報告についてを行います。

市長行政報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

以上で行政報告を終わります。

報第 2 号 委員長報告を行います。

閉会中において行政視察が開催されていますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 中島達也君。

○総務常任委員長（中島達也君）

それでは、総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る 2 月 8 日、総務常任委員会の住民投票条例を調査する小委員会で管外視察を行いました。出席議員は、小委員会メンバー 4 名と議会事務局 1 名であります。視察先は、県内初となる常設型の住民投票条例が制定された多治見市であります。時間は 14 時から 15 時 20 分でございます。

多治見市は、平成 18 年、市政基本条例を制定しており、同条例に基づき住民投票条例が今年の 12 月議会で可決されております。市長から上程された原案から、永住外国人の投票資格の削除や、「市長がみずから投票を実施できる」を「議会の議決を必要とする」を盛り込んだ修正案で可決されたと説明を受けました。そのほかの請求では、有権者の 4 分の 1 以上の連署で請求できるほか、議会では議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を経て議員提案され、かつ出席議員の過半数の賛成で請求できることとなっております。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（木一良政君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで委員長報告を終わります。

これにて諸般の報告を終わります。

---

◎請願第 1 号及び陳情第 1 号について（委員会付託）

○議長（木一良政君）

日程第 4、請願第 1 号 EPA・FTA 推進路線の見直しを求め、日米 FTA の推進に反対する請願、日程第 5、陳情第 1 号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書。

お諮りいたします。ただいまの請願 1 件、陳情 1 件につきましては、お手元に配付しております付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、請願 1 件、陳情 1 件については、付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎諮第 1 号から諮第 5 号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

日程第 6、諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第 7、諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第 8、諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第 9、諮第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第 10、諮第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上 5 件を議題といたします。

諮第 1 号から諮第 5 号について、提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、下呂市金山町菅田笹洞 1535 番地、氏名、矢島錠之助、生年月日、昭和 27 年 11 月 22 日。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人権擁護委員 矢島錠之助氏が平成 22 年 6 月 30 日に任期満了となるためでございます。  
諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、下呂市萩原町山之口 2540 番地、氏名、竹田和貴、生年月日、昭和 20 年 2 月 22 日。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

提案理由、人権擁護委員 竹田和貴氏が平成 22 年 6 月 30 日に任期満了となるためでございます。  
諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、下呂市森 1269 番地 9、氏名、中島孝、生年月日、昭和 18 年 4 月 11 日。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人権擁護委員 中島孝氏が平成 22 年 6 月 30 日に任期満了となるためであります。  
諮第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、下呂市金山町金山 2461 番地 1、氏名、下村和子、生年月日、昭和 29 年 2 月 26 日。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人権擁護委員 下村和子氏が平成 22 年 6 月 30 日に任期満了となるためであります。  
諮第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、下呂市小坂町大垣内 1617 番地 1、氏名、倉坪時子、生年月日、昭和 25 年 11 月 16 日。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人権擁護委員 小林美恵子氏から平成 22 年 6 月 30 日の任期満了をもって同職を辞したい旨の申し出があり、その後任として倉坪時子氏を推薦したいというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本 5 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第 1 号から諮第 5 号の 5 議案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第 1 号から諮第 5 号の 5 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本 5 件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本 5 件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり矢島錠之助さんを適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、諮第1号については、矢島錠之助さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり竹田和貴さんを適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、諮第2号については、竹田和貴さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり中島孝さんを適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、諮第3号については、中島孝さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり下村和子さんを適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、諮第4号については、下村和子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり倉坪時子さんを適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、諮第5号については、倉坪時子さんを適任とすることに決定いたしました。

---

◎議第6号及び議第7号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

日程第11、議第6号 下呂市教育委員会委員の任命について、日程第12、議第7号 下呂市教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

議第6号及び議第7号について、提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

議第6号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。記、住所、下呂市萩原町萩原 1398 番地、氏名、富永京子、生年月日、昭和 32 年 2 月 28 日。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、教育委員 富永京子氏が平成 22 年 5 月 13 日に任期満了となるためであります。

議第7号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。記、住所、下呂市金山町岩瀬 816 番地 1、氏名、河尻明子、生年月日、昭和 38 年 10 月 1 日。平成 22 年 3 月 2 日提出。



提案理由、教育委員 森一樹氏から平成 22 年 3 月 31 日をもって同職を辞したい旨の申し出があり、その後任として河尻明子氏を任命するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本 2 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

伊藤巖悟君。

○5 番（伊藤巖悟君）

ちょっとお伺いいたしますけれども、森一樹さんが要するに辞退をされたということですが、これは任期満了に伴ってなんですか、途中なんですか。

○議長（木一良政君）

教育総務課長。

○教育総務課長（池戸 昇君）

森一樹さんの任期でございますが、平成 23 年の 5 月 13 日まででございます。

[「理由は」と 5 番議員の声あり]

理由につきましては一身上の理由ということで、3 月 31 日をもっておやめになるという辞表が出ております。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 日下部俊雄君。

○3 番（日下部俊雄君）

この議第 6 号と 7 号について、というよりも、一般的な教育委員の選任のことについてお聞きをしたんですけれども、教育委員会の歴史からいっても、なぜ教育委員会というのがあるのかということについても、これは教育委員会の自治という、教育の自治という趣旨でこういう制度があると思うんですが、合併自治体の下呂市としては、やはり今いろんな問題があり、それぞれの地域の意見とか、あるいは親の意見とか、そういうことを反映させるためのものだと思いますが、選任に当たって、下呂市はまだ歴史が浅いので、各旧町村においてはそれぞれのルールというか、方法みたいなのがあったかと思いますが、現市政にあっては、単に市長の一本釣りのようなそういう選任なのか、あるいは一定のそういうルールというか、市長の地域という考えのもとに選任をされているのか。また、それが後に引き継いでいくようなやり方なのか。選任するのは、人選は市長の権限ですが、そのことについて現在どうやられておるか、また、どうしていきたいとか、そういうようなことについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（木一良政君）

教育長。

○教育長（長谷川藤三君）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に従いまして選任をするわけですが、委員につきましては、人格、識見等すぐれたる者というような形で選任の条件になっております。したがって、地域の中でそのような信頼に足る方を選任しておるということになるかと思えます。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第6号及び議第7号の2議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第6号及び議第7号の2議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第6号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第6号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第7号 下呂市教育委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第7号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議第8号及び議第9号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

日程第13、議第8号 放送通信基盤（竹原工区）整備工事請負契約の変更契約の締結について、日程第14、議第9号 金山小学校耐震補強・エコ改修工事（建築）請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

最初に、議第8号について、提案説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（早兼高美君）

それでは、議第8号 放送通信基盤（竹原工区）整備工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、放送通信基盤（竹原工区）整備工事、2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札、3. 契約の金額、変更前2億160万円、変更後2億1,503万4,750円でございます。4. 契約の相手方、住所、岐阜県加茂郡坂祝町黒岩字東野1440番地1、法人名、シーキューブ・杉浦・桂川特定建設工事

共同企業体、代表者指名、シーキューブ株式会社岐阜支店、取締役支店長 後藤純一。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、放送通信基盤（竹原工区）整備工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

それでは、次のページをごらんください。変更内容説明資料でございます。

重複する部分は飛ばさせていただきますと、3 の増額分をごらんいただきますと、1,343 万 4,750 円の増額となっております。

4. 変更理由あるいは変更内容につきましては、まず、竹原サブセンターの設置形態変更による増額といたしまして 995 万 7,000 円がございます。当初設計では、株式会社 N T T 西日本竹原の電話交換所内に竹原サブセンターの機器を設置する計画でございました。株式会社 N T T 西日本側の施設管理上の問題から、馬瀬あるいは上原地区と同様に同敷地内に専用のボックスを新設し、その中に機器を設置することによるものでございます。もう一つにつきましては、軽微なルート変更に伴う光幹線ケーブル工事費の増額分として 283 万 8,000 円となっております。消費税と合わせまして 1,343 万 4,750 円となっております。

以上、御審議いただきますよう、お願いをいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 9 号について、提案説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（池戸 昇君）

10 ページをお願いします。

議第 9 号 金山小学校耐震補強・エコ改修工事（建築）請負契約の締結について。

金山小学校耐震補強・エコ改修工事（建築）について次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。工事名、金山小学校耐震補強・エコ改修工事（建築）、契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札、契約金額、1 億 5,403 万 5,000 円、契約の相手方、住所、岐阜県下呂市金山町金山 3255 番地 1、氏名、株式会社讃建、代表取締役 星屋俊人、平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、金山小学校耐震補強・エコ改修工事（建築）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次のページをお願いいたします。

入札執行結果公表一覧表により説明をさせていただきます。

まず工事概要でございますけれども、校舎耐震補強工事で R C 4 階建て、3,310 平方メートルの建物でございます。耐震フレーム設置が 20 カ所、R C 壁の増設が 6 カ所、間柱の設置が 2 カ所等でございます。またエコ改修工事につきましては、児童便所の節水型トイレへの改修、多目的トイレの設置、それからペレットストーブ等の導入等でございます。

工期につきましては、本契約の締結の翌日から平成 22 年 3 月 30 日でございますが、今回の補正予算に繰越明許費を計上させていただいておりますが、議決していただいた後に 11 月 25 日ということで工期を延長するというふうに考えております。

また、入札の状況につきましては表のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。以上で

ございます。

○議長（木一良政君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

金山のエコの事後審査型一般競争入札、何遍これを私は事後審査、事後審査ということを考えてみても、ちょっと理解がしにくいので、いま一度説明していただきたいということと、これはびっくりするぐらいまいこと1回目のときに金額が出ておるなあと。1億4,900万、1億4,760万、本当にこれはよくもこれだけそろったもんやなあと、こういうことになるのかなあとということを今思いましたが、その辺の事後審査の一般競争入札というのはこういうことになるのか、私は素人でわからんもんで、ちょっとどういうものや教えてもらいたい。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

1億5,000万以上の予定価格のものについては一般競争入札ということになりまして、事後審査型条件つき一般競争入札と申しますと、ある程度、例えば参加資格が市内の業者に限るとかの条件をつけまして、それかランクがそういうランクであるとかいう条件をつけまして、入札に参加する業者を募集いたしまして、それによりまして参加された方を対象として入札を実施いたしまして、入札後に最低落札価格の業者が市が示した条件に合っているかどうかを確認しまして、それが合っていれば、最低落札価格の方を落札業者として決定するというところでございます。結果につきましては市でどうこう言える立場ではないと思いますが、結果としてはこういう格好になったということしか申し上げることはできません。

○議長（木一良政君）

エコ改修工事について、だれですか。

教育総務課長。

〔「どういう中身」と5番議員の声あり〕

中身。

○教育総務課長（池戸 昇君）

エコ改修工事の概要でございますけれども、省エネ型の暖房機の取り付け、これは深夜電力利用をしました蓄熱型暖房機でございますけれども、28台、それから暖房機用の幹線の電気配線工事、二つ目でございますけれども、教室の照明器具を高効率照明へ更新します。そして、便所のスイッチを人感センサーを取りつけると。三つ目でございますけれども、児童トイレの和風便器を節水型の洋式便器へ取りかえる。それから節水型便器への変更に伴う床、壁の改修工事でございます。それから深夜電力用の受電装置の改修、ペレットストーブにつきましては5台導入でございます。あと多目的トイレの設置工事等でございます。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

20 番 大前武憲君。

○20番（大前武憲君）

私も議第9号のエコ改修のことでちょっとお尋ねをいたしますが、ただいま教育課長の方から説明がございました深夜電力を利用して暖房28台、そしてペレットストーブを5台入れるというようなことでしたが、エコ改修ということであれば、どちらかに合わせた方が私は効率がいいんじゃないかと思うんですが、なぜ深夜電力とペレットストーブ、二つの方法を入れなければならないのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（木一良政君）

教育総務課長。

○教育総務課長（池戸 昇君）

ただいまの御質問でございますけれども、まず学校には普通教室と特別教室がございます。普通教室と申しますのは、1年生から6年生まで、ほとんどの時間をその教室で過ごすということで、深夜型の蓄熱暖房機を設置するようにしております。これは、夜温めて、朝から放熱をするという状況の機械でございます。ペレットストーブを導入する部屋につきましては特別教室ということで、四六時中子供さんがいらっしゃらないということで、使うときに暖房を使いたいということで、バイオマスということも考えましてペレットストーブを導入したいというふうに考えております。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第8号及び議第9号の2議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第8号及び議第9号の2議案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第8号 放送通信基盤（竹原工区）整備工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第8号については原案のとおり可決されました。

議第9号 金山小学校耐震補強・エコ改修工事（建築）請負契約の締結について、本件を原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第 9 号については原案のとおり可決されました。

---

◎議第 10 号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

日程第 15、議第 10 号 平成 21 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

12 ページをお願いいたします。

議第 10 号 平成 21 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて。

地方財政法第 6 条の規定により、平成 21 年度下呂市一般会計は次のとおり、平成 21 年度下呂市下水道事業特別会計へ繰り出しするものとする。繰出額 462 万 6,000 円、平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、下水道事業に係る地域活性化・公共投資臨時交付金の交付に伴い、地方財政法の規定に基づき、基準外繰出金について議決を求めるものです。

下水道事業に係る繰出金につきましては、地方債の元利償還分につきましては、毎年度、総務省から示される地方公営企業繰出金についての通知に基づきまして基準内の繰り出しを行っているものですが、本件につきましては、国の補正予算に伴う地域活性化・公共投資臨時交付金の対象事業ということで、建設改良費に対する繰り出しとなるということで、一たん一般会計の方へ入れまして、特別会計へ出す必要があるということで、基準外繰り出しとする扱いとなるということで、議会の議決をお願いするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第 10 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第 10 号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第 10 号 平成 21 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第 10 号については原案のとおり可決されました。

---

◎議第 11 号から議第 29 号までについて（議案説明・質疑・討論）

○議長（木一良政君）

日程第 16、議第 11 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算、日程第 17、議第 12 号 平成 21 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、日程第 18、議第 13 号 平成 21 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第 19、議第 14 号 平成 21 年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算、日程第 20、議第 15 号 平成 21 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、日程第 21、議第 16 号 平成 21 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、日程第 22、議第 17 号 平成 21 年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、日程第 23、議第 18 号 平成 21 年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、日程第 24、議第 19 号 平成 21 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、日程第 25、議第 20 号 平成 21 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算、日程第 26、議第 21 号 平成 21 年度下呂市竹原財産区特別会計補正予算、日程第 27、議第 22 号 平成 21 年度下呂市上原財産区特別会計補正予算、日程第 28、議第 23 号 平成 21 年度下呂市中原財産区特別会計補正予算、日程第 29、議第 24 号 平成 21 年度下呂市金山町金山財産区特別会計補正予算、日程第 30、議第 25 号 平成 21 年度下呂市金山町下原財産区特別会計補正予算、日程第 31、議第 26 号 平成 21 年度下呂市金山町東財産区特別会計補正予算、日程第 32、議第 27 号 平成 21 年度下呂市水道事業会計補正予算、日程第 33、議第 28 号 平成 21 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、日程第 34、議第 29 号 平成 21 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算、以上 19 件を一括議題といたします。

本件について、提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま一括上程されました議第 11 号から第 29 号までの補正予算につきまして、提案説明を申し上げます。

議第 11 号 下呂市一般会計補正予算につきましては、歳入では、市民税（法人分）などの市税、事業費の確定などに伴う県補助金、基金繰入金、市債などの減額、9 月補正の段階で留保しておりました地方交付税、国の第 1 次補正予算に伴う地域活性化・公共投資臨時交付金、財産区の廃止に伴う財産区特別会計からの繰入金の増額などを計上しております。

歳出においては、財産区の廃止に伴う地縁団体への交付金、年度内事業の執行に係る不足額の増額補正のほか、事業の完了、年間見込みによる不用額の減額などの補正が主なものとなっております。

また、諸般の事情により年度内の完成が見込めない 12 事業につきまして、繰越明許費の議決もあわせてお願いするものであります。

議第 12 号から議第 29 号までの各特別会計及び企業会計補正予算につきましては、一般会計と同様に、

不足する経費の追加及び各事業の精算、年間見込みによる不用額の減額などの補正予算をお願いするものであります。特に、議第 21 号から議第 26 号までの 6 財産区特別会計につきましては本年度末をもって廃止することとしており、精算に係る補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当部長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（木一良政君）

それでは、議第 11 号について、詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

では、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

議第 11 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算（第 10 号）の説明を申し上げます。

第 1 条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 4,690 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237 億 4,821 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第 3 条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第 4 条は地方債の補正で、地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」によるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費の追加は 12 件でございます。

総務費、市有林造林事業の 285 万は、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業の 2 次配分を受けて行うもので、12 月補正の後の事業となったことから、積雪等のため、委託事業期間に完成が見込めないということから延長するものでございます。

次の下呂交流会館施設整備事業 434 万 9,000 円につきましては、仮設花道の製作を行うもので、完成後の実測に基づき作成するということから、木材の調達、完成に日数が必要なことから年度内の完成が見込めないため、繰り越しするものでございます。

民生費、介護基盤等緊急整備等助成事業の 2,625 万円は、県の内示を受けまして、さきの 2 月補正で御議決をいただきましたうら金山の増床整備の補助金で、内示の時期から年度内完成が見込めないということから繰り越しものです。

次の子ども手当給付事業臨時の 168 万円は、子ども手当の支給に伴う電算システムの改修でございますが、制度要綱のおくれにより年度内の完成が見込めないため、繰り越しするものでございます。

農業費、情報基盤整備事業の 1 億 4,681 万 6,000 円でございますが、本年度 7 月の補正予算で対応をさせていただきました竹田地区の整備分につきましては、中部電力の柱の強化に伴う電柱の改修工事がおくれるということもございまして、繰り越しをするものでございます。

草地林地一体的利用総合整備事業 4,796 万 5,000 円でございますが、滝上牧場の整備に係るもので、下流部の濁流に対する対応が必要となったことに伴うものでございます。それで事業がおくれてきたということでございます。

それから、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 6,000 万 5,000 円でございますが、これは国の第 1 次補正予算に伴うもので、一時施工が保留されたことに伴いまして年度内完成が見込めなくなったものでございます。



次の林業費の森林整備加速化・林業再生基金事業の2,709万7,000円でございますが、県の内示を受けまして12月補正で事業化をしたわけでございますが、御嶽五の池小屋の整備に係るものでございまして、冬季になるということで、年度内完成が見込めなくなったため、繰り越すものでございます。

消防費、防災行政無線機器等整備事業の548万1,000円でございますが、消防庁における全国共通の技術検討が長期化しまして、機器の製造に相当の期間を必要とすることから、年度内の完成が見込めないものでございます。

教育費の小学校太陽光発電施設整備事業1億5,335万円、その下の金山小学校耐震補強事業の2億4,119万2,000円、それからその下の下呂中学校東校舎耐震補強事業の1億7,411万2,000円は、国の補正予算によりまして本年度事業化したものでございますが、年度内の完成が見込めないということから繰り越しをお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為の補正でございます。

職員の懲戒処分に対しまして、公平委員会へ不服申し立てがございまして、公平委員会で審議が行われることに当たりまして、市の代理人として弁護士を委託するためのものでございます。平成22年度から本件終了までの期間として、交通費相当額を限度額とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債の補正でございます。

一番上の衛生債の環境衛生施設整備事業につきましては、事業の実施を見送ったことから減額を行うものでございます。

次の農林水産業債の農地農業施設整備事業の減は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で地域活性化・公共投資臨時交付金が充てられることとなったため、補正予算債を減額するものでございます。

それから四つ目の情報基盤整備事業については、これも地域活性化・公共投資臨時交付金が充てられることになったことから地方予算債の減額と、それから事業費確定に伴う過疎対策事業債の減額でございます。

下から2番目の教育債の学校施設整備事業につきましても、公共投資臨時交付金が充てられることになったことから減額をするものでございます。

それ以外の変更につきましては、事業費の確定等により借入限度額を変更するものでございます。

地方債全体といたしましては4億6,160万円の減額となっております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前のおりでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

歳入補正予算の主なものは、市税が6,328万2,000円の減額、地方交付税の保留分の1億円の増、国庫支出金が2億2,008万9,000円の増、県支出金が1億654万8,000円の減額、繰入金が1億6,608万2,000円の減額、市債が4億6,460万円の減額などでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出補正予算につきましては、総務費で財産区特別会計の廃止に伴う地縁団体の交付金等で6,098万8,000円の増額、衛生費は管渠敷設工事の見送り等によりまして1億1,081万円の減額、農林水産業費は1億4,777万5,000円の減額、土木費につきましては1億4,070万7,000円の減額等で、各事業の確定、精算、年間見込み等による不用額などの減額が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

13 ページからは事項別明細でございます。歳入歳出とも事業の確定に伴う減額補正が中心になっておりますので、主なもののみ説明をさせていただきます。

まず、13 ページからでございますが、歳入でございます。

上段の市民税につきましては、法人分につきましては 4,303 万 7,000 円の減額でございます。これは、景気の動向によりまして、現年分の法人税が当初の見込みより減額となるものでございます。

その下のたばこ税 812 万 8,000 円の減額、それとその下の入湯税 1,211 万 7,000 円の減額でございますが、いずれも収入実績及び収入見込みにより、それぞれ減額するものでございます。

一番下の地方交付税でございますが、保留しておりました 1 億円を今回計上させていただくものでございます。

続きまして 15 ページをお願いいたします。

中段の使用料及び手数料、手数料の衛生手数料 1,036 万 1,000 円の減でございますが、ごみ処理の手数料で、収入実績及び収入見込みにより減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

中段の国庫支出金、国庫補助金の民生費国庫補助金 244 万 6,000 円の増額でございますが、これにつきましては、子ども手当準備事業の補助金等でございます。

それから衛生費国庫補助金 1,880 万 7,000 円の減額でございますが、これは環境施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の減額が主なものでございます。

一番下でございます。土木費国庫補助金 4,328 万 1,000 円の減は、愛宕住宅建てかえ事業に係る地域住宅交付金の事業費確定による減額等でございます。

次のページをお願いいたします。

教育費国庫補助金、上段でございますが、2 億 977 万 9,000 円の増は、地域活性化・公共投資臨時交付金で下呂小学校の耐震改築事業、小坂小学校、それから金山小学校、下呂中学校東校舎の耐震化事業に係るものでございます。

農林水産業費国庫補助金 7,964 万 4,000 円の増額につきましても、公共投資臨時交付金で情報基盤整備事業と農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に補助金を増額するものでございます。

中段からの県支出金でございますが、事業費の精算確定、年間見込みによる増減が主なものとなっております。

少し飛びまして、20 ページをお願いいたします。

県補助金の農林水産業費県補助金、中段でございますが、1 億 752 万円の減額でございますが、主なものとしまして、情報基盤整備事業交付金につきましては 9,969 万 2,000 円の減額になっております。これは事業の確定に伴う減額でございます。

次に、22 ページをお願いいたします。

財産収入の財産運用収入の利子及び配当金 1,289 万 3,000 円でございますが、これは基金利子の確定に伴う増額でございます。

次のページをお願いいたします。

23 ページ中段、寄附金でございますが、指定寄附金は 688 万 3,000 円で、内訳といたしましては、民生費寄附金 170 万 5,000 円、教育費寄附金が 510 万円等でございます。ふるさと寄付金につきましては 259 万円でございます。

下段から繰入金になっております。基金繰入金につきましては、財政調整基金につきましては 2 億

2,000 万円の減額をいたしました。清掃施設整備基金繰入金につきましては 3,500 万円を減額いたしております。そのほかは、事業の減額に伴いまして、調整によりまして減額をいたしておるものでございます。

24 ページをお願いいたします。

下段の繰入金のうち財産区繰入金 1 億 41 万 6,000 円でございますが、これにつきましては、財産区の廃止に伴う財産区会計からの繰入金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

25 ページでございますが、中段から下の諸収入の雑入でございますが、1,746 万 2,000 円の増額でございます。主なものは、総務費の雑入で市町村振興協会交付金 1,354 万 1,000 円が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

26 ページから 27 ページは市債でございます。先ほど第 4 表の地方債の補正で説明を申し上げましたとおり、事業費、それから財源の確定などにより、事業ごとの起債額を変更しておるものでございます。

次に、28 ページをお願いいたします。

28 ページからは歳出でございます。事業費の確定及び年間見込みによる減額、財源補正が主なものでございますので、新たに加わるもの、それから節の欄で増減の大きいもので説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

下段の総務費、総務管理費、一般管理費の委託料 176 万 1,000 円の増は、損害賠償請求訴訟に係る弁護士委託料の精算分と、それから、先ほど第 3 表の債務負担行為で説明をいたしました公平委員会に伴う代理人として弁護士を委託するための費用でございます。

次に、30 ページをお願いいたします。

財産管理費の負担金補助及び交付金の 1 億 25 万 2,000 円につきましては、財産区廃止に伴う地縁法人への交付金でございます。

32 ページをお願いいたします。

企画費の積立金 275 万 2,000 円でございますが、これはふるさと寄付金に伴うものをふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

それから、電子自治体推進費の備品購入費 2,830 万 8,000 円の減は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で行った行政ネットワーク機器の更新に伴う事業費の確定による減額でございます。

少し飛びまして、39 ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費、介護保険費の繰出金 1,099 万 5,000 円の減は、介護保険特別会計（保険事業勘定）への繰出金の減で、居宅介護サービス給付費等の減によるものでございます。

その下の福祉医療費、扶助費 1,560 万 5,000 円の減は、福祉医療費の各制度それぞれの実績見込みによる増減によるものでございます。

41 ページをお願いいたします。

児童福祉費、児童措置費の扶助費 1,468 万 6,000 円の減でございますが、児童手当給付費 1,011 万 5,000 円、それから児童扶養手当給付費 457 万 1,000 円の減が主なものとなっております。これは実績等に基づき減額するものでございます。

44 ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金 1,414 万 9,000 円の増は、金山病院の繰出金で、繰出基準に基づく交付税算入分が増額になっておりますが、その下の投資及び出資金は 940

万円の減額というふうになっております。

それから一番下でございますが、予防費の扶助費 1,141 万円の減は、新型インフルエンザワクチンの接種の助成でございまして、接種者の確定、それからワクチン接種回数が 2 回から 1 回に減ったということによりまして減額するものでございます。

次に、48 ページをお願いいたします。

清掃費、環境衛生施設整備費の委託料 8,436 万 2,000 円の減額でございますが、環境施設の整備を見送ったことに伴う減額でございます。

52 ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農地費の中段辺でございますが、工事請負費の 7,794 万 9,000 円の減額につきましては、情報基盤整備事業で萩原北部、竹原両工区の事業費の確定に伴うものでございます。それから、一つ飛びまして補償補てん及び賠償金の 4,816 万 1,000 円の減でございますが、これも同様に、強化電柱の補強の改修、それから補償金等の減額でございます。

少し飛びまして、63 ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費の公有財産購入費 4,700 万円の減額でございますが、森 69 号線の道路改良に伴う用地費につきまして、県有地の購入を予定しておりましたが、無償賃貸契約が締結できたので減額するものでございます。

次、66 ページをお願いいたします。

中段あたりでございますが、住宅費、住宅建設費の工事請負費 6,414 万円の減額でございます。愛宕住宅建てかえ工事による 5,500 万円の減額が主なものでございます。これにつきましては、予算につきましては、過去の住宅建設の実績等を踏まえて予算計上しておりましたが、今回の実施設計によりましてと、それから工事の結果、事業費が確定したことによりまして減額となるものでございます。

それから、69 ページをお願いいたします。

節で一番下のところになりますが、教育費、教育総務費、事務局費の積立金 500 万円の増額でございますが、これは寄附金を育英資金基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、75 ページをお願いいたします。

節の欄で中段より少し上でございますが、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費の工事請負費 1,758 万 4,000 円の減は、災害査定が完了いたしまして事業費が確定したことによりまして減額するものでございます。

次の 76 ページをお願いいたします。

上段でございます。公債費、利子の償還金利子及び割引料利子償還 1,618 万円の減は、平成 20 年度の借入条件の確定によりまして、不用額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。77 ページからは給与費の明細書でございます。

77 ページは特別職でございまして、一番下の計の欄を見ていただきたいと思います。報酬の 98 万 9,000 円の減は、職業相談室の嘱託職員が高山公共職業安定所の嘱託職員に移管したことによる減額でございます。期末手当の 400 万 2,000 円の減額は、議員さんの期末手当の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

一般職の給与費明細書でございます。総括の比較欄をごらんいただきたいと思います。育児休業者の復職、扶養の変更、期末・勤勉手当の確定に伴う減額、それから時間外手当の増額等で、合計で 338 万 9,000 円の増額となっております。職員手当の増減の明細内訳については、その下の表に記載のとおりでございます。

80 ページをお願いいたします。

80 ページは債務負担行為の調書でございます。

次のページをお願いいたします。

次のページは地方債の調書でございます。合計欄の一番右の一番下でございますが、地方債の年度末現在高の見込み額でございます。補正後は 275 億 6,215 万 4,000 円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（木一良政君）

休憩いたします。再開は 11 時 17 分といたします。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議第 9 号について詳細説明の中で訂正がありますので、総務部長。

○総務部長（今井能和君）

先ほど伊藤議員の質問の中で、一般競争入札にする場合に 1 億 5,000 万以上の請負価格のものを一般競争入札にすると言っていましたが、1 億円の誤りでございましたので、訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 12 号から議第 14 号について、詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

それでは、議第 12 号 平成 21 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）について御説明させていただきます。

83 ページでございます。

平成 21 年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,254 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 7,384 万 5,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

それでは、事項別明細書で御説明させていただきます。

89 ページをお開きください。

初めに歳入でございます。

国庫支出金の高額医療費共同事業費負担金でございます。補正額は 293 万 2,000 円の減額でございます。これにつきましては、平成 21 年度下呂市の拠出金額が決定・確定したための減額でございます。

次に特定健診負担金でございますが、減額 70 万 9,000 円でございます。これも特定健診、それから保健指導をやっております中で、国の単価の見直しと、それから個別健診者の数が減になりました。その結果の減額でございます。

続きまして、国庫支出金の特別調整交付金でございます。補正額は 933 万 3,000 円でございます。これは、国からの特別調整交付金の増額通知によるものでございます。

それから国庫補助金につきましては、補正額 38 万 2,000 円。これにつきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が、国で 100%補助するものでありますが、これは前期高齢者の負担割合の凍結

延長によりまして更新経費が必要になったためでございます。

次に出産一時金補助金でございますが、32万円の増額補正でございます。これは4万円増額になった分の国の6分の3の増額補正でございます。

次に療養給付費等交付金でございます。補正額567万円の増額補正でございますが、退職医療の交付金で、支払基金からの決定通知により増額となったものでございます。

次、90ページをお開きください。

県支出金でございます。高額医療費共同事業費負担金、補正額293万2,000円の減額でございます。これにつきましては、高額医療費共同事業の県支出金の確定によります減額補正でございます。

次に特定健診負担金につきましては、県の特定健診負担金の単価の見直しと個別受診者の減による減額になりました。

続いて共同事業交付金の方でございますが、補正額292万5,000円でございます。これにつきましては、高額療養費共同事業交付金で1件当たり80万円以上の高額医療費に対する再保険事業でございます。平成21年度の実績見込みによりまして増額するものでございます。

次に利子及び配当金につきましては、基金の利子でございます。73万2,000円でございます。

それから繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございますが、補正額46万6,000円。これは職員給与費の時間外手当不足によるものの増額でございます。

続きまして、92ページの歳出でございます。

一般管理費69万8,000円、これは一般管理費、給与費の方の時間外手当の不足分に伴う増額補正でございます。

それから総務費の徴税費、補正額15万円は、これも時間外勤務手当不足による増額分でございます。

次に保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費の方の補正でございます。補正額は1,300万円の減額でございます。これは、1月までの給付費の実績によりまして、年間給付費を推計して減少になったものでございます。

それから退職被保険者等療養給付費につきましては、64歳までの退職被保険者の医療費に対する給付費でございます。これも1月までの給付費の実績によりまして、年間給付費を推計して不足するために、これだけの額を補正するものでございます。

それから一般被保険者療養費でございます。補正額79万4,000円。これは医師の同意を得て行うコルセットとか鍼灸、そういったものの保険証を提示しない方の分でございます。これも実績によりまして増額補正でございます。

その下は財源の組み替えで補正額はございません。

次に一般被保険者高額療養費の方でございますが、補正額1,448万2,000円でございます。一般の被保険者のがんとか人工透析等によりまして高額な医療費が発生する、そうした場合の医療費でございます。これも1月までの実績とその後の年間の給付費の推計をしまして、不足分を補正するものでございます。

次、94ページをお願いします。

94ページの保険給付費、高額療養費でございます。退職被保険者等高額療養費の補正61万円でございます。これも先ほど言いました高額医療によりますところの実績によりまして、1年間の給付費を推計して、61万の不足が生じたということで補正をさせていただきました。

出産育児一時金につきましては、財源更正のためのもので、増額補正はございません。

次に共同事業拠出金でございますが、高額医療費共同事業拠出金、補正額1,173万円の減額ござい

ます。これは、高額な医療費の発生で国保財源に与える影響を緩和するためのものがございます。これも今回の確定によりまして減額するものがございます。

次に、その下の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これも1件30万円以上の医療費の発生による保険者の負担を緩和する措置のものの拠出金でございます。これも今回、本事業の確定によりまして減額するものがございます。

次に保健事業費、疾病予防費の補正でございますが、補正額470万8,000円の減額でございます。これは、30歳から74歳までの健診を行っております。その分の健診受診者において、集団健診はほぼ当初見込みであったんですが、個別健診につきましては、インフルエンザ等の理由によりまして、見込みの4割程度になりました。そのための減が生じたということでございます。

それから、96ページをお開きください。

96ページにつきましては、基金積立金の基金利息の積立金でございます。73万2,000円の増額です。

次に繰出金でございますが、直診勘定会計繰出金、これは小坂診療所の分でございますが、小坂診療所施設の運営に関する経費、その分が、レセプト電算システムと、それから総合医療情報システムの方の導入によりまして増額補正で繰出金がふえてきたということでございます。

それから予備費につきましては、余剰財源を予備費へ入れまして、歳入歳出の調整を行ったということで、補正額2,486万7,000円を計上させていただいております。

以上が国保の会計の補正でございます。

続きまして、101ページをお開きください。

議第13号 平成21年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

平成21年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億437万4,000円とするものがございます。

事項別明細表の方で説明させていただきます。104ページをお開きください。

○議長（木一良政君）

市民部長、主なものに絞って説明をお願いします。

○市民部長（今井隆夫君）

はい、わかりました。

歳入につきましては、保健事業費委託金につきまして、補正額221万7,000円の減。これはすこやか健診の精算により減額するものがございます。

それから繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金で244万9,000円、これにつきまして、7割、5割、2割の軽減に対します見込みが確定したための一般会計からの繰り入れでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額244万9,000円でございます。これにつきましては、省令の一部改正する省令の施行によりまして、保険安定基盤繰入金から増額通知が来たものがございます。

その下でございますが、健康診査費は補正額減額の203万でございます。これは先ほど申し上げましたように、個別健診の方がインフルエンザ等で当初見込みより減ったということで減額になっております。

続きまして、107ページをお開きください。

議第14号でございます。平成21年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成 21 年度下呂市の老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。  
平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

それでは、110 ページをお開きください。

老人保健につきましては、後期高齢者医療制度に移行しまして、現在、法律については移行してあるということですが、制度としましては、この平成 22 年度までが医療費の支払いの最終年度ということになっております。そこで医療費の負担、それから国・県の医療費の負担金につきまして、本来ですと出納閉鎖期間までに精算をされるわけなんです、今回は新年度、22 年度に国・県の方からこの負担金が支払われるということで、一時、一般会計の方から繰り入れるということになりまして、一般会計繰入金 227 万 2,000 円ということで、あと国・県のそれぞれの負担金は減額補正をするというものでございます。

以上、御説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 15 号及び議第 16 号について、詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊崎武司君）

それでは、予算書の 111 ページをお願いいたします。

議第 15 号 平成 21 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 4 号）の説明でございます。

平成 21 年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 496 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,830 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 条では、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

それでは、116 ページをお願いいたします。

事項別明細書の明細表で御説明いたします。事業の主な確定に伴います補正でございますので、概要だけ御説明申し上げます。

まず、歳入のサービス収入でございますが、こちらの方は今年度のサービス収入の主な精算でございます。なお、あさぎりサニーランド、かなやまサニーランド分の補正もございしますが、こちらは社会福祉法人下呂福祉会に移行するまでの 3 月収入分、サービス分の収入の最終確定によるものが計上してございます。またサービス収入の 2 段目でございますが、訪問介護費収入の 364 万 9,000 円の増額につきましては、社会福祉協議会が金山地域で行っております訪問介護事業の実績の増加による増額でございます。

次の行で小坂老健施設分の 253 万 2,000 円の減額につきましては、工事期間中に一部工事の影響を避けるために利用の制限をさせていただいた分の減額でございます。

次に、117 ページ一番下の段でございます。

県支出金、県補助金の 780 万円の増額でございます。これは、小坂老人保健施設の施設開設準備経費助成特別対策事業の助成金が受けられましたので、こちらに計上してございます。

118 ページをお願いいたします。

下段の市債でございます。720 万の減額でございます。小坂老健施設の耐震補強増床工事の工事請負



額につきまして、事業の確定に伴います地方債の借入額の減額でございます。

次に、119 ページから歳出の御説明をいたします。

中段の居宅サービス事業費の 317 万 2,000 円の増額でございます。歳入でも御説明いたしました、社協が金山地域で行っております訪問介護サービス事業の実績増加に伴います所要額の支出でございます。

120 ページをお願いいたします。

120 ページ下段の施設整備費でございます。補正額で 617 万 2,000 円の減額でございます。これは小坂老人保健施設の請負額の確定に伴います減額分でございます。なお、こちらにつきましては、診療所との事業費の案分を変更しておりますので、それに伴います分の精算がしております。

それから、121 ページ上段は一般会計繰出金でございます。こちらは一般会計繰出金として、サービスが増加した分を繰り出ししておりますのでございます。

予備費は 253 万円の増額でございますが、老人保健施設の開設準備に係る県助成金を計上しておりますのでございます。これで予備費の方で財源を調整しております。

続きまして、125 ページをお願いいたします。

議第 16 号 平成 21 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）の説明でございます。

平成 21 年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,000 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 3,572 万 2,000 円とするものでございます。

資料の 130 ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入で重立ったものを御説明いたします。

中段、国庫支出金でございます。こちらにつきまして、歳入の方でございますが、概括的に申し上げます、今年度のサービス実績の見込みを調整したことに伴います国庫、県費の財源の補正を行っておりますのでございます。中ほどの 1,400 万の国庫負担金につきましても、介護給付費の国負担分の減額でございます。

次のページに入りまして、支払基金交付金も同じく社会保険相当分の支払基金交付金の減額でございます。

県負担金も同じ理由でございます。

歳入につきましては、おおむねただいま申し上げましたサービス実績に伴います調整でございます。

歳出、133 ページでございます。

一番上、認定調査費は、嘱託調査員の減員によります減額 120 万円でございます。

それから、中ほどから保険給付費でございます。歳入のところでも御説明いたしましたが、各サービス事業の実績、給付実績を今後年度末まで見込みまして、所要額として調整をしたものでございます。当初見込みよりも少な目ということとなっておりますので、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービス、それぞれ減額補正をしておりますが、年度末までの十分なサービス実績をできるように予算を調整させていただきました。

134 ページの下段でございます。介護予防サービス等諸費 300 万円の減額、それから次のページへ入りまして、介護予防サービスの地域密着型介護予防サービス給付費でございます。こちらについては、要支援 1、2 の介護予防サービスの事業の実績、または実績見込みに伴います事業費の調整でございます。よろしくをお願いいたします。

それから 137 ページでございます。

予備費につきましては、ただいま御説明いたしました事業全体の予備費調整でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 17 号及び議第 18 号について、詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今井弘司君）

それでは、139 ページをお願いいたします。

議第 17 号 平成 21 年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

平成 21 年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,957 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2,229 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 条は地方債の補正でございます。地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によります。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

142 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正でございます。簡易水道整備事業、限度額を 1,130 万円減額しまして 9,820 万円とするものでございます。

詳細について説明をさせていただきます。144 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、加入分担金 450 万 4,000 円の増額でございます。これは主に萩原町の簡易水道事業でございますが、13 件増額によりまして 328 万 6,000 円が主なものでございます。

使用料でございますが、水道使用料 879 万 7,000 円の減額でございますが、特に金山の簡易水道、これは企業の業務縮小が大きな原因でないかと思われましても、423 万 8,000 円の減額が主なものでございます。

続きまして、次のページの一番下、雑入でございますが、347 万円の減額。これは、水道の下水道工事に伴います敷設がえの補償が不用になったということで 420 万円の減額でございます。

続きまして、次の 146 ページの下段でございますが、水道整備事業債でございます。1,130 万円の減額。これは事業費の確定に伴います減額でございます。

続きまして歳出でございますが、147 ページ中ほど、施設管理費でございます。951 万 5,000 円の減額。主なものといたしまして、中段ほどにございますが、下呂簡易水道施設管理費 630 万円の減額、これは工事の事業費確定に伴います減額が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

施設整備費でございますが、1,098 万円の減額。主なものといたしまして、一番下段にございますけれども、遠方監視システム整備費、これは入札に伴います減額が 725 万でございます。

簡易水道につきましては以上でございます。

続きまして、151 ページをお願いいたします。

議第 18 号 平成 21 年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

平成 21 年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,397 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 9,203 万円とするものでございます。

第 2 条は地方債補正でございます。地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によります。平成 22 年

3月2日提出でございます。

154ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。下水道整備事業でございますが、3,530万円を減額しまして5億4,180万円とするものでございます。

詳細につきましては、157ページをお願いいたします。

歳入でございますが、下水道分担金665万6,000円の増額でございます。特定環境保全公共下水道分担金でございますが、407万4,000円の増額、これは主に竹原処理区でございますが、新規の一括納付がございまして、355万4,000円の増額でございます。

一番下段でございますけれども、下水道使用料229万2,000円の増額でございますが、次のページをお願いいたします。特に特定環境保全公共下水道の使用料でございますけれども、竹原処理区、これは供用開始に伴いまして、つなぎ込みの増によります増額で571万1,000円を計上しております。金山処理区につきましては、企業の事業縮小が原因かと思われまして減額で予算を計上させていただいております。

続きまして、159ページ中ほどをお願いいたします。一般会計繰入金でございますが、880万5,000円、これは公債費分としまして、繰入基準の確定によります増額分418万5,000円と、先ほど議第10号で承認をいただきました地域活性化・公共投資臨時交付金の事業分462万6,000円をここで計上させていただいております。

一番下でございますが、基金繰入金750万円の減額でございますが、これは公債費の基準内の確定等によりまして減額をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

下水道整備事業債でございますが、3,530万円の減額。これは事業費確定に伴いまして、借入入れを減額しております。

次の161ページから歳出をお願いいたします。

下段でございますが、特定環境保全公共下水道施設管理費でございます。405万円の増額。これにつきましては、萩原処理区におきまして修繕料でございますが、上呂の水処理センター内におけます負荷量の演算機の修繕等によりまして282万5,000円を増額しております。

1ページ飛びまして、163ページをお願いいたします。

施設整備費でございますが、公共下水道施設整備費2,550万円の減額。これは下呂処理区の整備費でございますが、事業確定に伴いまして減額をいたしております。

特定環境保全公共下水道施設整備費615万円の減額でございますが、主なものといたしまして竹原処理区の整備費でございますが、700万円の減額、これも工事の確定に伴いまして減額をいたしております。

次のページをお願いいたします。

基金積立金でございますが、921万9,000円。これは分担金増等によります基金を積み立てております。

以上でございます。審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第19号について、詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊崎武司君）

それでは、予算書 167 ページをお願いいたします。

議第 19 号 平成 21 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 4 号）でございます。

平成 21 年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,199 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 813 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 条で、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によります。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

それでは、172 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず一番上、医業収益でございます。入院収益では実績によります 289 万 4,000 円の減、その他医業収益で 329 万 7,000 円の増が見込まれてございます。これは、公衆衛生収益として 327 万 2,000 円でございますが、小坂診療所で行っております事業所健診の受信者の増加によります収益の増でございます。

次に、次の 173 ページの上段、繰入金でございます。961 万 5,000 円でございます。これは国保会計のところでも御説明がございましたが、平成 20 年度のレセプト電子カルテ導入分といたしまして、特別の国保交付金を受け入れすることができたものでございます。

続きまして、市債の 3,590 万の減額でございますが、小坂診療所の耐震工事など終了に伴います過疎債の借入額の変更でございます。

続きまして、174 ページから歳出について御説明を申し上げます。

医業費で補正額 297 万 2,000 円でございますが、右の欄、175 ページの上段で需用費で 285 万 4,000 円の増額が見込んでございます。これは、新型インフルエンザのワクチンの調達、またはその他診療材料の調達の増加によります増額でございます。

次に施設整備費でございます。3,450 万 3,000 円の減額でございます。こちらは小坂診療所の耐震補強工事、または改修工事、そして駐車場整備工事など、事業がほぼ確定いたしましたので、老人保健施設との事業費案分の見直しを行いました上で診療施設勘定からの支出分の減額をするものでございます。

それから基金積立金 978 万 8,000 円でございます。これはレセプト電子カルテ導入分でございますが、基金を取り崩して事業を実施しておりましたが、先ほど御説明いたしました国保の特別交付金として受け入れができましたので、基金に積み戻しを行ったものでございます。

以上、御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 20 号から議第 26 号までの詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

補正予算書の 181 ページをお願いいたします。

議第 20 号 平成 21 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 4 号）の説明を申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 635 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,952 万 8,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

184 ページをお願いいたします。

歳入では、当初予定しておりました基金繰入金の減額、立木伐採に伴う売払収入の追加などが主なものでございます。

歳出は、造林事業の賃金、委託料等の減額、林道開設事業の事業負担金の増額と基金利子の追加分の積み立て、それから一般会計の繰出金の追加などでございます。

187 ページをお願いいたします。

議第 21 号 平成 21 年度下呂市竹原財産区特別会計補正予算（第 2 号）の説明を申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,379 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,440 万 9,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

190 ページをお願いいたします。

財産区特別会計を廃止することに伴いまして、基金積立金を全額繰り入れし、歳計剰余金と合わせて一般会計へ繰り出すことが主な補正でございます。

193 ページは給与費の明細書になっております。

続きまして、195 ページをお願いいたします。

議第 22 号 平成 21 年度下呂市上原財産区特別会計補正予算（第 2 号）の説明を申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 793 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 887 万 3,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

198 ページをお願いいたします。

この会計につきましても、財産区の特別会計を廃止することに伴いまして、基金積立額を全額繰り入れし、歳計剰余金と合わせて一般会計へ繰り出すことが主な補正でございます。

202 ページについては給与費明細書となっております。

203 ページをお願いいたします。

議第 23 号 平成 21 年度下呂市中原財産区特別会計補正予算（第 2 号）の説明を申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,255 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,418 万 4,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

206 ページをお願いいたします。

この会計につきましても、財産区特別会計を廃止することに伴い、基金積立額を全額繰り入れし、歳計剰余金と合わせて一般会計へ繰り出すことが主な補正でございます。

210 ページは給与費明細書となっております。

211 ページをお願いいたします。

議第 24 号 平成 21 年度下呂市金山町金山財産区特別会計補正予算(第 2 号)の説明を申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,008 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,056 万 2,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

214 ページをお願いいたします。

この会計につきましても、財産区特別会計を廃止することに伴いまして、基金積立額を全額繰り入れし、歳計剰余金と合わせて一般会計へ繰り出すことが主な補正でございます。

217 ページにつきましては給与費明細書となっております。

219 ページをお願いいたします。

議第 25 号 平成 21 年度下呂市金山町下原財産区特別会計補正予算(第 2 号)の説明を申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,445 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,242 万 5,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

222 ページをお願いいたします。

この会計につきましても、財産区特別会計を廃止することに伴いまして、基金積立額を全額繰り入れいたしまして、歳計剰余金と合わせまして一般会計へ繰り出すことが主な補正でございます。

225 ページに繰出金の歳出は、中段ほどに 4,444 万 1,000 円という増額を載せてございます。

226 ページにつきましては給与費明細書となっております。

227 ページをお願いいたします。

議第 26 号 平成 21 年度下呂市金山町東財産区特別会計補正予算(第 2 号)の説明を申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 万 6,000 円とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

230 ページをお願いいたします。

この会計につきましても、財産区特別会計を廃止することに伴いまして、歳計剰余金を一般会計へ繰り出すことが主な補正でございます。

233 ページは給与費明細書になってございます。

以上で財産区関係の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(木一良政君)

正午になりますが、補正予算の詳細説明終了後に休憩としたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、続いて、議第 27 号について、詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長(今井弘司君)

235 ページをお願いいたします。

議第 27 号 平成 21 年度下呂市水道事業会計補正予算(第 2 号)でございます。

第 1 条、平成 21 年度下呂市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 21 年度下呂市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入でございます。水道事業収益 1,407 万 8,000 円の減額でございます。

支出につきましては、水道事業費用 260 万 4,000 円の減額でございます。

第 3 条につきましては、次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入につきましては、資本的収入 73 万円の増額、支出につきましては、資本的支出 635 万円の減額でございます。

第 4 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

これは職員給与費でございますが、43 万 3,000 円の減額でございます。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

詳細につきましては、247 ページをお願いいたします。

平成 21 年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、水道事業収益といたしまして 1,407 万 8,000 円の減額。

営業収益でございますが、給水収益、これは水道料金でございますけれども、1,694 万 7,000 円の減額でございます。これは景気低迷等によります水道使用量の減に伴うものと思われま

す。あと営業外収益でございますが、286 万 9,000 円の増額、主なものといたしまして、消費税の還付金 334 万 9,000 円の増額でございます。これは消費税確定によります増額でございます。

次のページをお願いいたします。支出でございます。

水道事業費用でございます。260 万 4,000 円の減額。

営業費用といたしまして 738 万 4,000 円の減額。原水及び浄水費といたしまして 300 万円の減額、これは浄水場の施設の修繕に充てておりましたが、ほぼ確定によります減額でございます。2 番目の配水及び給水費につきましても 300 万円の減額、これも同じように、修繕費に充てました分の減額でございます。

下段でございますが、特別損失 478 万円でございます。これは過年度損失修正損といたしまして不納欠損処理をしたいということで、この金額を計上させていただいております。

続きまして、次のページ、資本的収入及び支出でございますが、収入の部で資本的収入でございますが、73 万円の増額。

支出でございますが、資本的支出で 635 万円の減額。主なものといたしまして、建設改良費、3 番目の新浄水場建設費 840 万円の減額、これは新東上田浄水場の機械電気工事入札差額による減額でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 28 号について、詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

それでは、251 ページをお開きください。

議第 28 号 平成 21 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 4 号）。

第 2 条の平成 21 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

下呂温泉合掌村利用収益 1 億 7,844 万 8,000 円から 1,229 万円を減額し 1 億 6,615 万 8,000 円に、販売収益を 1 億 2,234 万円から 750 万円を減額し 1 億 1,484 万円に。

第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するということで、収入で下呂温泉合掌村事業収益で 3 億 888 万 2,000 円から 1,949 万円を減額し 2 億 8,939 万 2,000 円にするものです。

次の 252 ページをごらんください。

支出の方ですけれども、下呂温泉合掌村事業費用 3 億 3,313 万 4,000 円から 1,219 万 6,000 円を減額して 3 億 2,093 万 8,000 円にするものです。平成 22 年 3 月 2 日提出。

次に、257 ページをごらんください。

収益的収入につきましては、入場料の見込み減ということで 1,229 万円の減を見込んでおります。それから販売収益として、一般売上料で 750 万円の減を見ております。

次に 258 ページですが、支出につきましては、施設経営費として 360 万円、主に賃金の減となっております。

ります。それから販売費用につきましては850万円、茶屋・市倉の原材料の減等でございます。それから販売品仕入費740万円につきましては、委託販売及び買い取り販売の減によるものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第29号について、詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（蒲 宜久君）

それでは、補正予算書の259ページをお願いします。

議第29号 平成21年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）。

第2条ですけれども、平成21年度下呂市立金山病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものであります。

(1)年間患者数につきましては、入院を730人減じまして2万6,645人に、外来につきましては、6,625人を減じまして5万4,325人とするものです。次に(2)の1日平均患者数につきましては、入院を2人減じまして73人、外来につきましては25人を減じまして205人とするものです。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、第1款の病院事業収益につきましては、1,697万9,000円を減額しまして12億7,202万1,000円とするものであります。

260ページをお願いします。

収益的支出の方ですけれども、第1款の病院事業費用につきましては、1,697万9,000円を減額しまして12億7,202万1,000円とするものであります。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「4,890万2,000円」を「4,835万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、第1款の資本的収入につきましては、2,185万2,000円を減額しまして2,589万9,000円とするものです。

それから資本的支出の方ですけれども、2,240万円を減額しまして7,425万3,000円とするものであります。

第5条の予算第5条に定めた起債限度額につきましては、1,300万全額を減額するものであります。

次に261ページですけれども、第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものです。

(1)の職員給与費につきまして、114万8,000円を減額し7億2,580万2,000円とするものであります。

次に第7条ですけれども、予算第8条中「2億173万7,000円」を「1億9,926万円」に改めるものであります。平成22年3月2日提出。

263ページをお願いします。

実施計画でございますけれども、収益的収入及び支出の収入の部ですけれども、項1の医業収益のうち入院収益につきましては2,536万4,000円を減額します。目2の外来収益につきましては840万1,000円を減額するものです。目3のその他医業収益につきましては361万5,000円を減額します。これにつきましては、一般会計からの繰り入れ分の組みかえでございます。

次に項2の医業外収益でございますけれども、目2の他会計補助金294万9,000円の増額、目4の負担金交付金1,483万5,000円につきましては、一般会計からの繰り入れ分の組みかえでございます。目3の補助金につきましては21万7,000円、これは新型インフルエンザの防護服購入補助を受けたこととあります。それから、目6のその他医業外収益240万ですけれども、これは県総合医療センターへの



救命救急外来治療医師の派遣受託料でございます。

次のページをお願いします。収益的支出の方でございます。

項1 医業費用の目1 給与費につきましては114万8,000円の減額です。2の材料費につきましては139万7,000円を減額するものです。これは薬品費、診療材料費等でございます。目3の経費につきましては889万1,000円を減額するものです。これは光熱水費、燃料費、委託費などでございます。目4の減価償却費につきましては703万6,000円を減額します。これは建物と器械・備品の部分でございます。

それから項3の特別損失ですけれども、目4の過年度損益修正損、目5のその他特別損失につきましては、診療報酬の査定減並びに看護師就職準備資金貸付金の免除分でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入の方ですけれども、まず目1の他会計出資金につきましては940万円を減額するものでございます。これは一般会計からの繰入金の組みかえでございます。

それから目1の国保会計繰入金、これにつきましては、国保調整交付金の確定により28万2,000円を減額するものであります。

それから、企業債につきましては1,300万を減額するものでございます。これは高圧蒸気滅菌装置の更新を予定しておりましたけれども、見送ることとしましたことによりまして減額をするものでございます。

それから、寄付金につきましては83万円を追加するものでございます。

次に資本的支出の方ですけれども、建設改良費としまして、有形固定資産購入費、これは高圧蒸気滅菌装置ですけれども、これにつきましては購入を見送るということで1,340万減額、それから施設整備費につきましては900万を減額、これにつきましては金山病院整備基本設計業務の減額でございます。

266ページをお願いします。

資金計画でございます。補正予定額ですけれども、受入資金を9,144万8,000円減額します。それから支払資金につきましては1,534万1,000円を減額しまして、最終的に資金残高を1億7,378万4,000円とするものでございます。

267ページは給与費明細書でございます。

以上であります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（木一良政君）

休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時13分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより補正予算19件に対する質疑を行います。

質問は最初にページを確認し、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

まず1点お聞きします。ページ数133ページ、介護保険の事業勘定の方です。先ほど部長の説明の中で、居宅介護サービス給付費から始まって、ずうっとこのサービス給付費が大変減額になっています。

これは実績に伴うものだという説明でしたが、介護サービス、非常にお年寄りの皆さんからすれば必要なサービスであって、さらに利用されることの方が重要な中で、こういう大きな減額になっているその理由について説明してください。

○議長（木一良政君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊崎武司君）

ただいまの御質問でございます。先ほどはざっと説明をさせていただきました。個々には細かい数字こそ持っておりませんが、総論的なお話、御説明申し上げますと、当初予算の段階では、その年度に必要なとされるサービスが滞りなくすべて受けられるようにということで、介護保険事業計画に盛り込んでおりますサービス量をきちっと見込んで予算計上しております。ここまで来て、現時点では12月から1月サービス分までで今年度のサービスがほぼ確定しておりますので、それをもとに今年度内に給付の必要となるサービスを推計して、今回減額補正したというものでございまして、私どもとして、これが特にサービス水準が低下したとか、そういったものでは決してございませぬので、その点、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

今の説明ですと、介護計画に沿って最高値で当初予算は組んであるという中で、実際の実績をこの1月ぐらいまでを見た中でこういうことになったんだということで理解していいわけですか。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

14番 熊崎兼治君。

○14番（熊崎兼治君）

13ページの歳入でございますけれども、入湯税について、たしかこれは1人150円の入湯税をいただいておりますというような記憶があるんですけども、1,211万7,000円という数字を150円で割りますと、150円やったですか、160……。

〔「150円」と呼ぶ者あり〕

150円やったですね。で割りますと、8万人ちょっとの減収になっておるわけですけども、これは昨年度の観光客数が107万5,000だったという記憶があるんですが、これが100万人を切るような状況だというふうな解釈をしいのかどうか、お伺いします。

○議長（木一良政君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

お答えします。

今現在、下呂温泉だけですと、100万人を少し上回るんじゃないかという予想をしておるんですが、今の税の関係ですので、恐らく滞納分を差し引きますと、このような数字になるんじゃないかという思いを今しております。

○議長（木一良政君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

3カ所ほどちょっとお聞きしたいことがあります、まず第1が15ページでございます。使用料及び手数料の衛生手数料ですが、これも1,036万1,000円ほど減額補正がしてありまして、補正前の額に比べますと7.74%ぐらいになるわけですが、たしか先般の建設経済委員会に出ました今までのごみの量の推移等でも年々減っているというようなデータが出ておりましたが、そういったごみの量の減少によるものなのか、ほかにも理由があるのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（木一良政君）

環境部長。

○環境部長（栃井利夫君）

お答えいたします。

ごみの量が減ったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

先日出ておりました量の推移を見ましても、ごみは減っているなということ、これはただいま質疑がありました入湯税の減少、観光客の減少によるものともリンクしているのではないかなということも推測できるわけですが、今後のごみの量ですね。そういった排出される量が減ることのみならず、いろいろ資源として再利用したり、あるいはごみが出ないようにする工夫も今いろいろされておるわけですが、今後そういうことも含めて、ごみの量の推移についてはどのように予測しておられるのか、お聞きしたいと思います。

それともう1点、そういった予測がどうなのかということと、それから今後そういったことがクリーンセンターの建設等にも影響を与えるのかどうかという、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（木一良政君）

環境部長。

○環境部長（栃井利夫君）

今後のごみの量の推移なんでございますが、やはり今の景気がこういうふうになりまして、製造業等のごみはかなり減ってきております。ですので、今後とも景気回復がない限り、徐々に減り続けていくのではないかなというふうな予測はしておりますし、ごみのリサイクル等のことにつきましては、そのデータに合わせながら今後検討していきたいということで、ちょっとこの場でどうこう申し上げるまでは至っておりませんので、よろしく願いいたします。

〔「クリーンセンター計画の影響」と2番議員の声あり〕

○議長（木一良政君）

環境部長。

○環境部長（栃井利夫君）

クリーンセンターの規模等につきましても、今後数年間のごみの量を推定いたしまして、現在、日60

トンの焼却が多少減るかどうかという際どいところで、まだ検討中というところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

ただいまの件については了解しました。

じゃあ第2点目ですが、252ページ、合掌村の事業会計の補正予算でございますけれども、先ほどの御説明によりますと、下呂温泉合掌村事業収益ですね。251ページにあります事業収益、2億8,939万2,000円から、252ページにあります事業費用3億2,093万8,000円を引きますと、単純に3,154万6,000円の赤字になる計算であります。なお、このほかに減価償却費も加算されると、相当大きな赤字になるのではないかというふうに推測されるわけですがけれども、今まで折に触れて、合掌村の赤字体質と言うと失礼かもしれませんが、なかなか赤字が改善されない経営状況について質疑・指摘をしてみましたけれども、その辺について改善策等は考えておられるのかどうか、今後の展望についても含めながらお聞きしたいと思います。

○議長（木一良政君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

お答えします。

収益的収支につきましては、おっしゃるとおり3,000万近くの赤字が発生すると考えております。ただ、今言われました減価償却は、費用を伴わない費用として、現金として残っていきますので、それを差し引くと約ちょんちょんという形になります。現金は残りますし、費用として見ておりますので、現金の動きとしては、ほとんどゼロに近い数字での減かと思っております。

それから費用につきましても、今後、時間短縮とか、そういったのを行いながら、人件費の削減、そういったものを考えながら、なるべく収益的収支の方で黒字になるように努力をしていかないかということ今話し合いをしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

ただいまの減価償却費につきましては、その減価償却費だけを見れば、これは内部留保になるわけでありまして、差し引きゼロという考え方もできるわけですが、この3,154万6,000円の中には減価償却費は含まれていないのではないですか。含まれているんでしたら、若干そういう部分が実質赤字よりは減ってくるということになるろうかと思えます。その点はどうなのでしょう。

○議長（木一良政君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

科目の場所が違いますので、収益的収支というものと貸借対照表と二つに分かれておるんですが、減価償却費は貸借対照表の方に含まれていますので、実質の赤字としては3,130万ですが、現金としては貸借対照表の方で支出を伴わない損益勘定留保資金としてためていくお金ですので、現金の動きで先ほどお話しいたしますと、ちゃらでいけんかなという話です。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

そういう説明が成り立つのかどうか、ちょっと私も理解に苦しむ部分もありますけれども、いずれにしても、減価償却費も損益勘定の損金勘定には載ってくるわけでありまして、この3,154万6,000円の中に減価償却費が含まれているならば、その分は内部留保として残るということでありますけれども、いずれにしても、その減価償却費だけ取り立てて議論してもあまり意味がないことでありまして、こういった赤字体質がずっと続いておりますので、そのところが改善されるように展望を持った努力をされたいということでございます。そのことについて、市長、いかがですか。うなずいておられますが。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

確かにこの数年間赤字体質、おっしゃるとおりだと思います。そしてまた、現金預金も今資料にございますように3億6,500万ぐらいに減ってきた。前は5億円ぐらいあったわけです。それが減ってくるというような状況になりました。そういったことで、今後、議会の皆さんにもお示しします観光計画の中にも当然合掌村のこともございますし、現在、ふるさとの杜を開設中でありまして、そういったことによって集客を図っていきたいと思っております。御承知のように、合掌村の入村者は下呂温泉の観光客に比例しておりまして、約20%だと思います。しかし、今後やはり観光計画の中で、下呂市のお客さんの市内での、例えば滝めぐりとセットにするとか、そういった形の中で、やはり新しい合掌村だけの合掌村でなしに、周りとの資源とのつながりを持った施策をやっていかなければならないと感じております。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

この点につきましては、もう少しじっくり取り組んでいただきまして、今、市長おっしゃいましたように、5億あった留保が3億数千万まで減っているということでございますので、あつと言う間でございます、それぐらいの金額がなくなるのは。ですから、経営改善の努力をぜひしていただきたいというふうに思います。

それから3点目ですが、264ページ、金山病院の事業会計の中の医業費用の、これも減価償却費なんです、703万6,000円の減額補正になっておりますが、これは当初予定額のこれも9%を超えております。減価償却費はあらかじめ予測がつく金額であります、それが700万を超える減額補正がされるというそのことについての理由をお聞きしたいと思います。

○議長（木一良政君）

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（蒲 宜久君）

今回の補正で減価償却費を703万6,000円減額したわけですがけれども、これにつきましては、当初予算の試算の段階で、まず20年度の購入の分の試算をした中で試算に誤りがあったということと、それ

から実際 19 年度に購入した試算の部分でも若干修正がありました。特に 20 年度の購入分が 21 年度の減価償却にはね返りますので、結果的には 20 年度の試算の段階で計算の誤りがあったことが当初予算にそのまま反映しまして、最終的にシステムの中で再入力した結果としまして 700 万減額をするという形になったということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

2 番 山川博己君。

○2 番（山川博己君）

減価償却費は明らかに試算できるものでございますので、試算の誤りというようなことがあつてはならないというふうを考えております。今後その辺のところはきちつとやつていただくように指摘をしたいと思ひます。

それから、民間企業では、減価償却費を繰り延べしまして、現年度で償却すべきものを償却しないで繰り延べをしまして赤字を防ぐというようなやり方も行われるわけでございますけれども、今、収支がぴったりと合つておりますので、そういう調整をしたのではないかというように思われる部分もありますので、そういうことがないように今後しっかりした試算をしていただきたいと思ひます。その辺いかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（蒲 宜久君）

20 年度の決算の損益計算書も見ていただければわかるかと思ひますけれども、繰延勘定は当病院についてはしておりませんので、そういったものはございませんので、よろしくお願ひします。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 一木良一君。

○7 番（一木良一君）

7 ページの繰越明許費の補正なんですけれども、ここに交流会館の施設整備事業として四百数万の金額が計上されております。この数字に対しての質問ではないんですけれども、交流会館の施設ということに関して、関連としてちょっとお聞きをしたいというふうに思ひます。

今月 27 日には、ようやく待ちに待った公式のオープンということで今準備が進められております。そして、その間にも数々のイベントの計画をされておる状況であります。最近、私、市民の方からちょっと話を聞きまして、実は交流会館のアリーナの方の床の状態について話を聞きました。私自身はまだ確認をしていない状況でこういうことを申し上げるものなんですけれども、バスケットのゴールを器具庫から運び出しまして移動をしたということで、床がその移動した重みによってかどうかわかりませんが、跡がついて、それが波を打つているような状況になっていると。これからいろんなスポーツのイベントが行われるわけですが、それに支障が出るぐらいひどいよという話を聞いておるんです。これが事実かどうか、これは建設部長か教育の関係か、ちょっとまずお聞きしたいというふうに思ひます。

○議長（木一良政君）

建設部長。

○建設部長（杉山 裕君）

今御指摘のありましたバスケットゴールが移動したときに波を打っていると、そういう御指摘でございますけれども、私もそれについては報告を受けてございます。バスケットゴールを移動した際、そのタイヤが通る跡において、ビスを頭をとめる線があるんですが、それが十数カ所、本来なら平らなところが若干浮いた、あるいは横と縦のフロアの継ぎ目のところで目違いが生じているということで、この先のことにつきましては、その場ではございませんけれども、あと修正をしております。現在の対応としましては、業者、あるいは製品の業者、そして施工の管理者、それらと打ち合わせをして、またそういった可能性があってはならないということで、現在、原因を精査しております。そういう状態です。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

事実であるということですが、そういった器具を移動したくらいでそんなことになるということ自体がやはり考えられないわけでありまして。それが施工のミスによるものなのか、設計によるものなのか、そういったことをはっきりと原因を究明していただいて、早急に対策を行っていただきたいというふうに思います。

それから、ついでにこれは申し上げたいと思いますけれども、維持費としましてもやっぱり年間2億以上交流会館の維持費にかかっていくということで、推進室の方は懸命な努力をされておるとは思いますけれども、使用料収入が目的でないという施設は理解をしておりますけれども、やはり財政も非常に厳しいという中で、そういった使用料収入が少しでも上がるような努力を今後していただきたいというふうをお願いをして終わります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

17番 田口幸雄君。

○17番（田口幸雄君）

国民健康保険事業の事業勘定の中の95ページなんですけど、先ほど部長の方から、保健事業の疾病予防費が補正で470万8,000円の減額の説明がありました。これですね、説明の中ではインフルエンザ等で個別受診の減が原因しておるということで、受診率が下がっておるということでございますが、この受診率、一体全体何%の受診率であったか。それから、23年度の補助金には影響はしないのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木一良政君）

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

ただいまの御質問いただきました特定健診の関係ですが、集団健診につきましては、ほぼ当初見込みの方が受診していただきました。ただ、個別受診、これは集団健診が終わった後に、受けなかった方がそれぞれ医療機関で受けられるという方が当初の見込みよりも4割程度になってしまったということで、我々も見込みが非常に少なかったという反省はしております。そんな中で今後の対応としましては、もう少し徹底をした周知が必要じゃないかということもあります。それで、新年度からは、集団健診が終わってから個別健診ではなくて、個別健診も一緒に6月ごろからスタートできればということと、それから、はがき等でそれぞれに周知をしていきたいというふうに考えております。先ほどの目標がある

わけなんです、受診率の目標を達成しないと補助のカットがあるということは言われておるんですが、今この辺につきましては、今後、後期高齢者の関係もありますので、どうなってくるかわかりませんが、現在の個別受診の受診率は今 55%ぐらいになっておるんでないかなと思います。これは最終的に集計してみないとわかりませんが、そんな状況でございます。

〔議長〕と呼ぶ者あり

○議長（木一良政君）

17 番 田口幸雄君。

○17番（田口幸雄君）

ただいまの部長さんのお話では、個別健診の方が 55%で非常に下がっておると。今後、目標を達成しないと、やっぱり補助金のカットがありますので、今言われましたように、個別健診と集団健診を同時にやるというお話がありましたが、今後、この健診についてはもっと受診できるような努力をしていただきたい、そういうふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

確かに高齢の方ですと、かかりつけ医とか、そういったところで毎日かかっているということ、そういった医療機関へ行かなくてもいいという方も結構あると思うんですが、今後、先ほど申し上げましたように、目標を達成しないと補助金カットということもありますので、健康福祉部の保健師とも協力し合って、とにかく周知をしっかりと受診率を上げていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

10 番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

私はちょっと後期高齢者医療保険のところでお尋ねをいたします。ページで 104 ページと 105 ページになりますが、ここの歳入、歳出、両方関係しますので、よろしくお願ひします。

ここのところで、まず歳出の方で後期高齢者医療広域連合納付金というのが 244 万 9,000 円プラス補正になって、歳入の方で保険基盤安定繰入金というのが同じ金額で 244 万 9,000 円、繰入金というふうになり、歳入の方に上がっておりますが、ここで、歳出のその下の方で健康保持増進事業というのが 203 万ほど減額になっておりますね。そうしますと、この健康保持増進事業の減った分が結局納付金の方へ行ったんかなというふうには考えるんですけども、これは保険基盤安定の繰入金というのは、結局ここで余った分を、使わなかった分を基金で積んだという考え方なのか、そして特に今問題になっております後期高齢者医療保険、保険料というのは、本来だったら、高齢者の数がふえるに従って毎年上がっていく仕組みですよ。それをこの広域連合、岐阜県は 22 年度は凍結したという新聞記事がありましたけれど、その辺、保険料との関係があるかどうか、説明をお願いします。

○議長（木一良政君）

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

まず、歳入の保険基盤安定繰入金の 244 万 9,000 円でございますが、これは 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減という軽減がございます。そういった軽減の総見込み額が確定したことによって、一般会計から



の繰り入れをしたということでございます。そして歳出の方では、この金額は、これは省令の一部改正によりまして繰入金が増額になったための広域連合への納付金ということです。それから、下の健康増進につきましては、これはすこやか健診の集団健診、当初 500 人を見込んでおったところ、受診者 486 人で、ほぼ計画どおりだったんですが、やはり国保でも同じように個別健診の人数が減ったことによりまして、500 人見込んだところが 200 人程度になったということで、計画を大きく下回ったための減額補正ということになったわけでございます。

[挙手する者あり]

○議長（木一良政君）

10 番 吾郷孝枝さん。

○10 番（吾郷孝枝君）

今の説明で大体わかりましたけれども、結局、7割、5割、2割軽減をしなくちゃいけない方がふえたと。ふえたんですね。そうですね。だから、その分、広域連合から繰り入れてもらったので、今度は歳出の方でその分を広域連合へ返さなくちゃいけないと、こういう仕組みですね。

[「そういうことです」と市民部長の声あり]

じゃあ、先ほどちょっと聞きました保険料との関係では、ここの補正では全然まだその分は反映はされてないということですね。

○議長（木一良政君）

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

保険料の関係については反映されてないということでございます。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 日下部俊雄君。

○3 番（日下部俊雄君）

一般会計補正予算の 28、29 ページにわたって委託料が計上されておりますが、この中の公平委員会に不服申し立てがされたその関係の 106 万 7,000 円を除いた 69 万 4,000 円は、これは第 1 次のマテリアル裁判の精算であるというふうに、ちょっと先ほどの説明は思いごとをしておって聞き漏らしたんですが、総務部からの説明ではそのように聞いておりますが、この裁判で市は勝ちましたが、このことについて弁護士は、国家賠償請求では、もう最高裁の判例が確定しているから、それによればもう問題ないということだけで、特別な弁論、答弁書などもすることもなく、そのまま結果的には勝ちました。しかし、下呂市の代理としての裁判に当たった弁護士としては、裁判に勝てばいいということではなくて、市の代理ということは市民の代理でもありますので、しかも、あの裁判はこの議会での言論がもとになり、そのことについての損害賠償ということが出され、しかも同僚議員も被告として訴えられると。ですから、この問題については、単なる当事者間ではなくて、これは市政と市民と言論に対する攻撃だということで、私、この場で言ったことがあります。ですから、そういうものを代理する法律家としては、このことの意味がどういうことかということをも市民によくわかるように、答弁書でも、これは裁判官が読むだけではなくて、市民がわかるような言葉で書いたり、また法定だけではなくて、これはもちろん市の姿勢にも大きく影響がありますけれども、市と一緒にあって市民にそういうことを説明する、理解を求める、そういうことが必要だったと思うんです。ところが、とにかく勝ったからよかったよう

なものの、ほとんど弁論、答弁書もなしに市の代理弁護士は済んでしまいました。ですから、どういう代理契約をしていたのか、そのことを説明していただきたいと思う。弁護士とはどういうことでやってもらっていたのか。また、市としても弁護士に対してそういうことは何も要求しなかったのかと。勝てばいいよというようなことで頼んでいたのか。ちょっとそのところが気になりますので、説明してください。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄議員、ちょっと質問内容がずれておるような気がするんですが、どうですか。

○3番（日下部俊雄君）

私は、ここで予算になりますけれども、69万4,000円だけではなくて、着手金としてたしか64万円だったと思いますが、昨年2月に臨時議会で議決した、このことが本当に正当な支払いなのか、そういう仕事してもらったのか、そういうことを聞いているんです。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

今ここに私、詳細書類を持ってきておりませんが、議員さんの発言が名誉毀損に当たるということで、それに伴う損害賠償について、市にも責任があるということで訴えられたと。そのことに対して、うちの顧問弁護士でありました方に弁護士として訴訟事件に当たっていただくようお願いをして当たっていただいたということで、その後の裁判の対応につきましては弁護士さんにお任せをしてきたというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市としては十分に弁護士にやってもらったから何も言うことはない。市民に対しても十分に責任を果たしたと。ですから、このお金は、市長が出されるとかそういうものではなくて、市のお金で払うのですから、市民に十分にこれで説明ができると、そのようにお考えですか。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

その説明云々は別としまして、総務部といたしましては、契約に基づいて裁判をやっていただいて、その結果が出たので、残金について契約書に基づいてお支払いするというところでございます。

〔「お金の話をしているんじゃないで、議長、ちゃんと答弁するように言ってください」と3番議員の声あり〕

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

議員2人と下呂市が訴えられた中で、私どもの立場を代理していただいた弁護士が下呂市の立場に立って裁判に臨んでいただいたということで、結果は今、議員がおっしゃったとおりでございますが、やはりおっしゃるように、下呂市も訴えられた中で、これは下呂市全体としての裁判であったかと思っておりますが、そういったことで代理していただいたということでございますので、市民の皆さんにもやはり、

これは広報にも載せることとしておると思いますが、よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

個人の私的な依頼を受けて、そのことに答えるだけならともかく、下呂市というものが行政であることは弁護士は十分わかっているわけで、その中で議員が訴えられているにもかかわらず、まるでとばっちりを受けたから、とばっちりさえ免れて勝てばいいというようなやり方、当然、議員が訴えられているんですから、それぞれに弁護士との契約はありますが、やはり一緒に戦うというような姿勢も見られなかったと思います。そういう点で、私は非常に残念だったと思いますが、なぜそのことを今言いますのは、ただ精算をするだけではなくて、その後の裁判もありました。その裁判は別の弁護士に依頼、代理契約をして、それは敗訴になったあのおりです。その同じ弁護士に今度は公平委員会の代理人を頼むということが出て、そして資料なども出ていますが、私、弁護士というのは法律の専門家で、しかも裁判とか公平委員会の審理というのは極めて法律的な、そういう重要なものなのに、ここに書いてあることは、9月10日の契約でそれまでの代理人としてのことが依頼できると言っておりますけれども、9月10日の文書では、下記事項を委任しということで3点を委任しております。市長が弁護士に委任したのは、それは一つ、法律問題一般の鑑定、鑑定とはこれは相談をすること、二つ目に、これに対する書類の作成並びにアドバイス、そして三つ目に、内容証明郵便を作成して発送すること、四つ目は、その他前記各項に関連する事項ですから、三つのことしか委任していないと。ですから、代理人として仕事ができるはずがないじゃないですか。それが予算が決まるまでは代理人としてやってもらえるということで選任届が起案され、選任届が公平委員会に出され、そして代理人の受託承諾書というのがついておりますけれども、公平委員会に出されたこの代理人の選任届というのは、これは消してあるからわかりませんが、ここには何が書いてあったんですか。人の名前ならともかく、一体この選任届では何のことについて、何を委任したのか、代理権限を与えたのか、何もないじゃないですか。人の名前が書いてあるだけで、これで何を委任したんですか。そしてまた、代理人受託承諾書と書いてあるものにも、ただ弁護士の名前が書いて、多分これは消してあるところは判だと思っておりますけれども、受託しますといったって、何のことを、何について、だれに対して受託したのか、全くこれはただのメモみたいなもので、当事者同士ではわかるかもしれませんが、こんなことをする弁護士で負けたのは当たり前やと思いますよ。こんなずさんなことで……。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君、ちょっと質問の内容が範囲を超えておりますので、そこが……。

○3番（日下部俊雄君）

どうしてですか。だって、今、予算が出ているやないですか、これが。

○議長（木一良政君）

予算は出てはいますが、範囲を超えています。

じゃあ、日下部俊雄議員に話をしてください。内容、どういうことですか。

○3番（日下部俊雄君）

ですから、またこの弁護士に今度、公平委員会の不服申し立ての件について代理人を依頼しようとしているんでしょう。だから、こんなずさんなやり方で、受ける方も受ける方だが、頼む方も頼む方で、一体どうやってしていくのかということについて説明してください。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

私が直接担当して弁護士さんとそういう交渉もしておりませんので、よく十分はわかりませんが、事は、担当者がいて、いきさつを全部説明し、その中身をお話しして弁護士さんに引き受けていただいたということであろうと思いますので、弁護士さんに対しては、下呂市の意向というものは十分に伝わっているというふうに思います。

それから、その書式の問題について、これではわからんと言われますけれども、それは多分、法律事務所は常に依頼するよなときの書類としてはそのような簡便な方式のものでしかあり得ないんじゃないでしょうか。別に私はそこに事細かにすべてのいきさつを書いて引き受けた、引き受けてもらうという中身でなければそれはあかんということは、ほかのところでは言うことではないと。やっぱり当事者同士で、それでいいですねということ引き受けていただいたわけですから、それで十分ではないかと私は思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

こういうふうにして出てきておりますけれども、公平委員会では、この代理人選任届と代理人受託承諾書を受け付けたんですか。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

またしかられますけれども、ちょっと私は公平委員会の事務局はしておりませんので、そのことに対してお答えが必要でしたら、公平委員会の事務局に聞いてお答えしますが……。

〔挙手する者あり〕

〔「いや、答えてください。一木議員の後に準備して答えてください」と3番議員の声あり〕

○議長（木一良政君）

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

被告人として、ちょっと一言申し上げたいと思います。

今、日下部議員が言っておりましたように、今回1年余り裁判にかけられまして、都合6回の裁判を受けて、最終的には判決を受け、我々が勝ったということでした。私もこの1年間、個人で弁護士を委任しまして、すべて弁護士の負担も個人負担でやってまいりました。これはもう1人の議員の二村議員も同じです。これはなぜそういうふうにしたかと申しますと、やはり三者三様、それぞれ立場、そしてまた発言内容、そういったものも違ってまいりますし、そして、例えば例に申し上げますと、下呂市は下呂市の立場がある。私たちが発言したことの原因によって、今回のこの裁判に訴えられたということですので、下呂市の顧問弁護士に執行部が相談をされまして、そして、その指示を仰いで進められたというふうに私は理解しております。私は私で弁護士に独自に相談をしまして、指示を受けながら戦ってまいりました。そういうことですので、私も下呂市の執行部の方も、ほとんどこういった法律には無知であります。この状況で、やはり弁護士から指示をされれば、それに従って進めていくほかはな

いというふうに私も思いますし、現実にもそうしてまいりました。そういうことでありますので、ここへ弁護士の先生でも呼んできて例えば説明していただければ、その辺はよくわかるんですけども、法的なことですので、本当にわからんことばかりであります。自治法を相当勉強されておる方であっても、こういった民事や、あるいは行政裁判に関しては本当に専門性も必要とされますし、知識ゼロという方がほとんどでないかというふうに思いますので、この辺については、下呂市の弁護士がどういう裁判経過を踏んできたか、そのことについては私は一切批判することも思いませんし、そして、勝訴が確定されたということで私は納得しておりますので、それで結構かと思えます。

ただし、申し上げたいことは、弁護士によっても、前の顧問弁護士であった方は、旧下呂町時代からの弁護士で顧問をしておられたわけです。ですから、弁護士によって非常に、申し上げたら失礼ですけども、資質といいますか、弁護士の性格といいますか、そういったものに事に向き合う姿勢が大分違うんですよ。ですから、これは弁護士のそれぞれの個性といいますか、性格といいますか、そういうものでありますので、これはやっぱり批判といいますか、これを問題にするということは不可能ではないかというふうに思います。ただ、問題がある、ちょっとこれは、この弁護士ではという思いがあれば、また更新の契約のときに適当な弁護士を選んで、そして委任をされると、そうすべきでないかと思えますので、以上です。よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

この補正予算の29ページのところで、総務一般管理諸経費の臨時で176万1,000円という委託料、これは弁護士の委託料ということで日下部議員が質問したんですが、この176万1,000円の中の69万4,000円が前回のマテリアル裁判、議員が訴えられた分ですね。これの残りの分、そしてあと差額の106万7,000円、これが今回職員が処分されて、そのことを不服申し立てをして、公平委員会に申し立てをしたと。その分の下呂市が公平委員会で市長にかわる人を弁護士に頼むという予算ですね。そこで、この職員の処分を最初市が決められたときに、顧問弁護士に市はもちろん相談をして処分されたと思いますが、その相談をした顧問弁護士でなくて、今回のこの公平委員会に市が代理人として頼んだ人は、顧問弁護士じゃない、ほかの弁護士ですよ。そこはどうか、この予算に関連してお聞きします。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

顧問弁護士と違う方をお願いしております。相談しております。この方は、岐阜県の裏金問題等、岐阜県の顧問弁護士もされておまして、大変実力のある方というふうに聞いておりましたので、私の判断でお願いをしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

これはいろいろいきさつからいっても、市の方は最初に処分を決めたときに相談をした顧問弁護士が、もちろん責任上も一般常識上もやっぱり引き継ぐものかなと、私はちょっとそういうふうに思っていますが、それとはちょっとまた別に、処分された市の職員が公平委員会に不服申し立てをしておるのに、

市の方だけ弁護の専門の弁護士を頼むということが、これが公平なのかどうなのか、ここのところも非常に私は疑問なんです、ちょっとお答えください。公平性について。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

お答えをいたします。

公平委員会という問題について、もう少し御説明申し上げますけれども、公平委員会というのは、普通、都道府県などにおきましては、公平委員会の委員そのものを弁護士へお願いしているというような、いわゆる法的な専門の場所になるということでございます。したがって、恐らく今回不服申し立てをした職員の側の方も代理人を選任されることは間違いないというふうに思いますし、公平委員会そのものも、その公平委員会が審理を進めるときに専門的な意見をやっぱり参考にしなければならないので、弁護士さんをお願いしなければならないと言っているわけでございます。したがって、公平委員会における審理というのは、極めて法律的・専門的な論議になっていきますので、これは不服申し立てをされた人も、それからそれを受ける市の側も、やっぱりお互いに代理人である法律の専門家をお願いして、そこで専門的な論議をして、きちんとした、この処分というものが確かに法律に基づいて行われたものかどうか、あるいは処分そのものが重いか軽い、そういったことをきちんと専門的に審理の結果、裁定をしていただくと、そういう場であろうと思っておりますので、市長としても市長がみずから公平委員会の場へ立っているような論議をするということはないと思いますし、そういった点からいいますと、お互いに専門家同士でやっていただく方が、それぞれの立場、客観的にきちんとした結論を導いていただけるのではないかと。そういう場が公平委員会でございますので、片方だけが恐らく代理人を立てるということはないというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

そうしますと、先ほどのマテリアルの裁判じゃないですけども、市の方も議員と一緒に訴えられたんですが、市の方は税金を使って弁護士を頼みましたね。議員の方は全く私費で弁護士を頼んで、その分も議員の懐から出してみえるわけですね。そういう点で、私は本当は問題・課題が残ったなあと、このマテリアルの裁判は思っているんですけども、今度の公平委員会に処分された市の職員が訴えられた場合でも、今、副市長のお話ですと、訴えられた市の方は弁護士を税金を使って立てると。そして、訴えた不服申し立てをした職員の方も、じゃあ、専門家の弁護士を立てなさいと、立ててやられるでしょうと、こういう無責任なことを言われますけれども、これはやっぱり大変なことだと思います。もちろん裁判だと、そういうようなときは立てられると思いますが、ただ、市の処分について、私はこれは承服できませんって訴えたのに、市の方は専門の弁護士を立て、そして訴えた方も当然立てなさいというような、それは私は公平ではないと思いますが、どうですか。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

無責任だと言われましたが、処分というのは不利益処分ですね。懲罰処分というのは、法律、あるいは条例、規則に違反したから処分をしたということですから、そのことからいいますと、そういう人に

対して市の税金で代理人を立てるということが妥当かどうか、そういうことじゃないでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

最後にしますけれども、そういうことじゃなくて、今、市の方がもう先行して公平委員会に市長の代理として弁護士を早立てするという、こういう今補正予算が出ているわけですよ。市の方だけ弁護士を立てて、専門家で対応して、そして、本当にこの処分は不服だと訴えた方は、それはそれで弁護士を立てなさいというような考え方ですよ。当然立てられるでしょうとおっしゃいましたね。だが、本当にそうやって立てられるのかどうなのか。そうしたら、公平委員会に下手に不服申し立てもできなくなっちゃうじゃないですか。そこを私は言うんですけど。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

私が代理人を立てよとは当然言いませんけれども、恐らく立てられるだろうと、今議員が言われたとおりのことを言っただけでございます。それは向こうも代理人を立てずにそのままやられるという状況になるかならないか、その辺はまだわかりませんので、私は恐らく立てられるだろうという予想のもとに、市はその準備をしているというふうに言っただけでございます。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

関連がありますので、非常にこの問題は難しい問題だというふうに理解をしておりますが、先般、許可の取り消し処分において業者さんが不服申し立てをして下呂市が負けたと。その折に、我々下呂市側の言い分としていろんな説明があり、そして弁護士さんを頼むからということで補正を組まれて、我々はたしかあのときは全会一致で予算に対して賛成をしたという記憶があるんですが、しかし、その結果、敗訴したと、負けたということがあり、そして、我々、全員協議会に説明があったと思うんですけども、そのときでは、あすで控訴する期限が切れるということで断念をしなければならぬ。非常に初歩的な段階で簡単に負けたと。ああいう事例を私は踏まえて、非常にこういう予算に対してちょっと今神経を使っておるというのが現状でして、あのときになぜおまえさんたちは全員賛成をしておいて、市側の考え方を聞いて賛成をしたんだというような声も聞こえておりますので、その辺について、非常に議会としてもそれぞれの立場の方が神経を使っておられるのではないかなあというふうに思っております。その辺についての執行部の考え方を、我々も手を挙げて賛成した以上、それに対してのやっぱり説明責任がついてくるものですから、非常にその辺、今戸惑っておるというのが現状です。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

例のマテリアルさんとの裁判については、私もあまりすべてを承知しているわけではない部分がございますので、お答えできないところもあるかもしれませんが、あの件につきましては、いわゆる処分業

の許可の取り消しをしたことに対してマテリアルさんから訴えられたということで、市は訴えられた側でございますので、そのことについての弁護士さんをお願いするということで議会にお諮りしたところ、御賛成をいただいたと、私はそういう経緯であったというふうに思います。

○議長（木一良政君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

ただいま質疑が行われている同じ項目でございますが、29ページの総務一般管理費臨時の公平委員会に対する代理人を立てるための弁護士費用として106万7,000円がこの中に盛り込まれているということでしたが、この事案は一体どの事案なのか。これは全員協議会に提出されました、処分日、平成21年11月9日を日付とした関係者処分の一覧というのをいただきましたけれども、この中のどの事案に当たるのか、こういうことがわからないでちょっとこういった予算を審議するのは非常に難しいところがあるかと思っておりますので、これにお答えいただきたいと思っております。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

このA3の表でございますか。

〔「はい」と2番議員の声あり〕

黒塗りがしてあるところ。

〔「そうです」と2番議員の声あり〕

今、公平委員会に申しているのは3件ございまして、1番と2番と11番です。

それから、先ほど日下部さんの公平委員会の受け付けはどうかということですが、公平委員会の方では選任届は受け付けてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

事案については確認をいたしました。

それからもう1点、先ほども吾郷議員の質問で少し触れられておりましたが、私も理解できないのは、この処分の説明があったときに、副市長から、これは弁護士に相談した結果であるというふうにお答えをいただいておりますが、では、なぜそのときに相談された弁護士ではなくて、今度別の弁護士を立てられるに至ったのか。そこはちょっと一般感覚で理解できないところでございます。お答えをいただきたいと思っております。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

お願いする弁護士は、そのときに相談した弁護士でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）



2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

そうしますと、この処分の際に既にこの今のこの弁護士に相談をしておられたということですね。では、なぜそのときに顧問弁護士がおられながら、顧問弁護士ではなくて、そういう違う弁護士に相談をされたのか。そこがまたまた理解に苦しむところでありまして、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほど申し上げましたように、その弁護士さんが岐阜県の裏金問題のときに岐阜県の顧問弁護士として活動されたという内容を聞いておりまして、私が判断をいたしました。

○議長（木一良政君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 奥田重後君。

○8番（奥田重後君）

今いろいろ聞いておりますと、まだ公平委員会に立てる問題についてはまだ裁判になっておらんということなんですけど、私は、顧問弁護士のことについて1点だけ伺いたいと思いますけれども、この弁護士さんについては年間幾らというような契約をされてお願いしてあったんかどうかということをお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

けさほど会派代表者の方に資料をお渡しいたしてございますが、以前からやっております弁護士につきましては月額5万2,500円、それからもう一方につきましては、9月10日からで年額36万7,500円という金額になってございます。

○議長（木一良政君）

契約してあるかどうかということやろう。1年契約だが。

〔「ちょっとわかりにくい。もう一遍」と8番議員の声あり〕

○総務部長（今井能和君）

けさ資料を配付しておりますが、契約書をつけておりますので、そこに書かれてございますが、ずっとやっておりました弁護士さんについては月額5万2,500円で、1年間にいたしますと63万円ということですね。もう一方につきましては、9月10日からということで36万7,500円ということで契約がしてあります。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

8番 奥田重後君。

○8番（奥田重後君）

そうしますと、私は顧問弁護士に年間払われておる金の中でちょこちょここれから大きい問題、いろいろ出てくるときに相談されていくと、経費的には安くなっていくんじゃないかという思いをするんで

すが、その経費の問題で、訴えられて、市民はやっぱり税金で大きい金を使うというふうにとらえるものですから、ただ、その辺の経費の問題についてちょっと、顧問弁護士をそうやって契約されておった中で、いろんな面で相談していかれると経費の削減にもなるんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

議員さんおっしゃるとおりで、顧問弁護士を頼んでおりますのは、いろいろな法律につきましてはやっぱり専門性を有するというので、相談をしていかなければならないということで顧問弁護士を頼んで、相談業務についてはいつでも相談できる体制を整えておるわけでございます。それで、裁判、訴訟を起こされたり、ただいまの公平委員会等の代理人を立てるということになりますと、これにつきましては別途必要になってくるということで、それについては別途予算をお願いして依頼をしていくという格好になります。

○議長（木一良政君）

総務部長、答えられる範囲で、はっきりとわかりやすく教えてください。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明をいただきました議第 11 号から議第 29 号までの 19 議案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 11 号から議第 29 号までの 19 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3 番 日下部俊雄君。

○3 番（日下部俊雄君）

議第 11 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算（第 10 号）に対する修正動議を提出いたします。

○議長（木一良政君）

ただいま 3 番 日下部俊雄君から、議第 11 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算に対し修正の動議が提出されました。この動議は、1 名の賛成者がありますので、成立いたします。

休憩いたします。なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第 1 会議室へお集まりをください。再開時間は館内放送で御連絡をいたします。

午後 2 時 09 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田口幸雄君。

○議会運営委員長（田口幸雄君）

報告します。

休憩中に議会運営委員会を開催しましたが、動議が成立しておりますので、議題とすることになりました。以上。

○議長（木一良政君）

ただいまの委員長報告のとおり、動議を認定とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎発第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

議第11号 平成21年度下呂市一般会計補正予算に対し、3番 日下部俊雄君ほか1名からお手元に配付の修正動議が提出されましたので、これを議題といたします。

これより配付いたします。

〔修正案配付〕

提出者の趣旨説明を求めます。

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

議第11号 平成21年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する修正動議の説明をいたします。

まず、その修正内容ですが、1ページを見てください。この本文の債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。この部分、第3条を削り、第4条、地方債の補正、この第4条を第3条とする。

そして、あと4ページです。第1表、款項の説明ですけれども、この中の歳出の総務費です。総務費の補正額、ここから106万7,000円を削り、6ページの予備費、ここに106万7,000円を加える。歳出の合計は変わりません。

そして8ページ、先ほど本条の第3条で説明しましたように、8ページの第3表 債務負担行為補正を削ります。

そして9ページの表書きの第4表、これを第3表とします。

次に、予算の説明書の第1、総括です。この中の12ページですが、12ページのこの款2総務費から106万7,000円を削り、第14款予備費に106万7,000円を加える。

そして歳出ですが、28、29ページですけれども、この款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料、この委託料の176万1,000円から106万7,000円を削り、この額を76ページの予備費に加えます。こういう内容であります。

次に、なぜこの修正動議を出したかという趣旨の説明ですが、私は、下呂市政が市民のために正しい運営をされることを望んでおります。下呂市の市政に誤りがあった場合には、その災いができるだけ小さいうちに、できるだけ早くにこのことをただしていくことが下呂市としての最善の方法ではないかと思っております。今回の不服申し立てのあった件につきましては、昨年9月18日に発見されたということで、その規律違反報告書が9月24日に提出され、そして議会に説明があったのは9月29日のことでした。そのときに私が市の説明に抱いた疑問は、なぜまだ職員に聞き取りもしないうちに不正というような言葉を使うのかと、そういうことで疑問を持っただけでした。だから、この案が例えばそのときに出されたなら、私も疑問を持ちながらも賛成したかもしれません。しかし、それから後に11月9日にあのよ

うな処分が実行され、そして今日まで半年近くの日がちがたって、いろんなことがわかり、処分が出るまでは私も関係者への接触は控えておりましたが、あの処分が出てから、処分された人、そしてまたいろいろな関係者の話も聞く中で、これが今では誤りであるということを確認することができました。

誤りがあった場合には、つい最前のあのトヨタ自動車の例を見るまでもなく、日本でというか、全世界でこういう場合にとる対処の方法は確立されております。思い込みとか先入観とか、そういう意図を一切なくして、事実は何か、そのことをしっかりと把握し、その事実に対応した措置を厳格にとることです。今回の処分については、この事実の認定について誤りがあり、そしてその対処にも誤りがあり、ああいう処分になりました。ですから、私は、正しいことには、あるいは下呂市のためになることはもちろん賛成をしますが、今回のこのような誤りにさらに下呂市のために働く代理人を立ててやるということは誤りに誤りを重ねることであると考え、このような修正案を出しました。私は、ここでしっかりと誤りをただすことが下呂市のためにもなるし、市長、あなたのためにもなるし、市民のためにもなると思って、この案を提案しました。

以上で説明を終わります。

○議長（木一良政君）

これより質疑を行います。

ただいまの議第 11 号の修正案に対する質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井政嘉君。

○1 番（今井政嘉君）

今ほどの提案説明の中で、私なりにちょっと理解できない部分がありましたので、3 番 日下部さんにちょっとお聞きしますが、まず誤りがあったということをおっしゃっておられましたが、その誤りというのは、どの場でだれが誤りということを確認されたのでしょうか。

○議長（木一良政君）

3 番 日下部俊雄君。

○3 番（日下部俊雄君）

だれが誤りと認めたということですが、だれが認めたというのは、私がそのように事実を判断したということです。どなたにそれを頼ったとか、聞いたとか、そういうことではありません。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

1 番 今井政嘉君。

○1 番（今井政嘉君）

今ほどのお話ですと、日下部議員の方でいろいろ調査されて、日下部議員なりの判断をされたということで理解できるかと思いますが、私が聞いているには、その昇給された方の中で何名かは昇給分を返還、お金を返されたということも聞いております。そのような事実は日下部さんは御存じでしょうか。

○議長（木一良政君）

3 番 日下部俊雄君。

○3 番（日下部俊雄君）

返還をされたということは聞いてはおりません。聞いてはおりませんが、目の前で例えば懲戒免職というような腹切り、切腹、さらし首といいますが、このようなことがあったときに、たとえ不服であつ

ても、それに命が助かったとって従われた方はおられると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

1 番 今井政嘉君。

○1 番（今井政嘉君）

今ほどのお話ですと、これも私が聞いた話なので、私も目の前で現金が返されている姿は見ておりませんので、私の聞いているお話と日下部さんが聞いているお話、これ違うということになるかと思えます。そのような場合、ちょっと私も法律の専門家でございませんでわかりませんけれども、人事委員会もしくは公平委員会の設置要綱というものがたしか地方公務員法にうたってあると思えます。その中でやはりこの給料のこと、また不正があった場合は公平委員会に身分を保障してもらいましょうというのが公務員さんの持っている権利だというふうに私なりに法律を解釈させていただきます。ということで、これは私感になってしまうかもわかりませんけれども、公平委員会を開いて、その中で今度、法律による正式な決定、これが事実じゃないのかなというようなことを思いますので、日下部議員に対しまして、今、腹切り、切腹という言葉も使われましたけれども、現実に腹を切られた方、切腹された方がお見えになるのかどうかもわかりませんが、議場でそういう発言をされたということも、ある程度はいかがかなというふうに思いますので、最後は私の私感となつてしまいましたけれども、意見だけ述べさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

9 番 服部秀洋君。

○9 番（服部秀洋君）

まず、ただいま日下部議員の方から提案説明された中で、私が伺った言葉、そのまま確認していきます。11月9日に処分をされた。その当時は私もあまりわからなんだ。しかしながら、それから半年近くたっているいろんなことがわかったとおっしゃいましたね。それと、関係者との接触によりいろんなことがわかったというふうに私は聞きましたが、3名の方と接触されたのか、それでいろんなことがわかったということですが、その内容まで説明できればしてください。

○議長（木一良政君）

3 番 日下部俊雄君。

○3 番（日下部俊雄君）

どなたに接触したとか、それはここで言うことではないと思いますので、それは言いませんが、下呂市は合併以来4年間が山田市政で下呂市政が行われ、そしてその後、野村市政になって2年間近くなつてきております。下呂市の人事行政というのは、この6年足らずですが、その中で合併協定の中で調整がされないまま、旧5町村がそのままの現給保証ということで合併し、そして職階制の統一、それから給与の格差の是正、こういうことが進んできております。そういう一環の中で行われたこと。ただし、その中になぜ4月9日になつたのか、あるいは決裁に市長の押印が要るのか要らないのか、これも決裁規定に照らしてどうなのかということは何も言われておりませんが、そういうこと、そして市長の判こがない書類があつた、こういう事例の中でどう判断するか。それは事実と同じでも、判断はそれぞれの人によって違ふと思ひます。私はそういう中で、そのことがよかつたか悪かつたか、そういうことはあるにしても、職員としては通常の職務の中でこれが行われた。それがまた、そのときとは違ふ物差しをもつて処分をされた、こういう事例であるというふうに思つております。

それから、公平委員会と不服申し立てのこのことについて今井議員言われましたけれども、このことについては、下呂市のことはこれから進んでいくことですが、市長の先ほどの説明の中にも、県の裏金問題のことが触れられました。県は、一定の職以上の三千数百人を一律に処分しました。その中で、県の処分が誤りであったと、取り消すという県の人事委員会の裁定が出ました。そのことは皆さん新聞で……。

〔質問したことだけ教えてください〕と9番議員の声あり〕

先ほど発言があったので言うておきます。それも質問であるかと思しますので。

その中で、数字はちょっとはつきりしていませんが、処分が取り消されたのは6人であったと思います。6人は申し立てをしたのでなければ、謝った処分でもそれが確定する。これが今の制度である、そういうことを言うておきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

服部秀洋君。

○9番（服部秀洋君）

今、私の質問したことの答弁かどうか、ちょっとわかりづらい部分もありましたけれども、接触された方がだれか、それは言えないのは当たり前だと思いますが、処分を受けた側の方ですよ、その接触された方。

〔「両方」と3番議員の声あり〕

両方接触されたんですか。それなら、公平委員長は日下部さんがやっていただければ、公平委員会なんか本当に必要なくなってしまう状況だと思いますけど、そういう一方的に決めつける、それだけでこうやって修正動議をかけられるのは、果たしてこれはいかがかと思いますが。

○議長（木一良政君）

よろしいですか、答弁。

日下部俊雄君。

〔発言する者あり〕

〔「さっきの続き、教えてください。先ほどの答弁、教えてください」と9番議員の声あり〕

〔挙手する者あり〕

9番 服部秀洋君。

○9番（服部秀洋君）

いろんなことがわかったと言われた中で、行政のこと云々しか言うておられないんですけど、肝心なこと、その辺のことを答えていただきたい。前市政がどのじゃない部分で答えていただきたいと思います。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

今までの中で、私どもは市長に対して、この問題について申し入れを1回しております。そのときは職員給与の不適切な昇給問題についてということで、まず事実をしっかりと明らかにすること、そして、この問題の原因に、市の説明にもあります格差是正の問題にしっかりと取り組むこと、そして、その調査したことをしっかりと公表すること、このような申し入れをしております。私が今までの関係者と言いますのは、あの平成20年4月9日の日付の問題については、あれだけが単独に起きたのではなくて、先ほど言ったような下呂市の流れの中で起きたことであり、退職された方、あるいは今現職でおる者につ

いては、まさに市長は調査権を使って調査をすることができる。そういうことを十分調査されれば全容がわかるかと思えます。私については、私の少しばかりの調査の中でもそれがはっきりしたということをお願いだけで、それぞれの方がどのように調査をされ、また同じことを見ても、今の日本の法体系の中でそういう姿勢で物事を判断する、そういうことはそれぞれの方がされるべきことと思えます。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

17番 田口幸雄君。

○17番（田口幸雄君）

3番議員にちょっと質問しますが、申立人、この方が不服申し立てがあつて、代理人を立てた場合、市の執行部側としても代理人を立てて、申立人が立てた場合に、執行部も代理人を立ててもいいか、ちょっとお伺いします。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

その代理人について反対をするという立場で、その費用を削除する修正案を出しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

17番 田口幸雄君。

○17番（田口幸雄君）

今回、市が代理人を立てて行うことには賛成できないと、これはわかっております。これはわかっておりますが、申立人が出した場合に市が代理人を出していいかということをお願いしておる。もう一度お答えください。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

その代理人の費用を削除する修正案を出しておる。ちょっと答弁になっておらんが、いいとか悪いとか、それは市長が判断されることなんで、私が言う立場ではありません。私は議員です。当然、予算を認めていないのに出されることはないとは私は信じております。

[挙手する者あり]

○議長（木一良政君）

17番 田口幸雄君。

○17番（田口幸雄君）

私が言っておるのは、確かに今回は、市が代理人を立てる予算を組んでおるのは賛成できないということはわかっておりますが、申立人から不服申し立てがあつて代理人を立てた場合に、市はその後に代理人を立ててもいいかということをお願いしておるんですが。あなたはどのように思いますか。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

私は立ててほしくないから修正案を出していますが、私は立てていいとか悪いとか言える立場ではあ

りませんので、私が言っているのは、議員として立ててほしくない、こういうことを主張しているわけですから、立てるとか、立てさせないとか、立てよとか、それは私の言う言葉ではありません。私は立ててほしくないから、こういう費用を削除すると。そして、17番 田口幸雄議員が何を言いたいのかということは、そういう言葉で言われますが、その裏には、それではじゃあ下呂市としてはどういう対応をとったらいのかということがあると思いますので、そういうことについて、私は市長に助言したりどうこうせよという立場ではないけれど、考えられることとしては、私がやってもらいたいと思うのは、誤った処分は取り消してもらえれば、この争いそのものがなくなりますからいいと思いますが、あえてされるのであれば、市長の法律相談とかそういうことで、今までの説明でもありましたように、答弁書とかいろんなことでの相談ができると思います。どうされるかは市長が決められることなので、私からどうするとか、それは言えることではありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

17番 田口幸雄君。

○17番（田口幸雄君）

これは、執行部は市職員が誤ったことから始まったことです。市の方が誤るなんていうことはあり得んことです。誤った案件がおきたで、こういう事件が起きたんや。それを市が誤ったやり方をしたで謝れなんて、あなた逆のことを言っておるんやないかな。

それで、これはもう何遍言っても同じことになりますので、やっぱり私の意見としては、今回の議案については、提案者は賛成できないと言っておりますので、もし申立人が代理人を立ててきた場合は、やはり市も代理人を立てて、公平委員会に対して公平な審議をしていただくということを私は望んでおります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

提案者 日下部議員にお尋ねを申し上げます。

先ほど提案説明の中で何回も誤った処分であるというふうに提案者は説明をされました。まず何をもって誤った処分とするのか。これは日下部議員の個人的な判断であろうかと思いますが、誤った処分であるから、代理人を立てることは誤りであるというような直結した結論になったかと思います。

この11名の処分の中にいろんな温度差もあろうかと思いますが、中にはやはり職務権限、責任のある立場でなされた行為と、またそれに関係づけられた方と、また身に覚えのないというような方もおられるかと思いますが、そのために公務員の身分保障として公平委員会なるものがあるかと思うんですが、この公平委員会の委員というのは、多分、市の職員OBの方が公平委員会をなされていると思います。その中で処分権限について判断する場合、申立人に対して、処分権限者は市長ですから、市長はその場へ出向いて、その公平委員会の場で問題を整理するという事はなかなか時間的に難しい。じゃあ市長の代理として職員がそこへ出向いて、また論争することも困難な場合もあろうかと思いますが、例えば市の処分が不相当であったというふうに公平委員会が判断したときに、市の方はそうでしたと納得するならば、それで事はまたもとへ戻るわけですが、あくまでも市は正当な処分として行われたというならば、今度は司法の場へ持ち込まれるわけですね、裁判のところへ。それならば、当初から専門の代理人をつけて司法の場で判断をされるときでも、当市から上がっている代理人をつけて公平委員会に臨むという



のは、ある程度、手続的に当たり前のことではないかと思うんですが、そのことについて提案者はどう  
いうふうに思われるでしょうか。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市が行った処分が正しいものかどうかということについては、今質問の11番 二村金吾議員さえも、  
処分された者の中には身に覚えのない者もいると思うと言われているように、そのような処分であって  
はならんわけです。それから、公平委員会で裁決、または決定があった場合の取り消しがあった場合に  
市はどうするのかということについては、公平委員会というのは、人事に関するいわば下呂市小法廷の  
ようなものですから、そのことについて申立人は裁判をすることができますが、市はできません。従っ  
しかありません。ですから、やはり二村金吾議員も、その前提をしっかりと考えていただきたいと思  
います。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

前提をしっかりと。提案者は、市の処分が謝ったという前提で物事を考えて提案しているから、ど  
こが間違ったか間違っていないか、私個人では判断できない部分があるんで、公平委員会で申し立てさ  
れた以上、代理人を市の方が立てられ、司法の場へ行かれるなら、その代理人が司法の場で判断され  
ると。当たり前の手続のことであって、それが質問者の方が間違った処分という前提は全然立てていない  
立場で物を申しておりますので、提案者の間違った処分を前提にした代理人の選任の不許ということに  
ついて、今言われましたように、日下部議員と私と、その処分に対しての見解の相違がここでもあるん  
ですから、その問題についての法律的な専門家を代理人としてつけられるのは当然でないでしょうか。  
もう一度、提案者の説明をお願いします。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

私が今回修正案を提案したんであって、修正案にどう思われるか、あるいはその判断はあなたがされ  
ることです。だから、私はあなたに従えとか、そういうことを言っておるんでないので、あなたの自由  
に判断されればいいと思います。また、市が控訴して裁判に持ち込めばいいとか、そのことについては  
私は言う立場ではありませんが、地方公務員法というものがあるので、地方公務員法に従って市も対処さ  
れると思います。それがどういうことかなんていうことは、私は説明する立場にはありませんので、そ  
ういうところで調べるなり、御自分で調査されてください。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

ただいまこの不正昇給の問題について、日下部議員から提案理由の中でいろいろ述べられました。そ  
れを聞いておりますと、まことに思い込みも甚だしいという感がするわけですが、私は、今回一般質問

でも取り上げました不正昇給の問題について、この処分があったときに、この処分に対しては、一番重い方は懲戒免職から訓告、その程度の13名の方の職員の処分の仕方にそれだけの処分の違いがあるわけです。今回、その職員の中には、確かに自分の知らぬところでそういう昇給をされて、そして処分を受けられたという方もあります。そういう職員の方は本当に不本意だったということも私は思います。しかし、その職員にしても、余分にもらった給料については返金をしておるわけです。そして、今回申立人である3名の方、そのうち1名はまだ返金しておりません。そして2番目の方は返金をしております。そして3番目の方も返金しております。いいですか。この3名の方が申し立てをしておるわけですね。

〔発言する者あり〕

調べました、私は。ですから、日下部議員がいろいろ接触して調べられたように、私も一般質問をやる上で不適切なことは言えませんが、調べました。そして、この申し立てをして、要は懲戒処分と、そしてもう一つは6ヶ月の停職ですね。これを受けた方の決裁書、これも私、一般質問で取り上げましたね。これは決裁書の中にしっかりと本人の印鑑が押してあるわけです。私はそれをお願いして取り寄せたときは、本人の印鑑はわざと黒くしてありましたけれども、しっかりと印鑑が押してあったということですね。ですから、こういった事実を日下部議員はどのようにとらえておられるのか、さっぱりわかりません。これははっきり言ひまして、私に言わせると、自分で認めて決裁をして昇給をしてもらったということは、これは横領です。はっきり言ひまして。ですから、公金を何の条例もない中で、条例に違反する中で昇給を受けたということは、それも自分が認めてですよ。それは明らかに格差ではなくて横領に値するわけです。そして、私は一般質問で聞きました。1月1日をもって昇給の日を決めて行くということは条例にしっかりと書いてあります。しかし、これは行われた日には4月9日です。なぜそんなときに昇給が行われたか。これぞまさしく不正昇給ということで、横領に違いないわけですね。ですから、私は何を申し上げたいかと申しますと、こういった本人の明らかに不正なことが行われたという事実があるわけですね。これを執行部はずっと私たち議会にも説明してきておるわけですね。こういった事実の積み重ねがあって、今回処分が下されました。この中で、先ほどから聞いておりますと、日下部議員は、事実は調べたけど、本人に接触して調べたけど事実は間違っておったということと言われました。じゃあ、事実を理論づけてしっかりとここで説明してください。まず最初をお願いします。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

今いろいろ言われましたけれども、まず横領ということについての定義が一木議員言われたことは違っておると思いますし、それから、1月1日でないと言われましたけど、条例で決めている1月1日は、いわゆる定期昇給のことです。もともとないものを定期昇給の基準に当てはめたということが間違っております。ですから、例えば地球が青いか、赤いか、黒いか、白いかといっても、見る方向によって物が違います。ですから、一つのことしか起きていないけれど、これをどのように事実をとらえ、どのように判断するか、そのことが、市は市の見方でやったからああいうことをしたけれど、私は事実に照らして、それに誤りがあるから同意ができないということをおっしゃるので、ここは今は議長にも議事の進行について協力してもらいたいです。私は出された予算に対して修正案を出したんであって、だれが何をやったとか、あれがいいか悪いかとか、それをこの場でやることではありませんので、そういうことについては私は言うことはありません。これはやはり物事についてどうやって判断するか、何をどう見るか、一つのことであっても、それをどう見るかということで、処分をする者としては処分者とし

ての見識と誠実さが問われるし、議員としては、また市民の声を聞いて、その誠実さと見識と、それが今問われているんだと思います。そういう意味で私は修正案を出しました。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

今の質問に全然答えになってない。もう1回聞きたい。そして、質問はあと二つありますので。

今この提案理由を出して、修正動議を出された本人の日下部議員は、私らの質問に答える義務があるんです。これは自治法にも書いてあります。しっかり答えてください。よろしいですか。答える義務じゃないということはないですから。答えなきゃいかん。修正案を出す以上、それだけの責任があるということですよ。だから、その責任を全うしてくださいよ。よろしいですか。

〔「何を答えたらいいかわからんような……」と3番議員の声あり〕

だから、言っておるじゃないですか。不正昇給の問題のこの3名の方に対する事実、2名でも結構ですよ。事実、さっき横領だと私言いましたら、横領じゃないと、言葉が間違っておると。じゃあこれは何に当たるのか。そして、1月1日に定期昇給が決まっていて、4月9日には、そんな昇給日なんていうのはないわけですよ。そこに市長の印鑑が押してない決裁書が本人さん2人だけですね。そして3名ですか。それだけの印鑑が押してある決裁書が回っていると。市長の印鑑を押してないものが出てきておるということで、これは事実でなくて何になるんですか。ですから、日下部議員が一応提案されたので、しっかりとこの事実を私らに説明してください、この不正昇給問題に対する説明を。それをしっかりやってください。これは私、何回でも聞きますよ。よろしいですか。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

3名の事実と言われましたけど、私は3名かどうかも知っておりませんし、けさ配られた資料にもどなたのことかもわかりませんし、だから、そのことについて言うことはできません。

それで、今まで私の場合ですと、9月29日の議会全員協議会、10月9日の総務常任委員会、そして2度の全協において聞いた、これが市の説明です。その中に市の判断としていろいろ言われ、処分理由を言われた。そのことが事実の誤認があると。また、その事実の誤認によって、当然された処分も誤った処分がされた。それは私の判断です。一木議員がそれを正当と思われることも、それは一木議員の判断で責任を持ってされれば、それでよろしいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

本当に切りがないですけれども、事実誤認だったから、執行部のやり方は処分が間違っておった。じゃあ事実誤認ということであれば、日下部議員の言われる事実は何だったかと、どれが事実だったかと。そして、3人の方を知りませんと言いましたが、1名はわかりませんが、3名に関しては名前は出ないですけれども、役職が出ております。それも日下部議員は知っておるはずですよ。全部議会で発表されたので。処分の大きさも全部出ております。それは見なかったんですか。ですから、事実をまだはっきり把握されていないというふうに私受け取りますが、どこが事実誤認で間違っていたか、

説明してくださいよ。日下部議員の説明は答弁になってないですよ。説明してください、もっと。私ができるように。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。壇上でやってください。

〔発言する者あり〕

3番 日下部俊雄君に言いますが、答弁、前へ出ててください。

○3番（日下部俊雄君）

議長、一貫した姿勢でやってください。午前の審議のとき、私に何て言った、あなたは。今、この補正予算書の審議をしておるんですよ。補正予算の審議に修正案を出したんですよ。それにこの3人の事実がどうかこうとか、これは補正予算の中身とは違うことやないですか。

○議長（木一良政君）

いや、修正の内容を質問しておるんです、提案者に。

○3番（日下部俊雄君）

だから、修正の内容のどこにこの不服申立人のだれそれがどうということが入っておるんですか。議案の中のどこにあるんですか。

〔発言する者あり〕

○議長（木一良政君）

わかりやすく説明してやってくださいよ。

〔挙手する者あり〕

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

進行してくださいよ。日下部議員が提案された修正動議は、提案者に対して我々議員は理由を聞く、そういう権利があるんですよ。これは自治法を調べてくださいよ。いいですか。それについて答える義務があるんですよ、日下部議員。だから、僕が聞いておるのは、全然答えになっていない。事実を言ってもらえばいいんじゃないですか。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

私が修正案を出したのは、補正予算の中の委託料のうち、公平委員会の代理人選任に関する費用106万7,000円を削るためにこの修正案を出しました。これが提案のすべてです。

〔「何でかという理由を言わないかん」と呼ぶ者あり〕

これは不用なものということで提案しました。これが要るか要らないかは自分で判断してください。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

本当に、提案理由を出した以上は、私らの質問に答える義務があるんですよ。どんな質問しようと、それにしっかり答える義務というのはあるんですから、これはただしてくださいよ、本当にこれからは。よろしいですか。

それで、2番目に私質問しますが、公平委員会というものの存在意義ですね。公平委員会、問題にな

っておりますね。代理人も認められんと。ですから、公平委員会というのは、そもそもどういうものであるかということを説明してください、日下部議員。存在意義と位置づけを。

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

公平委員会は、地方公務員法に規定してありますので、読んでください。これが一番正確だと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

自分の解釈をここで披露していただきたい、これだけの修正動議を出されるのであれば。ということは、公平委員会の存在意義、位置づけというものも今回クローズアップされておるわけですよ。公平委員会はじゃあ何のためにあるかと。自治法を見なくても、公平委員会は何のためにあるか、私申し上げますか。職員が、その名のとおり公平に処分を受けられるように、そのための委員会なんです。ですから、今回、執行部から出された原案は、公平委員会において、職員が処分を受けたことによって、公平にそれが妥当であったかどうかを審査するものなんです。そうでしょう。それをやるために、今回、公平委員会に審査をお願いするという形をとるわけです。ですから、代理人が法律に非常に精通した方でないとこれはだめということで、代理人が弁護士になっておるわけですね。ところが、今の修正動議をやられますと、職員が、今の法律に無知な職員がですよ。公平委員会へ行って、その委員の質問に受け答えしなきゃいかんと。そしてそのために法律も勉強しなきゃいかんということですね。これをやはり軽減してやるべきじゃないかと私は思うんですよ。それがなぜ、公平を受けるために代理人に弁護士を委託する……。

〔発言する者あり〕

いや、そうですよ。代理人というのはそもそも、市の方ですけれども、公平委員会はあくまでも自立したものなんです。ですから、公平委員会に説明をする、法律にのっとった説明も当然しますね。そして事実も説明するわけですよ。それを受けて公平委員会が審査するわけです。そのための過程に必要なものがなぜここで不用だという形をとられるのか、私は理解できません、そういうことは。ですから、もう一つ申し上げますけれども、職員が円たりとも公金を不正に受け取ったら、これは犯罪です。その辺、共産党の代表者は宮川さんですけれども、共産党の代表で提案理由を出された。そんな日下部議員がそういう甘っちょろいような考えでいいと思いますか。

〔「関係ない」と呼ぶ者あり〕

関係ないことはない、そんなもの。甘っちょろい、それは。そんなことは考えられん。

〔発言する者あり〕

ほかの人からそんなこと言われる必要ない。何も言われる筋合いはない。僕は日下部さんに指摘しておるだけです。

○議長（木一良政君）

7番議員、ちょっと質問がずれました。

〔挙手する者あり〕

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

今回の案件は、僕は簡単に考えればいいことだなあと聞いておりました。それぞれの提案者、これは要するに動議は成立しております。提案理由も述べられました。そして今、我々議員は、それぞれの話を聞いて判断をしていくということだろうと思いますので、議事を進行していただきたい。

○議長（木一良政君）

それでは、質疑、ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず初めに、議第11号の原案に賛成の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

9番 服部秀洋君。

○9番（服部秀洋君）

3番 日下部議員から提出されました議第11号 平成21年度下呂市一般会計補正予算に対する修正動議に対する反対討論をいたします。

提案理由は、公平委員会に伴う代理人委託料を総務管理費から減額し、予備費に組み替えるというものであります。昨日3月1日、総務常任委員会におきまして執行部がこの案件について説明されました。不正昇給にかかわった3名から不服申し立てが提出され、それに対する公平委員会のメンバーが、職員のみに対応では双方ともに正常な意見交換がなされるか否か懸念されるというようなことも詳細の中で説明をされました。例えば、公平委員会が本当に職員のみに対応であった場合、そうでなくても、職員がこれだけ削減されて公務が多忙な中、果たしてそこまでの時間的な余裕があるか。通常の仕事をしながら、また公平委員会に携わっていかないかん。それに加えて、やはり公平委員会に不服申し立てをされた3名の方ですけれども、今までは上司、また部下のそういう関係があった方ではないかと思えます。その場合、今までのその方々にどういう関係があったのかわかりませんが、精神面での苦痛も並大抵ではないということは十分考えられます。

そもそもこれは不正昇給にかかわる問題でございませんけれども、委員会において、またこの議場、12月定例会においては多くの方が意見を述べられております。ちょっと私も議事録を当たってみました。12月定例会、一般質問の中では、18番議員、厳しいおしかりの声は今回の給料の不正受給問題でありました。詳細は市の公平委員会に訴えられたとのこととございませんので、審査を待ちますが、市民の皆様にはわかるような徹底的な真相究明に努力していただきたいですとおっしゃっていますね。そして2番議員は同等な質問をされて、十分覚えていらっしゃると思えますけれども、市長はまだ全容は明らかにされていないと先日の何かの委員会でも御答弁しておられましたので、この全容をしっかりと解明されまして、だれが見ても納得のできる、そうであったかというような調査結果をぜひ報告していただきたいということをおっしゃられました。本当にそうですよね。やはりこの真相を本当に解明しようと思うには、公平な立場である公平委員会にゆだねて審理していただくのが一番であります。先ほど申しましたように、その中に職員がおりますは十分な審理もできませんし、法的な部分でやはりプロである弁護士の方が審理されるのが一番ふさわしいと思えます。

昨日の総務委員会の中では、どちらかという意見の 차이と申しますか、どの弁護士が有能であるかないかというのがちょっと違った方向に話がそれておいて、私は大変残念でございましたけれども、弁護士さんに公平委員会を選任願わなくては、本当に真相は究明できない。よって、この議第 11 号につきましては、原案のとおり代理人委託料の減額の必要はないと判断いたしまして、修正動議の反対討論といたします。

○議長（木一良政君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、修正案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

12 番 中島新吾君。

○12 番（中島新吾君）

12 番 中島新吾です。

修正案に賛成の立場で討論します。

この今回の公平委員会の代理にかかわる補正予算ですけれども、今この場でいろんなやりとりがされました。私たちは昨年 11 月 9 日の処分が発表された直後に共産党議員団として市長あてに申入書を緊急で出しました。職員給与の不適正な昇給問題についてということで、一つは、なぜこうした問題が起きたのか、このことをしっかりと明らかにすること、もう一つ、この原因、要因の大きな問題は、合併による旧町村間での賃金格差にあるんだと。この是正に対するしっかりした方向性を出せと、これが二つ目です。それから三つ目、この問題が解明され、公表されることが必要条件であります。その上で処分されなくてはいけない。この三つを私たちは申し入れました。それ以降、これに対する明確な中身でのお答えは、2 番目の賃金格差については前へ動いているところはあるみたいですが、今もここで反対討論された方が全容解明という言葉が使われましたが、私はこれは全く全容解明されていないというふうに思います。

それで、一つだけ指摘したいと思うんですが、この処分された職員の皆さんにアンケート様式のような定式的な質問項目で、1 人当たり 15 分から 1 時間足らずの聞き取りをされて、その聞き取りをされた調査票といいますか、この文書をもって懲罰委員会である処分が決められたわけです。これだけなんです、職員に聞かれたのは。実際のその後あなたを処分しますよということは一切当日までされていません。したがって、弁明の機会も聴聞もされていません。もう皆さん、何が私が言いたいのか、おわかりだと思いますが、この間のマテリアルの裁判、第 2 回目の裁判のときに、そういうことが入り口でだめだと言われたんじゃないですか。だから、第 2 次裁判は敗訴ということになったと思うんです。私は、今回のこの予算を削るということについて、こういう形で問題が大いに残っているまま全容解明がされていない中でこの修正案を認めるということは、私たちは市の処分が正しいのなら、当然に賛成します。でも、その処分が間違っていて、裁判までいって、結論が市が負けると、こうなるようなことが十分予測され、考えられるこの内容のもの、そう私たちが判断できる状況の中で、それに賛成することは誤りに誤りを重ねることだ、こう考えます。この立場で、この修正案に賛成します。

○議長（木一良政君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者あり]

2 番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

2番 山川です。

議第11号 平成21年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する修正動議について、賛成討論を行います。

ただいまさまざまな質疑が行われましたけれども、論点を整理しますと、この論点は、全く単純明解であろうというふうに思います。それは何かと申しますと、市民の税金を使って弁護士を立てることに合理性があるかどうか、この判断一点に絞られるのではないかと私は考えております。その論点において、賛成の理由を三つ申し上げます。

まず第一は、平成21年11月9日を処分日とした関係処分の一覧表には、適正な給与制度の運用を図る立場にあるにもかかわらず、給与担当職員に職務権限を乱用させて自己及び一部幹部職員に対する不正な昇給を行わせた行為として、断定的にその行為が横領と決めつけられています。副市長の説明によりますと、この処分は既に弁護士に相談済みの処分とのことであり、そのことに基づいて処分者が公平委員会に対処すればよいことであって、改めて弁護士費用を計上して答弁する合理性に欠けるものであると考えます。

2番目に、下呂市には顧問弁護士がありながら、あえてほかの弁護士に代理人を依頼したことは、このことも合理性に欠けるものであると考えます。

そして第3番目に、先ほど事実誤認についていろいろ議論がありましたけれども、何よりも違反行為を横領と断定するに当たり、その根拠となる故意性の証明及び不法領得の意思の証明がなされていません。このことは、さきの12月議会における私の一般質問に対する答弁の内容からも容易に推認できることでもあります。よって、この処分は全く合理性を欠いた不当なものであると考え、処分の取り消しを行うことが妥当と私は考えています。

したがって、この案件については、市民の税金を使って代理人を立てる合理性はないものと判断し、修正案に賛成をいたします。以上です。

○議長（木一良政君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

一言、原案に賛成という気持ちで簡単に申し上げたいと思います。

今、今回の論点は、公金を使うか使わないかというようなお話がありましたが、私は、公平委員会が公平に開催されるかということが今一番大事なところではないかというふうに思います。

〔発言する者あり〕

そうですね。ですから、それを行うためには、やはり法的なことがわからない職員が、あるいは市長が代理人として出るわけじゃなくて、やはりちゃんとした法的に精通した方が出て公平に行われるものだと思います。地方公務員法で公平委員会の権限を、職員に対する不利益な処分について、不服申し立てに対する裁決または決定をするという重い責任があります。以上でございます。

○議長（木一良政君）

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

続いて、議第12号から議第29号までの原案に反対者の討論を許可いたします。



討論ありませんか。

[発言する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、修正案について採決を行います。

議第 11 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算に対する 3 番 日下部俊雄君ほか 1 名から提出されました修正案について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、修正案は可決されました。

---

◎議第 11 号から議第 29 号までについて（採決）

○議長（木一良政君）

次に、ただいま修正議決した部分を除く議第 11 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算の原案について採決を行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第 11 号の修正部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は 16 時 10 分といたします。

午後 4 時 00 分 休憩

午後 4 時 10 分 再開

○議長（木一良政君）

再開いたします。

休憩前に引き続き採決を行います。

議第 12 号 平成 21 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第 12 号については、原案のとおり可決されました。

議第 13 号 平成 21 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第 13 号については、原案のとおり可決されました。

議第 14 号 平成 21 年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第 14 号については、原案のとおり可決されました。

議第 15 号 平成 21 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、本案を原案の

とおりに決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 15 号については、原案のとおり可決されました。

議第 16 号 平成 21 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 16 号については、原案のとおり可決されました。

議第 17 号 平成 21 年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 17 号については、原案のとおり可決されました。

議第 18 号 平成 21 年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 18 号については、原案のとおり可決されました。

議第 19 号 平成 21 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 19 号については、原案のとおり可決されました。

議第 20 号 平成 21 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 20 号については、原案のとおり可決されました。

議第 21 号 平成 21 年度下呂市竹原財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 21 号については、原案のとおり可決されました。

議第 22 号 平成 21 年度下呂市上原財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 22 号については、原案のとおり可決されました。

議第 23 号 平成 21 年度下呂市中原財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 23 号については、原案のとおり可決されました。

議第 24 号 平成 21 年度下呂市金山町金山財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 24 号については、原案のとおり可決されました。

議第 25 号 平成 21 年度下呂市金山町下原財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決すること

に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 25 号については、原案のとおり可決されました。

議第 26 号 平成 21 年度下呂市金山町東財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 26 号については、原案のとおり可決されました。

議第 27 号 平成 21 年度下呂市水道事業会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 27 号については、原案のとおり可決されました。

議第 28 号 平成 21 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 28 号については、原案のとおり可決されました。

議第 29 号 平成 21 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 29 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって時間延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を議事日程が終了するまで延長することに決定いたしました。

---

#### ◎市長施政方針説明

##### ○議長（木一良政君）

日程第 35、市長の施政方針説明を求めます。

市長。

##### ○市長（野村 誠君）

本日、平成 22 年第 3 回下呂市議会定例会が開催されるに当たり、上程いたしました平成 22 年度予算を初め諸議案の御審議をお願いし、市政のかじ取りを任せられ 3 年目を迎えるに当たり、私の所信の一端を述べさせていただきます。

市政運営に当たっては、次の 3 本の柱を軸に進めてまいります。1. 安心・安全なまちづくり、2. 元気なまちづくり、3. 信頼できる市政運営であります。

アメリカ発のサブプライムローン問題、リーマンショックに端を発した 100 年に 1 度と言われる世界同時不況からの脱却がなかなか図れない中、私たちを取り巻く社会経済状況は大変厳しいものとなっております。歴史的には幕末から明治維新前夜によく似た大きな時代の変革期であると思われまます。今年の総選挙後の自民党政権から、民主党がみずから平成維新と名づけた新政権への移行は、明治維新に地域主権の確立により地方の力に期待が寄せられることは、薩摩・長州を中心とした地方からの力が幕府

を倒し、歴史を大きく動かしたことに、国の将来を憂い、地方から多くの提案がなされ、地域の中で住民が主体となった組織ができてきたことは、坂本龍馬を初め高い志を持った多くの人物が時代を動かしていったことに、それぞれの出来事を重ね合わせるができると思います。

こういう時代であるからこそ、下呂市の将来をしっかりと見きわめ、総合計画のまちづくりの基本理念や将来像を踏まえながら、後期基本計画のスタートとなる平成 22 年度は、下呂市の基礎体力をしっかりとつけ、時代の流れに対応できる信頼できる市政運営を進め、市を取り巻く経済、社会、行財政の変化に対して柔軟に対応できる強い市役所をつくっていきたいと考えています。

さらに、市民の皆様とともに、自分たちの住むまちは自分たちの力で住みやすいまちにしていくために、「安心・安全なまちづくり」「元気なまちづくり」を進めていくことが、何よりも肝要であります。幸い、市内においては、地域の元気と活性化のために、市民の皆様の自主的な活動から始まったボランティア、NPO法人、女性グループなどの各種団体が観光、保育、福祉、医療などさまざまな分野で市民力を発揮され、元気な下呂市づくりを牽引していただいております。今後とも市民の皆様の自主的な活動を支援し、ともに考え、真の意味で市民の皆様との協働による「安心・安全なまちづくり」「元気なまちづくり」を進めていきたいと考えます。

本年度予算編成に当たっては、選択と集中を基本に、総合計画を核に財政計画、行政改革実施計画との一体化を図った合理化計画を基本に、限られた財源でより効果を上げ、健全な財政運営となることに配慮しながら編成してまいりました。

また、新政権では住民に一番身近な基礎自治体である市町村を重視した地域主権を掲げ、国と地方の協議の場、地方交付税の増額、補助金の一括交付金化、法の改正・整備など、さまざまな切り口からその確立を目指しています。このことは地方にとって歓迎すべきことでありますが、その反面、地域の力量、地域の知恵・創造力、地域の市民力等が試されることとなります。

三つの柱を関連づけながら、高い志を持って、地域力のある下呂市をつくっていかねばなりません。そのために、行政運営を担う市と御助言・御指導をいただく議会の皆様方が一体となって前向きな議論を行いながら、確実に事業を実施していく必要があります。今後とも議会の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げるものであります。

今後の市政運営を進める中で、とりわけ国・県の動向に対しては高いアンテナを張って情報の収集を図り、素早い対応をすることが重要であります。

以降、国・県の財政動向を踏まえ、本市の予算概要と三つの柱に基づく主要施策について述べさせていただきます。

#### 国・地方の財政動向。

平成 22 年度国の予算は、景気の悪化に伴い税収が大きく減少する一方で、「いのちを守る予算」として「コンクリートから人へ」を基本にマニフェストに掲載された事業を進めることなどから、総額で 92 兆円を超える予算規模となり、歳入不足分を補うために 44 兆円を超える国債発行が予定され、公債依存度が 48%となる極めて厳しい予算編成となっています。これに伴い平成 22 年度末の国の公債残高は 637 兆円、地方も含めた長期債務残高は 862 兆円と見込まれており、主要先進国の中でもとりわけ厳しい状況であり、将来世代へ負担を先送りする構造となっています。

また、地方財政については、景気の悪化を反映して地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係諸費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、職員の定数削減や人事院勧告に伴い給与関係諸経費が大幅に減少しても、なお財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれています。

また、岐阜県においては基金がほぼ枯渇した状況で、今後、数年にわたり毎年度 300 億円程度の財源不足が見込まれ、平成 21 年度から 24 年度までを緊急財政再建期間として、職員の給与カットや補助金の見直し、施設や外郭団体の見直しなど、さまざまな取り組みがされることとなっております。

本市の予算と財政動向。

平成 22 年度当初予算の編成に当たっては、政権交代に伴う国の制度変更や県の行革に伴う影響等が十分に見えない状況の中でスタートし、例年以上に困難な予算編成となりました。

地域経済の下支えとして、平成 20 年度は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に加え定額給付金や子育て応援特別手当の支給、平成 21 年度においては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や、さきの地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業など、国の補正予算によるさまざまな制度を最大限に利用しながら切れ目なく事業を執行してまいりましたが、新年度予算においても、このような継続性に配慮した予算編成としました。

平成 22 年度の予算編成に当たっては、先ほども述べましたように、総合計画、行革実施計画の見直しの時期と重なったこともあり、総合計画、行革、予算を一体的にとらえた合理化計画を策定し、毎年度ローリングしていくことで見直しを行うこととしており、人口が減少し、税の減収も見込まれ、地方交付税の町村合併の特例が終了する平成 31 年度以降のあるべき姿を基本に据えながら、一方で厳しい地域経済の状況にも配慮することを念頭に、「安心・安全なまちづくり」「元気なまちづくり」「信頼できる市政運営」を柱に、選択と集中を進める初年度として予算編成を行いました。

一般会計予算規模は、前年度当初比 5.8%の減となりました。これは、愛宕住宅建てかえ事業、小坂小学校耐震補強事業などの事業が完了したことに加え、情報基盤整備事業や学校耐震化事業など平成 22 年度に計画していた事業が、国の補正予算に伴い繰越事業として平成 21 年度に前倒し実施したことなどに伴い減額となったことが主な要因であります。

平成 21 年度末の市債残高は 280 億 3,000 万円、特別会計も含めると 549 億 8,000 万円となる一方、基金残高は 100 億 2,000 万円（財政調整基金 46 億円）となる見込みであります。

経済状況が極めて厳しい状況であることから、自主財源の根幹をなす市税収入は大幅な減額が見込まれます。政権交代に伴う地方への影響も現段階では明確に見きわめることはできませんが、国の財政状況も危機的状況であると言われる中で、自主財源に乏しい下呂市のような中山間地域の自治体にとっては、今後も厳しい財政状況であることに変化はないと思われれます。

今後も、市民の皆様の御理解と御協力のもと、行財政改革に向けた取り組みを一層推進して、地方交付税の町村合併の特例による期限が切れる平成 31 年度以降の持続可能な下呂市の姿を見据えた健全な行財政の運営に取り組んでまいります。

提出議案について。

初めに、平成 22 年度の予算の大要について申し上げます。

予算の規模は、一般会計 199 億 3,000 万円、特別会計、9 会計であります。116 億 6,337 万円、企業会計、3 会計であります。23 億 9,247 万円、合計 339 億 8,584 万円であります。

なお、下呂財産区特別会計を残し 6 財産区特別会計は、各区有財産を各地縁法人へ譲与することにより、平成 21 年度末をもって廃止することとしております。

歳入。

まず、歳入について申し上げます。

市税につきましては、対前年比 6.6%減の 46 億 4,721 万円を見込んでおります。

市民税につきましては、昨今の不況の影響による個人所得の減少、景気後退による法人税の減少等を

考慮して、平成 21 年度と比べ、個人市民税では 13.3%減の 12 億 2,085 万円、法人市民税では 26.2%減の 1 億 7,310 万円を見込んでおります。

固定資産税につきましては、景気悪化による地価の下落と企業の設備投資が見込めないことなどにより、平成 21 年度と比べ 1.8%減の 28 億 3,460 万円を見込んでおります。

税の賦課徴収については、平成 24 年度固定資産税評価がえに向けて、山林・田畑の評価基準統一を図り、公平・公正な課税に努める一方、税の徴収強化を図るため、県とともに滞納整理を行う併任徴収を実施し、一層の収納率向上を目指してまいります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金につきましては、国・県の示した伸び率から推計して計上しております。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、地方財政対策では、地方の財源不足が過去最高になることから、交付税総額を出口ベースで 1 兆 1,000 億円増額する方向が示され、12 月末の地方財政計画により推計いたしました。

平成 21 年度の特別枠である地域雇用創出推進費は皆減となりますが、新たに地域活性化・雇用等臨時特例費が設けられることから、1 億 8,000 万円の増を見込んでいます。

個別算定経費、包括算定経費については、給与関係費、投資的経費の圧縮があることから、前年度当初比 1 億 5,000 万円増の 72 億円を見込み、特別交付税 2 億円を含めた交付税総額 74 億円を計上しております。

なお、普通交付税については、合併算定がえの期限が迫ってきておりますが、新政権により交付税の見直し議論もあり、全国市長会等を通じ、引き続き安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を要望してまいります。

国庫支出金について、普通建設事業等に係る補助金は減っていますが、子ども手当分が増額することから 5,925 万円の増。県支出金については、普通建設事業に係る補助金や県補助金の見直し等の影響を含め 1 億 8,989 万円の減となっております。

繰入金のうち基金繰入金については、縁故債の一部について繰り上げ償還を行うため、減債基金からの繰り入れを 3 億 2,222 万円、ふるさと基金からの繰り入れを 5,542 万円、特別養護老人ホーム施設整備基金などの目的基金からの繰り入れを 3,096 万円、財政調整基金からの繰り入れを前年度より 2 億 6,000 万円減の 4 億 9,000 万円とし、基金繰り入れ全体では、前年度当初比 25.3%減の 8 億 9,860 万円を計上いたしました。また、公共事業基金については引き続いて 1 億円の積み立てを行ってまいります。

市債につきましては、建設事業債として、下呂小学校校舎改築事業、地域活力基盤創造交付金を活用した道路整備事業などに 6 億 2,730 万円を計上いたしました。

地方財源の不足に対処する臨時財政対策債につきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減額により、前年度比 3 億 8,800 万円増の 13 億 7,250 万円を計上いたしました。

主要事業について。

それでは、主要な施策につきまして、順次御説明申し上げます。

安心・安全なまちづくり。

市民が安心して暮らせるための医療体制の確立は、下呂市が抱える喫緊の課題であります。長年の懸案事項でありました飛騨地域の中核病院である県立下呂温泉病院の移転新築事業につきましては、整備基本計画が策定され、平成 26 年 5 月の開院に向け、整備スケジュールが示されました。下呂市といたしましても、県・市の関係部局で設置している下呂温泉病院移転新築計画検討会で県・市相互の要望や

意見調整を行いながら、本事業の円滑な遂行に努めてまいります。

また、市立金山病院の建設につきましては、平成 24 年後半の開院に向け、日本一ローコスト・ハイクオリティの病院建設を掲げ、現在、基本設計業務を進めており、平成 22 年度には実施設計業務に着手します。また、建設費の財源確保として、国の緊急経済対策により創設された医療施設耐震化臨時特例交付金の補助採択に向けて県と協議を進めてまいります。

病院経営につきましては、運営費の約 9 割を占める診療報酬が平成 22 年度に 10 年振りに引き上げられますが、大幅な増収は見込めない状況であります。そのような中、市立金山病院改革プランを指針としながら、経費の節減に努め、経営の健全化に取り組んでまいります。

また、地域医療体制を拡充するため、地域医療機関の機能分担と医師会との連携強化を図るとともに、地域医療に従事する医師、看護師等の養成や招へいに努め、総合的な視点で地域医療推進を図れるよう、組織体制の整備に努めていきたいと思っております。

福祉・保健医療施策について申し上げます。

新政権では、「いのちを守り、国民生活を第一とした政治」「支え合って生きていく日本」を築くために、福祉・医療・保健に関する国・県の施策も大きく変わろうとしています。昨年以上に国・県の施策の動向に注目しながら、行政サービスとして必要な事業はしっかりと確保していきます。しかし、行政の力だけでは限界があります。総合計画にある「人々が支え合うまちづくり」の実現を進めるためにも、市民協働による地域福祉の推進に力を入れていきたいと思っております。

高齢者福祉については、高齢化が進む中で高齢者が増加しているものの、活動は徐々に低迷しているのが実態です。そのような中、高齢者の生きがいや健康づくりを目的とした老人クラブ活動や敬老会事業、高齢者健康増進事業、シルバー人材センター事業等を引き続き支援してまいります。

市立の老人ホームは、昨年 4 月から指定管理者制度を導入し、下呂福祉会が管理運営を行っております。1 年が経過し、経営も軌道に乗ってきた中、今後はさらに向上を目指し、一層の連携を強めてまいります。

市内には 3 ヶ所の特別養護老人ホームがありますが、いずれも待機者が多く、必要な人が必要なときに入所できないのが実態です。こうした状況を少しでも緩和できるよう、平成 21 年度に入所調整システム検討会議を立ち上げ、平成 22 年度中には新しいシステムをつくり、平成 23 年度からの運用を考えております。

小坂老人保健施設は、平成 21 年度に耐震補強工事とあわせて増床工事を実施しました。これにより、小坂診療所附属の医療機関併設型小規模老人保健施設として医療依存度の高い高齢者の受け入れ態勢を確立することができました。従来実施している在宅療養支援診療所としての機能に加え、今年度は訪問車両を確保することにより、訪問介護、訪問リハビリテーション等の在宅サービスの充実を図ってまいります。

介護保険事業としては、第 4 期介護保険事業計画の 2 年目に当たり、計画の着実な実行に努め、今後はますます高齢者人口と介護需要の増加に伴う介護給付費の増額が見込まれるため、適正な事業運営と、包括支援センターを中心とした介護予防事業を積極的に推進することにより、介護保険財政への負担軽減を図るとともに、高齢者の生活を支援してまいります。

また、平成 23 年度に策定する第 5 期介護保険計画を踏まえ、余裕を持って策定に対応できるよう、今年度中に実態を把握するためのアンケート調査を実施いたします。

障害者福祉については、障害者自立支援法の抜本的改正が注目されており、特に利用者の応益負担から応能負担への見直しが求められているところです。国は平成 25 年までに新制度への移行を表明して

いますが、平成 22 年度から一部利用者負担の限度額が変更されます。主に低所得者の本人負担が軽減されるほか、低額課税世帯においても限度額が引き下げられます。これに伴い、市の判断で対応している地域生活支援事業においても同様対応することにより、障害者の経済的負担はかなり軽減されます。

また、平成 21 年度から自立支援協議会に児童部会と就労部会を設け、児童の成長に合わせた一貫的な対応、生活のもととなる就労へとつながるよう、関係者との話し合いを行っていますが、引き続き平成 22 年度も協議を進め、今後の施設や制度、体制づくりに生かしていきたいと思っています。

児童・母子福祉については、引き続き家庭相談員、母子自立支援員を配置し、飛騨子ども相談センター等との連携を密にとりながら、児童や母子家庭に対する相談に応じ、さらに今年度は新たに母子家庭に対する高等技能促進事業を復活し、母子家庭の母親の自立に向けての資格取得に対し、支援してまいります。

生活保護については、昨年の経済不況を受け、下呂市内の保護者もやや増加傾向にあります。ケースワーカー 3 名と指導員 1 名を配置し、各振興事務所等との連携を図りながら、生活困窮者に対するきめ細やかな対応に当たるとともに、必要な生活扶助費等を計上しました。

保健事業については、本市の特色として、国・県の平均と比較すると生活習慣病に起因する死亡率が高い傾向にありますので、特定保健指導の実施など、生活習慣病の発生予防のための啓発活動等をより進めます。加えて、健診受診率の低い 30 代、40 代の方たちの健康意識を高める取り組みや健康づくりへの積極的な活動支援の充実を図り、市民の継続的な健康管理と国保事業の安定的運営に努めてまいります。

がん対策については、検診の受診率向上と検診による異常発見率の向上が必要です。このため集団検診だけでなく、人間ドックなど個別検診を受けた方に対しても費用の一部助成ができるよう、市内の病院と連携しながら取り組んでまいります。

また、今年度新たに唯一ワクチン接種による予防効果が高いがんであるとされている子宮頸がんのワクチン接種費用の一部を助成し、将来の罹患リスクの低減を図ってまいります。

各種の保健事業を進めていく上で、医師会との連携は不可欠なものであります。昨年度は新型インフルエンザが流行する中、休日・夜間を問わず診療体制を維持していただきました。今後とも、市民が安心して暮らせる地域づくりのために医師会との連携を密にしてまいります。

消防・防災について申し上げます。

自然災害について、阿寺断層帯の上に位置する下呂市は、発生が予想される東海・東南海地震とともに常に警戒をしなければなりません。また、下呂市は急峻な地形に加え、年間を通して降水量が多く、自然条件としては災害の発生する可能性の高い地域であります。特に、最近では全国各地でゲリラ豪雨と言われる集中豪雨による災害が頻発する傾向にあり、こうした自然災害から市民の生命・財産を守るため、土砂災害を想定した演習や地震を想定した防災訓練を関係機関と連携して実施し、土砂災害、地震災害への対応の強化と市民の防災意識の向上に努めてまいります。

岐阜県においては、土砂災害防止法により、平成 21 年度から平成 25 年度において下呂市で土砂災害警戒区域等の指定が予定されており、その指定に伴い、指定区域等の位置や避難場所、避難経路等が記載されたハザードマップや避難勧告マニュアル等を作成し、市民への周知を行い、より一層の危機管理体制の充実を図ってまいります。

地域の防災対策として、防災の基本と言われる、みずからの身はみずから守る、自分たちの地域は自分たちで守るという考え方に基づいた住民の防災意識の啓発や地域の連帯意識の醸成に努め、自主防災組織への防災資機材の購入補助等により、郷土愛に根差した自主防災組織の育成を図ってまいります。



消防団関係においては、特に女性消防団員による独居老人宅訪問等、災害弱者の支援を行うことにより、ソフト面での消防団活性化を推進してまいります。また、下呂市総合計画に基づき、消防機械器具等の計画的な更新を行ってまいります。

救急・救助関係においては、多様化する災害に対応するため、医師会等各種関係機関と密接な連携を図りながら、トリアージ訓練を含めた集団救急災害訓練等を積極的に実施してまいります。

また、消防と医療機関との連携による救急救命体制の充実、救急業務の資質向上を図るため、各種講習会、研修会を実施し、症例検証を行うことにより、救急救命士を含めた救急隊員及び救急業務の資質向上を目指します。

さらに、救命率の向上を目指し、一般市民を対象にしたAED取り扱いを含めた救急救命講習の開催を推進し、底辺拡大に努めてまいります。

通信指令関係では、新通信指令システムの導入により、より迅速かつ確かな通信指令業務に努めます。また、消防救急無線デジタル化に向けて、平成22年度において実施設計を行い、平成23年度整備に向けた準備を進めます。

予防関係においては、住宅防火対策を推進するため、特に住宅用火災警報機については、昨年度実施したアンケートの結果を踏まえ、全戸設置に向けて引き続き広報活動を展開してまいります。また、観光立市下呂市にとって、宿泊施設等における防火管理体制を確立させることも大切なもてなしの一つでもあります。

最近では犯罪が多様化し、一般市民が時間や場所にかかわらず犯罪に遭遇するリスクが増加しております。犯罪から市民を守るため、地域、関係機関と連携した防犯対策を実施してまいります。

また、犯罪のない明るいまちづくりの一つとして、自治会が事業主体となって設置する防犯灯に対して引き続き補助金を交付してまいります。

教育環境の整備と子育て支援について申し上げます。

学校教育施設は、児童生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持っており、その安全性の確保は言うまでもありません。

学校施設の整備については、本年1月に学校教育施設整備検討委員会の皆様から答申書をいただきました。今後は、その内容を十分に踏まえた上で学校整備を進めてまいります。昨年度、耐震補強事業とあわせて着工いたしました下呂小学校校舎改築事業は本年11月に完成、金山小学校校舎と下呂中学校東校舎の耐震補強は本年度に完成します。また、エコ改修事業による市内五つの小学校の太陽光発電設備も2学期から供用開始できる見込みで、環境教育の教材として活用できるものと期待しております。

また、不登校児童・生徒や障害のある児童・生徒への支援を引き続き行うとともに、従来の放課後児童クラブに加え、長期休暇時にも対応できるクラブの開設、運営費の充実を図ってまいります。

少子化対策として、平成22年度新たに18歳未満の児童を持つ保護者の第3子以降のお子さんで3歳以上の場合、保育料を無料とし、保育料の軽減を行ってまいります。

質の高い療育システムを確立し、児童の健やかな育成を支援するため、心身の発達のおくれやさまざまな悩みを持つ親子に対して、さくらんぼ教室と加配保育士の連携強化及び関係機関との連携により、情報提供や指導を行ってまいります。

保育園運営につきまして、萩原南保育園に続き、金山保育園を本年4月より新たに指定管理施設としてスタートいたします。一方、湯屋保育園は小坂保育園に統合し、萩原中保育園は閉園となります。

妊婦健診の費用助成につきましては、引き続き国の示す標準的な妊婦健診費用助成を行います。これにより、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減と安心して出産を迎えられる環境を整えていくとともに、

新生児聴覚検査費用助成及び特定不妊治療費助成など、少子化対策、子育て支援対策も継続して実施してまいります。

小児・児童の感染症予防として、新型インフルエンザのワクチン接種に加え、今年度より新たにみずぼうそう、おたふくかぜに対して接種費用の半額程度の助成を行い、子育て期の経済的負担の軽減を図ります。

子育てを社会全体で応援する観点から、平成 22 年度に子ども手当が創設され、中学校修了までの児童を対象に月額 1 万 3,000 円が支給されます。下呂市では約 2,480 世帯、児童数で約 4,365 名の児童が支給の対象となります。また、ひとり親家庭の自立支援を行うため、父子家庭も児童扶養手当の支給の対象となり、約 40 世帯が対象となります。

環境施設について申し上げます。

下呂市のごみの排出量は、人口の減少や経済状況の変化に伴い年々減少傾向にありますが、市民 1 人当たりのごみ排出量はあまり減っていません。下呂市の豊かな自然環境を将来に正しく継承するため、ごみの減量化や資源の有効利用を図ることが強く求められています。

そのための主な取り組みとして、一般廃棄物処理基本計画並びに廃棄物減量等推進審議会の答申に基づいて、ごみの 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を中心とした廃棄物の減量化対策を推進し、人と地球に優しい循環型社会の構築に努めてまいります。

さらに、第 1 次総合計画の基本構想をもとに、環境保全施策の総合的・計画的な推進を図るため、環境基本条例の制定と、それに基づいた下呂市環境基本計画の策定に着手します。また、地球温暖化が問題視されており、下呂市における地球温暖化対策地域推進計画と実行計画もあわせて策定に取り組んでまいります。

また、環境衛生施設につきましては、どの施設も老朽化が進んでおり、更新を考慮し、維持管理を行わなくてはならなくなってきました。その中で最終処分場については埋立期間の延長（かさ上げ）を計画しており、それに向け実施設計業務等を行います。

市にとって喫緊の課題である廃棄物処理施設については、市民生活にとって必要不可欠な施設であり、用地選定、施設建設について、昨年度の経緯を踏まえ、議会の皆様や市民の皆様の御意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

また、現有の施設については年々維持管理費が増加傾向にありますが、市民生活と経済活動にはなくてはならない施設であり、利用者の方々が安心・安全で利用していただけるよう、利便性を保持しながら計画的な維持修繕を行い、施設運営に努めてまいります。

平成 21 年度に下呂市における新エネルギー導入の方向性を示す下呂市新エネルギービジョンを策定しました。これに基づき、国が進めている地球温暖化対策や化石燃料にかわるエネルギー対策として、市民の理解を深め、新エネルギーの普及・導入に努めてまいります。また、観光や森林資源、自然環境などの下呂市の特色を生かした地域産業の活性化にもつながる新エネルギーの導入を、市民や事業者の皆様との協力を得て推進してまいります。

水道・下水道事業について申し上げます。

下呂上水道は、東上田浄水場の老朽化に伴い、平成 20 年度から新東上田浄水場の施設整備に着手し、順調に工事が進んでおります。平成 22 年度は、昨年発注した新東上田浄水場機械電気設備工事を継続して行い、平成 24 年 4 月の供用開始を目指して工事を進めてまいります。

簡易水道は、竹原地区の下水道整備等に伴う今後の水需要及び渇水や災害等不測の事態に対応するため、平成 21 年度に調査・詳細設計業務を行いました宮地簡水・乗政簡水を統合し、機能強化を図るた

め、平成 22 年度は浄水機能強化工事等を行ってまいります。

また、上水道を含めた水道施設管理の効率化を進めるため、監視データを新東上田浄水場に集中し、日常管理の強化と休日・夜間の迅速な状況確認体制の整備を図ることを目的に、平成 21 年度に遠方監視、制御システムの構築に着手しておりますが、今年度は小坂地区の整備を行ってまいります。

特別会計としての独立性を高めるため、水道施設の運転維持管理業務については外部委託を行っていますが、平成 22 年度は、需用費や通信費を含めた包括的管理を萩原・小坂・馬瀬の各地域も外部委託し、あわせて職員 2 名を削減いたします。

今後とも、上水道並びに簡易水道事業のなご一層の運営効率化を目指すとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業では、公共下水道下呂南部処理区につきましては平成 22 年度に、湯之島処理区は平成 23 年度に整備を完了すべく、引き続き管路の工事を行ってまいります。

また、特定環境保全公共下水道事業の竹原処理区及び萩原処理区中呂地区は平成 22 年度に完成し、西上田地区は平成 22 年度に着手し、平成 25 年度に完了すべく、引き続き工事を進めてまいります。

萩原処理区の流入量の増加による水処理施設の増設整備工事は、平成 24 年度完成を目指し、継続してまいります。

金山地区におきましては、処理区管内の各マンホールポンプの異常通報装置、下水道集中監視システムの更新可能最終年度になるため、新システムの導入を行ってまいります。

元気なまちづくり。

下呂交流会館アクティブは、平成 22 年 3 月 27 日にオープニング式典が挙行され、4 月から本格運用が始まります。「下呂市をもっと元気にする施設」を基本理念として、芸術文化・スポーツの振興、誘致活動による交流産業の拡大、市民が集う場の創出などを積極的に行ってまいります。運営については、当面、市直営で運営しますが、将来を見据え、自主自業の実施や舞台管理、会館運営の一部を財団法人下呂ふるさと文化財団に委託して、市民の皆様に愛される会館の運営に努めてまいります。

次に、道路行政について申し上げます。

道路は社会生活や産業経済活動を行う上で必要不可欠なものであり、産業や文化の振興、交流人口の増加等、下呂市のさらなる発展を図るため、最も基本的な社会資本であると言えます。

しかしながら、国の公共事業予算は「コンクリートから人へ」の理念により大幅な削減がなされ、従来、国・県に要望しておりました国道 41 号を初めとする主要路線の道路改良等の一部が凍結されました。今後とも粘り強く、下呂市の生活基盤となる道路整備については、市内の関係機関と連携しながら、強く国・県へ要望していきたいと思っております。

市道の整備につきましては、下呂市総合計画に基づき、平成 22 年度から本格稼働する下呂交流会館や県立下呂温泉病院移転新築予定地へのアクセス道路小川 2 号線の整備、並びに観光客の散策路としても重要な役割を持つ幸田・湯之島地区の市道の整備に着手します。また、郡上市から恵那市を結ぶ美濃東部広域農道関連の市道横谷前山線の整備など、国の交付金事業や辺地対策事業債等の有利な財源を充ちながら、順次事業を進めてまいります。

市民生活に身近な市道の側溝整備や舗装などの道路維持修繕につきましては、厳しい財政状況ではありますが、緊急性や安全性に十分配慮しながら、地域の皆様の要望にこたえてまいります。

さらに、橋梁長寿命化修繕計画策定のため、既に点検・調査を終えた橋梁について、専門の委員会に委託し、計画の策定に入ります。

なお、広域的な道路につきましては、高速道路と連絡する濃飛横断自動車道路を最重要路線として早

期完成を目指し、今後とも積極的な要望活動を続けてまいります。

また、市内には国道 41 号、国道 256 号、国道 257 号を主要路線として、これらの道路を補完する主要地方道が 6 路線、一般県道 11 路線が走っています。これらの道路は、地域の生活道路としての必要性はもとより、下呂温泉を初め小坂の滝めぐりなど、数多くの観光資源を生かして観光立市を目指す下呂市にとって欠くことのできない重要路線であります。そのため、異常気象時通行規制区間の解消を初め、安心して安全に通行できる道路整備の促進と道路ネットワークの構築に向け、国・県及び関係機関に対し強く要望してまいります。

河川整備について申し上げます。

県管理河川の飛騨川は、下呂温泉街を中心とした公共広域基幹河川改修計画に基づき整備が進められていますが、その他河川につきましても、治水や利水のみならず、生態や環境にも配慮した河川整備を関係機関に対し強く要望してまいります。

また、市内には土石流等により集落に被害を及ぼす恐れのある土砂災害危険区域が数多くあります。これらの地域に生活される市民の皆様方の生命と財産を守るため、関係機関と協議し、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を順次進めてまいります。

さらに、市が管理する普通河川につきましても、市民生活環境向上のため維持管理・修繕等の整備を進め、地域の皆様方の要望にこたえてまいります。

都市計画及び住宅整備について申し上げます。

岐阜県の都市計画区域マスタープランの見直しに合わせて、下呂市都市計画マスタープランの策定に取り組みます。また、下呂市景観条例に基づき、良好な景観と風致の維持に努めてまいります。

公園管理におきましては、昨年、飛騨川にスポーツ公園橋が完成したことに伴い、飛騨川公園及び桜谷公園に指定管理者制度を導入し、より効率的な管理運営を目指してまいります。

住宅整備については、平成 17 年度に策定した下呂市住宅計画に基づき進めてきた住宅建設が、平成 21 年度の愛宕住宅の完成によって一段落しました。今後は、入居される方が安心して快適に生活できるよう、適切な住宅管理に努めてまいります。

また、地震防災促進のため、引き続き建築物の耐震診断や木造住宅耐震補強工事に対する補助事業に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

地籍調査につきましては、森林の整備や管理のみならず、正確な土地継承等に不可欠な事業であり、平成 22 年度も未完結地区の早期完了を目標に着実に進めてまいります。

市の主要事業に係る用地取得については、誠意を持って地権者との交渉に臨み、公共用地の確保に努めます。また市道の未登記路線についても解消を図っていきます。

観光振興について申し上げます。

新政権において、我が国の経済成長分野の柱として観光を位置づけ、国土交通省においては、今年の 10 月に国土交通成長戦略会議を立ち上げ、観光分野の成長戦略について具体的な方策の検討を開始し、12 月には観光立国推進本部が発足し、政府全体で観光立国の推進を図っていく体制が整えられました。

そして、平成 21 年 3 月、観光立国推進戦略会議において三つの提言が打ち出されています。1. 海外プロモーションの強化（日本ブランドの確立）、2. 受け入れ体制の整備（円滑、満足、安全な観光、3. 観光産業の国際競争力強化（価格から価値競争へ）。

観光産業は、一昨年来からの世界的な大不況や昨年新型インフルエンザの流行により、観光宿泊数が毎年減少傾向にあります。しかしながら、下呂市においても重要な基幹産業であり、国の観光に対する積極的な取り組みを追い風に、市としてこれからの観光に関する指針を明確にし、市民とともに一丸

となって、さらに振興を図っていくことが大切であると考えます。

このため、市内各地域にある豊富な地域資源を有効的に活用し、効果的に誘客増加を図るため、行政の横断的な連携はもちろんのこと、観光事業者、農林漁業者、自治会、市民が相互連携のもとに共存共栄を図る中で観光産業を発展させる必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成 21 年度には下呂市観光計画（5 ヶ年）を策定し、具体的な事業の目標を定めた上で、積極的な計画の推進と事業実施をしてまいります。本計画は、国の観光立国推進基本法、観光立国推進基本計画、岐阜県の飛騨・美濃じまん運動、岐阜の宝もの認定プロジェクト、また下呂市総合計画を念頭に、既存の関連諸計画や関係部署との整合性を図りながら策定してまいりました。

基本施策として、1. ホスピタリティ都市宣言、2. 受け入れ体制の強化と情報集中、3. 旅行商品の造成と情報発信、4. 団体客誘致活動の強化、5. 国外誘客事業の促進、6. 新たな補助制度の整備促進、7. 町並みや景観、観光の中心的施設の整備、以上7本の柱により事業実施を行い、観光戦略強化事業を中心に、ホスピタリティーあふれるまちづくりを進めてまいります。

観光計画における目標は、最盛期に相当する 150 万人の宿泊客を誘致することではありますが、それを実現していく前提として、サービスの原点であるおもてなしの心を持って迎えることが重要であると考えます。「下呂を訪れるすべての人をおもてなしの心で迎える」という基本コンセプトにより、魅力あふれるオンリーワンのまちづくりを目指し、計画を推進していきたいと思っております。

そして、平成 22 年 3 月にホスピタリティ都市を宣言し、観光関係者だけでなく、子供から大人まで全市民が「ようこそ下呂市にいらっしゃいました」というおもてなしの心を持って、観光立市としての地位を確立していきます。

下呂市観光計画の具体的な施策として、下呂市観光資源発掘補助制度を継続し、市内各所の観光資源・素材にかかわる団体や人材を支援育成し、受け入れ態勢の強化を目指します。

また、各地域の観光資源を活用した小坂の滝めぐり初級コースの整備、萩原の街歩きコースの整備、阿多野谷雨情公園、せせらぎの小径の拡充、横谷峡遊歩道の整備、自然体験メニューの提供を行ってまいります。

さらに、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別事業を活用した観光案内・駐車場案内事業、下呂市観光資源掘り起こし事業、小坂の滝めぐり遊歩道管理・案内事業により、観光客への配慮を行いながら、雇用の確保を図ってまいります。

広域観光に対しましては、飛騨 2 市 1 村、岐阜市、郡上市との観光協議会を充実させるとともに、新たに平成 26 年の北陸新幹線開通や平成 32 年のリニア新幹線の完成を見据え、北陸地域や東濃地域との連携を強化していきます。また、飛騨木曾川国定公園連絡協議会の見直しも行うこととなっております。

昨年度より岐阜県名古屋事務所に職員を 1 名駐在させ、中部地区からの誘客に努めてまいりましたが、今年度、事務所を国土交通省中部運輸局に移し、国の施策も取り入れた誘致事業を展開します。また、新たに岐阜県東京事務所に職員 1 名を派遣し、日本最大の旅行マーケットである東京都の観光情報の収集や下呂市の情報発信を積極的に行ってまいります。

コンベンション事業については、下呂交流会館が 3 月に完成したことから事業の増加が期待でき、さらに MICE（マイス）事業を積極的に展開するためにも、コンベンション助成金制度の一層の充実強化を行ってまいります。

また、人口の減少などで国内旅行が衰退する中、インバウンド事業の強化や旅行者の目的に合った旅行商品を提供するため、観光協会や旅館組合と協力しながら、国内外の誘致宣伝の積極的な展開を図ります。

平成 22 年度は観光戦略強化事業として国の政策に協調するとともに、国外では今年度のフィルムコミッション事業を有効的に活用し、主要市場である韓国、台湾、中国、香港を初め東南アジアへのプロモーション事業を積極的に支援してまいります。

なお、濁河温泉スキー場について、近年の利用者の減少やリフト等の施設の更新が困難なため、廃止の方向で進めてまいります。

下呂温泉合掌村は、昭和 38 年に飛騨郷土館としてオープンして以来、竹原文楽の公演や民芸の郷、ふるさとの杜のオープンなど変遷を重ね、半世紀近くにわたって下呂市の重要な観光施設として直営で運営してまいりました。平成 19 年 8 月には入場者 1,000 万人を達成しましたが、平成 4 年度をピークに入場者は減少傾向にあります。これは下呂温泉の宿泊客等に入場者が連動しているためであり、下呂温泉合掌村で下呂温泉の誘客ができるような取り組みと常に新しい魅力を加えながら、温泉だけでなく魅力づくりが必要であると考えます。

このため、平成 20 年 7 月には、しらさぎ座を市内の伝説、昔話を素材にした影絵劇場に改め、大変好評を博しているところでもあります。また、ふるさとの杜につきましては、合掌の里と一体感を欠くことから、平成 19 年 10 月、民間の代表者から成る見直し検討委員会を立ち上げ、改修計画の基本方針について御意見をいただきました。この基本方針を踏まえ、春は桜、秋はモミジの里山として整備し、四季折々の豊かな自然を感じながら、行祭事なども体験できる（仮称）歳時記の森として、本年 7 月の完成を目指して工事に着手いたしました。下呂市・下呂温泉最大の観光施設として、ますます魅力ある施設として整備していくものであります。

次に、商工業振興について申し上げます。

現下の厳しい経済環境の中、さらに景気後退が進むことが懸念されており、刻々と変わる情勢を的確にとらえ、有効な施策を講じることが重要と考えます。特に中小企業の事業活動の活性化と経営安定に資するためには、融資制度の一層の充実が大切と考えます。このため、小口融資、中小企業経営安定資金融資とともに預託額を増額し、小口融資は 13 億円、中小企業経営安定資金融資は 20 億円に融資枠を拡大することにより、中小企業の皆様の経営安定に活用されることを期待するものであります。

雇用関係については、昨年度、求職者と求人者のマッチングの場として下呂市企業ガイダンスを市として初めて開催しましたが、新年度も下呂市地域雇用創造推進事業で企業ガイダンスを初めとしたさまざまな事業を展開し、より充実した雇用創出の場を設けてまいります。

また、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、各部課より提案された 16 の雇用創設事業を実施いたします。総事業費 7,683 万円により延べ 75 名の雇用が確保でき、うち 69 名は失業者の新規雇用を予定しております。

また、新たに下呂市雇用促進奨励金制度を創設し、国のトライアル雇用制度を活用して、失業者を新規雇用する事業所などに対して助成を行い、雇用の拡大につなげていきたいと考えております。

このほか雇用、勤労者対策の事業として、勤労者住宅資金及び生活資金融資事業、若者定住促進事業、事業所人材育成支援事業、市職業相談室運営事業の各事業について、引き続き活用の拡大に向け PR を行ってまいります。

各商店街などが企画する事業につきましては、市街地への誘客を目指し、市民のアイデアが生かせるよう、市として支援していきたいと考えています。

また、商店街空き店舗活用支援事業など、商店街の活性化につながる事業についても引き続き積極的に進めるなど、元気な下呂市づくりを目指してまいります。

農業振興について申し上げます。

本市の農業は、中山間地域で地形的にも決して条件がよいとは言えない農地で農業経営を行っております。また、経営者の高齢化や経済環境の悪化、野生鳥獣被害、天候不順等で、農業生産意欲の減退や耕作放棄地等が拡大しております。

農業振興を図る上で鳥獣害対策に重点をおき、下呂市鳥獣被害防止計画に基づき、集落を囲む獣害防除さくの設定や有害鳥獣パトロールの実施、有害鳥獣捕獲の実施等、防除と捕獲に努めてまいります。

遊休農地解消対策として、飼料米、米粉米の生産、家畜等の放牧の推進を行ってまいります。

地産地消につきましては、学校給食への地元産食材の提供を今後も積極的に推進してまいります。地産地消システムを活用して、生産者情報や消費者情報の相互共有化を図り、観光・商工業との連携を深めながら、安心・安全・健康な地場産物の普及に努めてまいります。また、地域特産品PR事業として、東京六本木ヒルズ屋上での龍の瞳の栽培を行う予定であります。

平成22年6月12、13日に開催されます「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」では、下呂市はサテライト会場として、馬瀬地区で「伝えよう“森が育む日本一の鮎たちの群れる名水の里”」と題して大会を盛り上げていきます。この大会を契機に、下流域との交流を通して、森づくりや農業体験・水との触れ合い体験を展開していきたいと考えております。

畜産関係においては、飛騨ミート農業協同組合連合会の食肉処理施設が海外に輸出する施設として認定を受けました。今後、飛騨牛ブランドの海外での販売拡大に期待をするものであります。

平成24年に長崎県で開催される第10回全国和牛能力共進会での3回連続の上位入賞を目指し、準備を進めております。

また、畜産経営の軽減を図る目的で昨年度から着手した市営牧場の整備も、草地林地一体的総合整備事業を引き続き実施し、一刻も早い完成を目指してまいります。

水産業関係につきましては、鮎の冷水病等により漁獲量、入川者の減少等が続いております。市内の漁業協同組合合同の研究会・研修会開催を計画して、対策を検討していくものであります。

農業基盤の整備につきましては、県営中山間地域総合整備事業の下呂南部や各種事業を導入して、農業施設の整備や農村地域の環境向上や防災対策の強化に取り組んでまいります。

南飛騨国際健康保養地健康農場につきましては、健康・美容の情報発信を進めながら、引き続き健康食材の普及、商品開発等に取り組んでまいります。

林業振興について申し上げます。

新政権において、新たな成長戦略の中で、危機を好機として新産業の創造と成長につなげることを提起し、その一つに環境・エネルギー分野が位置づけられております。しかしながら、森林は環境を守る多面的な機能は数多くあるものの危機的状況にあり、その機能が年々低下してきています。これは、林業が産業として経済的に厳しい状況に置かれ、さらに木造住宅建設の低迷、木材価格の低迷により、林業を取り巻く状況がますます厳しくなっていることに起因しており、好機と言うには余りにも厳しい状況で、国・県による抜本的な対策が望まれるものです。そのような中、林業再生のため、木材の供給及び需要両面から新たな体制整備と支援が必要となっております。

供給拡大として、低コストで木材を搬出するための森林地業の集約化、作業道等の路網整備、機械化の推進、利用部材の拡大等について、市と森林組合等が共同して事業推進を行ってまいります。

需要拡大として産直住宅「強くて安心なひのきの家づくり」のPR、地産地消住宅の推進、ストーブ用木質ペレットの需要拡大、産直関係団体の活性化を行ってまいります。

国では住宅版エコポイント制度が始まりましたが、住宅断熱等のエネルギーコストを削減する施工等が主であるため、その制度の内容に、国産材を使用した木造住宅建築がエコ住宅として評価される仕組

みを取り入れられ、国産材需要が拡大し林業振興へとつながるよう、関係機関に制度内容の拡充を積極的に提案していきたいと考えております。

また、間伐事業の推進を図るために、引き続き間伐のかさ上げ補助、間伐の搬出補助及びまき用材の間伐材搬出補助を行い、地域産材の利用拡大を図ってまいります。

森林への理解を深めるため、下呂市未来の森推進事業として、南飛驒森林浴回廊等、下呂市の豊富な森林資源を利用した各種体験や交流を行います。また、市内保育園、小・中学校等に対する森林環境学習の支援等を引き続き行っていきます。

教育行政について申し上げます。

学校教育では、児童・生徒の個性を生かし、一人ひとりに生きる力をはぐくむ教育を推進するという方針のもと、四つの重点を掲げます。

第1に、「地域に信頼される学校づくり」施策の柱として、児童・生徒が安全で安心できる教育環境の確保・充実に力を注ぎます。学校だけでなく地域の方々の支援も得ながら、防犯活動に努めます。また、引き続き小学校新入生全員に防犯ブザーを無料配付し、安全への意識を高めてまいります。

第2に、「確かな学力を身につける授業づくり」施策の柱として、先進的な教育実践を行う学校への教育研究奨励助成事業、教職員に対する教育実践講座開設事業を実施し、教員の指導力の向上を目指してまいります。学習指導の確実な見届けを図るために、国や県の学力検査事業の対象学年以外にも市独自の学力検査事業を実施いたします。また、複式学級のある学校には学業支援員を配置し、きめ細やかな指導ができるよう支援いたします。

第3に、「特色のある教育活動の推進」施策の柱として、情報機器を積極的に活用した情報教育の推進、8名のALTを全小・中学校に配置して実施する国際理解教育の推進、また、小学校で行う緑と水の子ども会議等の事業に参加し、全国植樹祭の営為を継承してまいります。また中学校では、市内における職場体験を通じて、勤労観や職業観を育成してまいります。

第4に、「豊かな心と健康な体の育成」施策の柱として、今年度、小坂地区小・中学校で実施した食育推進事業が多くの成果を得ることができたことを踏まえ、市内各小・中学校での食育の推進を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送ることができるよう、さらに連帯感にあふれ活気に満ちた下呂市を築くために、それぞれのライフステージにおける生涯学習の場を提供し、支援するための諸事業を推進してまいります。

青少年の健全育成については、下呂市青少年健全育成市民会議のもと、少年の主張大会の開催、「わかあゆ賞」による青少年の顕彰を実施し、また、子ども会活動やジュニアリーダー活動などを支援し、青少年の健やかな成長を促します。

社会教育活動の推進につきましては、地域に根差した公民館活動を支援し、各地域の公民館講座を集約しつつ、自主的な公民館講座活動を促進します。

文化財保護につきましては、引き続き各地域の有形・無形文化財保護の啓発と地域文化の伝承に努めます。平成21年度に実施した桜洞城址発掘調査により出土した遺物を展示・公開してまいります。

また、市内各地の博物館、資料館など、個別に運営されている文化財関連施設を統合的に運営が行えるよう、施設の役割の明確化と管理体制の見直しを進めてまいります。

教育国際交流事業につきましては、アメリカ、カナダの3地域への中学生派遣、訪問団受け入れ等、相互交流事業を継続し、国際親善と下呂市の将来を担う若者の国際感覚の醸成に努めてまいります。



社会体育につきましては、平成 24 年度に開催される第 67 回「ぎふ清流国体」と、その前年、平成 23 年度に開催されるプレイベントの実施に向け、清流国体準備室を新たに設置し体制を強化して、「輝け、はばたけ、だれもが主役」の合い言葉のもと、ぎふ清流国体が円滑に実施されるよう、市民への周知と気運高揚のための活動を展開していきます。

市内スポーツ施設の改修については、老朽化の著しい施設を優先するという従来の方針を改め、施設の統廃合も含めた合理化計画の中で検討していきたいと思っております。また使用料については、自主財源の確保のため、受益者負担の原則に基づき、適正な使用料の設定を行いたいと考えます。

市民スポーツ振興のために総合型スポーツクラブの広域化を進めるとともに、施設の維持管理については指定管理者による管理運営を充実して、利用者みずからが施設管理を行うという手法を取り入れながら、市民目線での施設運営と民間の持つ経営ノウハウの活用による省力化とサービスの向上に努め、より効率的な管理運営を目指します。

また、御嶽パノラマグラウンドは、JOC ナショナルトレーニングセンターが認定する高地トレーニング強化拠点施設としての知名度アップとともに、利用者数が増加しております。今後はさらに高山市や関係機関と連携し利用促進を図るため、高校、大学、実業団陸上などの関係者に対する合宿等の誘致活動を積極的に展開してまいります。

御嶽少年自然の家は、岐阜県の閉鎖方針を受け平成 22 年 3 月末をもって閉鎖となりますが、豊かな自然環境の中での社会教育活動や御嶽高地トレーニングエリアの拠点施設として活用されるよう、市として関係機関との協議を続けていきたいと考えます。

平成 23 年に予定されるテレビ地上波アナログ放送の完全デジタル化への対応とインターネット環境の整備に向け平成 19 年度より行ってまいりました情報基盤整備事業につきましては、総務省、農林水産省、岐阜県の交付金が予定どおり交付されたこと、事業が順調に進捗したことから、当初 5 ヶ年計画としていたものが、竹原工区が繰越事業となっているものの、平成 21 年度までのおおむね 3 ヶ年で完了することができました。

完成した情報基盤は、平成 21 年度より下呂ネットサービスとして、指定管理者による管理・運営を行っております。サービス提供地域が下呂市全域となることから、新たな加入者の増加に向けて、さらにサービスの向上に努めてまいります。今後は、この情報基盤を活用した福祉分野、教育分野など行政分野でのサービスを初め、民間による新たなサービスの提供も期待されます。

また、市民が主役となる自主放送につきましても、アンケート等による市民の皆様の御意見を尊重し、市内各地域の身近な話題や観光情報などを含め、市内はもとより市外へ向けても効果的に提供できるよう努めてまいります。

他の自治体に先駆けて認証取得しました ISO 27001 につきましては、4 年間運用してきた中で、市民の大切な個人情報に対する職員のセキュリティ意識の向上にもつながっております。平成 22 年度以降は自主運用に切り替え、下呂市の情報セキュリティマニュアルとしてさらに充実させながら、具体的な手順の維持・改善を進めてまいります。

地域間交流につきましては、昨年度、名古屋市、海津市、中津川市などの下流域を訪問する中で、上流域が豊かな森林や清流を有し、水源地としての役割を果たしていることに対し理解が得られ、上下流域で共通認識を持ちながら交流質業を進めることに対して前向きな意見交換ができました。ことし 6 月に岐阜県で開催される「豊かな海づくり大会」を契機に、都市部の人々の上流域に対する理解が深まり、上下流の交流を積極的に行うことが水源地域の活性化につながっていくことを期待するものであります。岩屋ダムを水源とする下流域との交流をさらに発展させ、名古屋市など都市部や流域の首長に呼び

かけた交流事業や、市民レベルの交流の輪を広げ、地域の活力につなげていきたいと思っております。

新政権では、地域主権が主要な事項として、地域における市民力に期待が寄せられております。下呂市においても、市内各地域で地域の皆様のみずからの創意工夫により、地域やNPOなどの市民団体が主体となり実施する事業を支援し、「元気なまちづくり」を進めるため、地域振興事業補助金を継続してまいります。

コミュニティバスを中心とした公共交通体系は、再編され2年が経過しました。利用状況や利用者の声を反映させた運行を行うとともに、福祉や教育などと連携し、幅広い視野から見た効率のよい交通体系の整備に引き続き努めてまいります。

信頼できる市政運営。

初めに、総合計画について申し上げます。

平成17年に策定しました下呂市第1次総合計画は前期の5年間で終了し、今年度から後期の5年に入ります。今後5年の後期基本計画は、前期の検証を踏まえ、厳しい時代環境の中にあっても、着実にまちづくりの目標を達成し、希望の持てる下呂市づくりを進めることに視点を置いて策定しております。この後期基本計画に基づき、5年後の下呂市の姿を見据えて事務事業を計画的に進めるとともに、公の施設などのあり方を検討し、着実な行政運営に取り組みます。

また、平成22年度は総合計画を初め観光計画、下呂市新エネルギービジョンなどの計画初年度として市政運営を進める上で、将来の下呂市の進むべき方向性を定める第一歩として重要な年でもあります。

平成22年度は、日本の将来を予測する上で必要な人口、世帯、産業構造などを調査するために、日本に居住するすべての人を対象に国勢調査が実施されます。5年ごとの国勢調査の中でも、今回は10年ごとに実施される大規模調査であるため、下呂市においても万全の体制で調査に臨みます。

信頼できる市政運営を進めるためには、組織的に強い市役所づくりが大切となってきます。そのためにも行政組織、人事体制を確立していく必要があります。その上で、合併後初めての大規模な見直しを考えております。

定員管理につきましては、平成17年度に策定しました下呂市定員適正化計画に基づきまして、適正な人員の確保・配置を行い、効率的な行政運営を図るとともに、引き続き人件費の削減に努めてまいります。

今後は、市税や地方交付税の減少と職員を削減していく中、合理化計画による事務事業の選択と集中の取り組みに対応できる効率的な行政組織を目指します。

岐阜県との人事交流についても、引き続き県からは農林部に次長級の職員を、市からは林政関係部局へ中堅の職員を派遣いたします。

最後に、行政改革について申し上げます。

下呂市では、第2次下呂市行政改革大綱を平成21年度に策定し、平成21年度から5年間の実施計画策定に取り組んでまいりました。実施計画は、将来にわたって必要とされる事業かどうかの取捨選択、市民が必要としている事務事業かどうかの検証等の視点から検討を行い、一般財源で年5%の歳出削減を目標とした合理化計画を策定し、第1次総合計画の後期実施計画、財政計画との整合性を図りました。今後は、実施計画に基づき、市民の皆様の御理解を得ながら、行政改革の取り組みの強化を図ってまいります。

以上、今定例会の提案説明に先立ち、平成22年度予算の概要と私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

冒頭にも申し上げましたが、厳しい経済・財政状況ではありますが、市政運営を進める上で、三つの

柱のもとに、下呂市の地域としての魅力を高め、「元気な下呂市」の実現のために、市民の皆様の参画と協働により健全な市政運営を図り、市としての基礎体力をしっかりとつけていくため、誠心誠意努力をしておりますので、今後とも市民の皆様並びに議会の皆様方より一層の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（木一良政君）

暫時休憩いたします。

引き続き議会運営委員会を第1会議室で行いますので、委員の方はお集まりください。なお、議員及び執行部の方は議場でお待ちください。

午後5時43分 休憩

午後6時00分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議第30号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（木一良政君）

日程第36、議第30号 不動産の譲与についてを議題といたします。

議第30号について、提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

13ページをお願いいたします。

議第30号 不動産の譲与について。

次のとおり立木を譲与する。

1. 譲与する財産、独立行政法人森林総合研究所と契約締結している分収造林地の立木の持ち分10分の1。

契約地、下呂市火打字大棚山698番ほか44筆。（契約地、契約面積、推定蓄積量、譲与する立木の持ち分の詳細は別紙のとおり）。

2. 譲与する相手方、下呂市乗政25番地1、南ひだ森林組合。

3. 譲与する理由、森林総合研究所と契約している分収造林地の立木の適正管理・適正保育のため、市が担う造林者としての権利義務を南ひだ森林組合に承継することに伴い、所有する造林者の立木の持ち分を譲与するものです。平成22年3月2日提出。

提案理由、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

14ページから15ページにつきまして、譲与する立木の明細書となっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第30号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、総務常任委員会

に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 30 号については、付託表のとおり総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第 31 号から議第 33 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（木一良政君）

日程第 37、議第 31 号 金山町菅田辺地総合整備計画の変更について、日程第 38、議第 32 号 金山町中切辺地総合整備計画の変更について、日程第 39、議第 33 号 金山町東辺地総合整備計画の変更について、以上 3 件を一括議題といたします。

議第 31 号から議第 33 号について、提案説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（早兼高美君）

それでは、議第 31 号 金山町菅田辺地総合整備計画の変更について。

金山町菅田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、金山町菅田辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 5 項の規定に該当するためでございます。

次のページへ行っていただきまして、菅田辺地の整備計画の変更の概要でございます。

1 番、2 番、3 番は飛ばさせていただきます、4 の変更の概要でございます。

事業名のところを見ていただきますと、県営中山間総合整備事業ということで、農業生産基盤の負担金となっております。事業概要は、菅田貝洞第 1 用水、次に第 2 用水、それから月本の用水でございます。変更の内容でございますけれども、県によります概略設計が実施設計されまして、事業費の組み替えの内容となっております。それから、事業の内訳でございますけれども、辺地事業対策債の欄だけ御説明させていただきます。変更前が 432 万 5,000 円が 505 万円に変更となっております。なお、特定財源は地元の受益者負担となっております。

下の段へ行きまして、横谷前山線道路改良事業でございます。美濃東部農道市道整備区間でございまして、菅田側全体区間の 1,640 メートル、これは 2 車線分でございます。辺地事業債につきましては 2 億 777 万が 1 億 6,666 万 2,000 円となっております。なお、特定財源につきましては、地域活力基盤創造交付金となっております。

次、議第 32 号 金山町中切辺地総合整備計画の変更についてでございます。

同じく、金山町中切辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますけれども、金山町中切辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 5 項の規定に該当するためでございます。

めくっていただきまして、変更の概要でございます。

同じく 4 の変更の概要でございますけれども、これも同じく県営中山間の総合整備事業でございまして、県営事業の負担金でございます。中切用水の整備でございます。変更の内容でございますけれども、

県の概要設計が実施設計になったことによる事業費の組み替えでございます。辺地対策債でございますけれども、515万2,000円が636万6,000円に増額となっております。

次へまいります。

議第33号 金山町東辺地総合整備計画の変更についてでございます。

金山町東辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、同じく金山町東辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に該当するためでございます。

めくっていただきまして、同じく4の変更の概要でございますけれども、同じく県営の負担金となっております。これにつきましては、戸部の用水、そして同じく戸部の小沼の用水でございます。これも概略設計が実施設計になったことによるものでございます。辺地債につきましては436万4,000円が215万3,000円に変更となっております。

また、下の横谷前山線につきましても、同じくこれは東側でございますけれども、全体計画の中の1,110メートルとなっております。これは1.5車線でございます。辺地債につきましては1億383万が2億8,730万8,000円となっております。

以上、御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（木一良政君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第31号から議第33号までの上程3議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第31号から議第33号までの上程3議案については、付託表のとおり総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第34号及び議第35号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（木一良政君）

日程第40、議第34号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯及び下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、日程第41、議第35号 下呂市濁河温泉市宮露天風呂の指定管理者の指定について、以上2件を一括議題といたします。

議第34号及び議第35号について、提案説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

22ページをお開きください。

議第34号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯及び下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

1. 施設の名称、下呂市巖立峡ひめしゃがの湯、下呂市飛騨小坂ふれあいの森。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町小坂町 769 番地、小坂町商工会 会長 熊崎孔平。

3. 指定の期間、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

次の 23 ページ、議第 35 号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

1. 施設の名称、下呂市濁河温泉市営露天風呂。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町長瀬 158 番地の 1、有限会社レジャースポーツのタナカ 代表取締役 田中耕成。

3. 指定の期間、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間というものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（木一良政君）

これより本 2 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 34 号及び議第 35 号の上程 2 議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第 34 号及び議第 35 号の上程 2 議案については、付託表のとおり建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第 36 号から議第 38 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（木一良政君）

日程第 42、議第 36 号 市道の路線認定について、日程第 43、議第 37 号 市道の路線変更について、日程第 44、議第 38 号 市道の路線廃止について、以上 3 件を一括議題といたします。

議第 36 号から議第 38 号について、提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（杉山 裕君）

それでは、24 ページをお開きください。

議第 36 号 市道の路線認定について。

次のとおり市道を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下の表の 1 番、門和佐 21 号線から、次のページをお開きください。17 番、湯屋・大洞線の 17 路線でございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、それぞれ 17 本、旧道処理、あるいは都市計画区内の路線認定、そ

れから新設道路、河川道路を市道とする。あるいは路線の組みかえにより認定をお願いするものでございます。

次の 26 ページをお願いします。

議第 37 号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下の表の 1 番、鹿通線から次のページをお願いいたします。13 番、大洞 1 号線までの 13 路線の変更でございます。次の 28 ページですけれども、平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、それぞれ林道の重複解消、それから河川管理道路を市道にする。あるいは改良に伴う起点または終点の変更。そして小坂町・大洞線の廃止に伴う路線の組みかえによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議第 38 号 市道の路線廃止について。

次のとおり市道を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下の表の 1 番、馬橋線から 4 番、小坂町・大洞線の 4 路線でございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、それぞれ法定外道路へ移管するため、新設道路の村柵・高屋線と重複するため、路線の組みかえによる廃止でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（木一良政君）

これより本 3 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 36 号から議第 38 号までの上程 3 議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 36 号から議第 38 号までの上程 3 議案については、付託表のとおり建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第 39 号から議第 41 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（木一良政君）

日程第 45、議第 39 号 字の区域の変更について、日程第 46、議第 40 号 市営土地改良事業の施行について（古城地区）、日程第 47、議第 41 号 市営土地改良事業の施行について（高畑地区）、以上 3 件を一括議題といたします。

議第 39 号から議第 41 号について提案説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

30 ページをお願いします。

議第 39 号 字の区域の変更について。

本市の字の区域を別紙のとおり変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、市営土地改良事業（十八相地区）の施行に伴い、字区域の変更を要するためでございます。

31 ページには変更の大略をつけております。上呂地内でございます。

続きまして、34 ページをお願いします。

議第 40 号 市営土地改良事業の施行について（古城地区）。

次のとおり、市営土地改良事業（古城地区）を施行するため、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業名としまして、県単独土地改良事業（古城地区）。

2. 事業内容、区画整理面積、A=1.95 ヘクタール。

3. 概算事業費、3,680 万円。

4. 施行年度、平成 22 年度から平成 23 年度。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由ですが、市営土地改良事業（古城地区）の認可申請及び施行ためでございます。

35 ページには、現況平面図を添付しております。

36 ページには、計画平面図を添付しております。

続きまして、37 ページをお願いします。

議第 41 号 市営土地改良事業の施行について（高畑地区）。

次のとおり、市営土地改良事業（高畑地区）を施行するため、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業名、基盤整備促進事業（高畑地区）。

2. 事業内容、用水施設整備、L=68.1 メートル。

3. 概算事業費、2,870 万円。

4. 施行年度、平成 22 年度から平成 23 年度。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、基盤整備促進事業（高畑地区）の認可申請及び施行ためでございます。

38 ページには、計画平面図をつけております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本 3 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第 39 号から議第 41 号までの上程 3 議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり建設経済常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 39 号から議第 41 号までの上程 3 議案については、付託表のとおり建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。



○議長（木一良政君）

日程第 48、議第 42 号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 49、議第 43 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 50、議第 44 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 51、議第 45 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 52、議第 46 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 53、議第 47 号 下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例について、日程第 54、議第 48 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第 55、議第 49 号 下呂市特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第 56、議第 50 号 下呂市有線テレビ施設の設定及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 57、議第 51 号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第 58、議第 52 号 下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例について、日程第 59、議第 53 号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、日程第 60、議第 54 号 下呂市公園条例の一部を改正する条例について、日程第 61、議第 55 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第 62、議第 56 号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第 63、議第 57 号 下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例について、日程第 64、議第 58 号 下呂市民会館条例の一部を改正する条例について、日程第 65、議第 59 号 下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例について、日程第 66、議第 60 号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、日程第 67、議第 61 号 下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例について、日程第 68、議第 62 号 下呂市響会館条例の一部を改正する条例について、日程第 69、議第 63 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 70、議第 64 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第 71、議第 65 号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について、日程第 72、議第 66 号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、日程第 73、議第 67 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、以上 26 件を一括議題といたします。

議第 42 号から議第 46 号について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

39 ページをお願いいたします。

議第 42 号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人事院勧告に基づき、当該条例の一部を改正するものでございます。

43 ページをお願いいたします。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1. 改正の理由、平成 21 年 8 月 11 日の平成 21 年度人事院勧告に基づき、職員への勤務時間外手当の支給にかえて代休を取得することができる制度を新設するため、当該条例の規定を整備するものです。

2. 概要、1 番、職員の時間外勤務が月に 60 時間を超える場合、時間外勤務手当の支給にかえて代休を取得することができる制度（時間外勤務代休時間制度）を新設するものです。

2 番、休日の代休日として時間外勤務代休時間を追加規定するものです。

3 番、この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

勤務時間の割り増し賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえまして、特に長い超過勤務を抑制し、またこうした超過勤務を命じた職員に休息の機会を与えるために改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

議第 43 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人事院勧告に基づき、当該条例の一部を改正するものです。

49 ページをお願いいたします。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1 番、改正の理由。平成 21 年 8 月 11 日、平成 21 年度人事院より示された給与改定の勧告により、下呂市職員の給与に関し必要な事項を変更するため、当該条例の規定を整備するものです。

先ほど説明しましたが、時間外労働の割り増し賃金等に関する労働基準法の改正を踏まえまして、特に長い超過勤務を抑制し、またこうした超過勤務を命じた職員に休息の機会を与えるための改正でございます。

概要につきましては、(1)月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給率を引き上げるものでございます。100 分の 125 から 100 分の 150 に引き上げるものです。

(2)月 60 時間を超える時間外勤務手当の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定する場合は、上記の支給割合 (100 分の 150) と、本来の支給割合 (100 分の 125) との差額分 (100 分の 25) の支給を要しないというものでございます。

育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員が月 60 時間を超える時間外勤務を行った場合は、正規の勤務時間 7 時間 45 分に達するまでの時間外勤務手当の支給割合は 100 分の 100 とするものでございます。

(3)暫定措置であった 6 月期の期末・勤勉手当及び 12 月期の特定管理職員の支給率を次の表のとおり改定するものでございます。

下の表の 3 月議会での改正ということで、今回改正する分につきましては、改定後の期末手当、6 月期の 1.25 (1.05)、それから勤勉手当の括弧の 0.90、12 月期の期末手当の括弧の 1.30、そして勤勉手当の 0.90 でございます。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行をいたします。

次のページをお願いいたします。

議第 44 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人事院勧告に基づき、当該条例の一部を改正するものでございます。

53 ページをお願いいたします。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱で説明させていただきます。

1 番、改正の理由、平成 21 年度人事院より示された給与改定の勧告により、下呂市職員の給与に関し必要な事項が変更されています。これに伴いまして、特別職職員についても下呂市職員と同様に 6 月の期末手当の支給率を引き下げるため、当該条例の規定を整備するものでございます。

2 番、概要、(1)暫定措置であった 6 月期の期末手当の支給率を改定するものです。「100 分 212.5」を「100 分の 192.5」とします。

(2)この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議第 45 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、人事院勧告に基づき、当該条例の一部を改正するものでございます。

57 ページをお願いいたします。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1 番、改正の理由、平成 21 年度人事院勧告により示された給与改定の勧告により、下呂市職員の給与に関し必要な事項が変更されています。下呂市議会議員についても、下呂市職員と同様に 6 月及び 12 月の期末手当の支給率を引き下げするため、当該条例の規定を整備するものでございます。

2 番、概要、下呂市職員と同様の支給率とします。6 月期、支給率「100 分の 212.5」を「100 分の 195」とします。12 月期、支給率「100 分の 232.5」を「100 分の 220」とします。

(2)この条例は、公布の日から施行します。

次のページをお願いいたします。

議第 46 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、職員が退職後、在職期間中において懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、その元職員または遺族に対し退職手当の返納及び支給制限をすることができるよう、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部改正がされました。

退職手当の返納等の処分決定に当たっては、市町村長の附属機関として設置する退職手当審査会に諮問する必要がある、その審査会委員の報酬及び費用弁償を定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

61 ページをお願いいたします。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1 番、改正の理由、岐阜県市町村職員退職手当組合では、国家公務員の退職手当制度改正に準拠し、退職後、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、元職員またはその遺族に対して退職手当の返納及び支給制限をすることができるよう、同組合退職手当条例の一部改正（平成 22 年 4 月 1 日施行）がされます。

この中で、市町村の長は、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認めたことによる退職手当の返納命令及び支給制限の申し立てを行う際には、市町村長の附属機関として設置する退職手当審査会に諮問する必要があるとございます。

このため、退職手当審査会委員の報酬及び費用弁償を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

概要といたしましては、退職手当審査会委員の報酬の額については、日額 6,000 円といたします。

2番、退職手当審査会委員が公務のため旅行したときは、行政職給料表の7級の職務にあるものの旅費の例により、費用弁償を支給するものとします。

この条例は、平成22年4月1日から施行するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第47号について提案説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（細江義和君）

62ページをお願いします。

議第47号 下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例について。

下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年3月2日提出。

提案理由としましては、竹原財産区、上原財産区、中原財産区、金山財産区、下原財産区及び東財産区の各財産区有財産を、各地縁法人に譲与することにより、それぞれの財産区が消滅することに伴い、下呂市財産区管理条例の一部を改正するものです。

65ページをお願いします。

下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

1番、改正理由、下呂市長が管理者となっている竹原財産区、上原財産区、中原財産区、金山財産区、下原財産区及び東財産区が所有する財産区有財産を各地縁法人に譲与することにより、それぞれの財産区が消滅します。これに伴い、地方自治法第296条の2の規定により設置されている財産区管理会を廃止するため、当該条例の規定を整備するものです。

2番、概要としまして、1. 財産区の消滅に伴い、条例第2条中「竹原財産区、上原財産区、中原財産区、金山財産区、下原財産区及び東財産区」を削るものです。

2. 下呂財産区のみ適用とするため、第3条中「それぞれ」を「下呂」に改めるものです。

3番としまして、同じく下呂財産区のみ適用とするために、第3条中「各」を「下呂」に改めるものです。

4番としまして、この条例は、平成22年4月1日から施行します。

以上、よく御審議をお願いします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第48号及び議第49号について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

66ページをお願いいたします。

議第48号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年3月2日提出。

提案理由、医療費制度の改正による1基金の条文変更と、財産区会計の消滅等に伴う7基金の廃止により、当該条例の一部を改正するものでございます。

71ページをお願いいたします。

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

改正理由、国民健康保険基金につきましては、後期高齢者医療制度の創設により条文の変更が必要になったため、当該条例の規定を整備するものでございます。

財産区管理運営基金、下呂市長が管理者となっている竹原財産区、上原財産区、中原財産区、金山財産区及び下原財産区が所有する財産区有財産を各地縁法人に譲与することによりそれぞれの財産区会計が消滅します。これに伴い各財産区の基金を廃止するために当該条例の規定を整備するものです。

美輝の里整備基金、基金のすべてを目的の事業に充当したため、基金を廃止するために当該条例の規定を整備するものでございます。

下呂市地域活性化・生活対策基金、平成 20 年度国の第 2 次補正予算に伴う地域活性化・生活対策臨時交付金の一部事業を平成 21 年度に実施することに伴い基金積み立てを行いました。当該事業の終了に伴い基金を廃止するために当該条例の規定を整備するものでございます。

概要でございますが、1 番、老人保健法規定による拠出金から、高齢者の医療の確保に関する法律規定による後期高齢者支援金に変更するものです。

2 番、下呂市竹原財産区管理運営基金、下呂市上原財産区管理運営基金、下呂市中原財産区管理運営基金、下呂市金山財産区管理運営基金、下呂市下原財産区管理運営基金、下呂市美輝の里整備基金及び下呂市地域活性化・生活対策基金を削るものでございます。これは第 3 条関係でございます。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議第 49 号 下呂市特別会計条例の一部を改正する条例について。

下呂市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、竹原財産区、上原財産区、中原財産区、金山財産区、下原財産区及び東財産区の各財産区有財産を各地縁法人に譲与することにより、それぞれの財産区が消滅することに伴い、各財産区特別会計を廃止するものでございます。

75 ページをお願いいたします。

下呂市特別会計条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1 番、改正理由、下呂市長が管理者となっている竹原財産区、中原財産区、上原財産区、金山財産区、下原財産区及び東財産区が所有する財産区有財産を各地縁法人に譲与することにより、それぞれの財産区会計が消滅をいたします。これに伴い各特別会計を廃止するため、当該条例の規定を整備するものでございます。

2 番、概要、1. 下呂市竹原財産区特別会計、下呂市中原財産区特別会計、下呂市上原財産区特別会計、下呂市金山町金山財産区特別会計、下呂市金山町下原財産区特別会計及び下呂市金山町東財産区特別会計を削るものでございます。これは第 1 条関係でございます。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 50 号について提案説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（早兼高美君）

それでは、議第 50 号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日。

提案理由でございますが、放送通信基盤事業が平成 21 年度に完了することから、各施設（受信点・

センター) の名称変更と追加をするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

78 ページをごらんください。

新旧対照表となっておりますけれども、今回の改正につきましては、左側の改正後のとおり、金山地区の二つの受信点及びセンター施設に加えまして、平成 19 年度から整備してまいりました受信施設、あるいはセンター施設を新たに加えまして、一部名称を変更し、上から順に四つの受信点と、それから金山、下呂の主となる二つのセンター施設及び萩原から竹原までの八つのサブセンター施設を明記するものでございます。79 ページは、その条例要綱となっております。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 51 号について提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

80 ページをお開きください。

議第 51 号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、窓口業務に係る交付手数料の見直しのため、当該条例の一部を改正するものでございます。

87 ページをお開きください。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由、公図の写しを交付する場合、閲覧手数料 300 円と交付枚数に応じたコピー料金を徴収していたものを、公図管理システムを導入することに伴い、閲覧手数料及びコピー料金の徴収を取りやめ、公図の写しの交付 1 部につき手数料 300 円を徴収するよう改めるものでございます。また、航空写真、電子地図の写しを交付する際の手数料についても 1 部 300 円を徴収します。

2. 概要でございますが、(1)公図(字絵図という。)の写しの交付手数料 1 部につき 300 円とします。航空写真の写しの交付手数料 1 部につき 300 円とします。電子地図の写しの交付手数料も 1 部につき 300 円とします。別表第 1 の関係でございます。

(2)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

以上、御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 52 号について提案説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊崎武司君）

88 ページをお開きください。

議第 52 号 下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例について。

下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございます。医療機関併設型小規模介護老人保健施設の介護サービスを平成 22 年 3 月 31 日より開始するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

91 ページをお願いいたします。

下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1 番、改正理由でございますが、現在、小坂老人保健施設耐震補強改修工事（増床工事を含む）工事

を実施しておりますが、平成 22 年度の事業運営開始に向け、入所定員が 16 人から 13 床増床した 29 人となるため、当該条例の一部を改正するものです。

概要につきまして、一つ目、入所の定員を現行の「16 人」から「29 人」に増床するものでございます。

二つ目、短期入所療養介護の定員数につきましては、介護保険施設サービスの空床を利用することとされていることから、明確な定員数が表記されていないため今回の改正で削除するものでございます。

三つ目、新たに介護予防短期入所療養介護の表記につきましては、短期入所療養介護のその一文に含まれているという誤解を生じさせるため、新たに表記するものでございます。以上、第 4 条の関係でございます。

附則関係といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 3 月 31 日から適用するものでございます。

以上、よく御審議をお願いいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 53 号について提案説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（栃井利夫君）

92 ページをお開きください。

議第 53 号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について。

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますが、火葬場・斎場使用料の市内及び市外料金区分の判別を明確化し、また火葬炉名称及び施設葬儀利用料金を是正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

95 ページをお願いいたします。

条例要綱によりまして御説明申し上げます。

1. 改正理由でございますが、下呂市火葬場・斎場の使用に伴う料金徴収において、別表の料金一覧表がわかりづらいものであり、実情に合った表現等に改正することで火葬場使用料を明確化するものでございます。

概要でございますが、(1)火葬場使用料について、遺体の火葬は申請者ではなく死亡者の居住区域により、また死産児及び小動物の火葬にあつては、慣例どおり申請者等の居住区域により、それぞれ市内料金もしくは市外料金であるかの判断を別表から容易に読み取れるように区分の改正及び注釈を付すものでございます。

(2)火葬炉の使用区分において、汚物炉の名称で小動物の火葬場使用料額を定めていることから、その名称が飼い主の心情を傷つけるものとして表現方法の改正を行うものでございます。

(3)小坂斎場葬儀使用料は、過去の消費税額 3 %を加算した料金設定となっておりますが、他の使用料では消費税を考慮した料金設定としていないため、統一を図るべく該当使用料についても 3 %分の端数は切り捨てた料金改正を行うものでございます。これは別表関係でございます。

(4)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行いたします。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 54 号及び議第 55 号について提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（杉山 裕君）

それでは 96 ページをお願いいたします。

議第 54 号 下呂市公園条例の一部を改正する条例について。

下呂市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますが、下呂市公園条例に設置されている小坂川カヌー公園を、利用者の減少により廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

99 ページをお願いいたします。

下呂市公園条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございますが、下呂市公園条例に設置されている小坂川カヌー公園を利用者の減少により廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございますが、(1)公園の名称及び位置について、「小坂川カヌー公園」を削除します。別表関係です。

(2)使用料について、「小坂川カヌー公園」を削除します。別表関係です。

(3)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

次、100 ページをお願いいたします。

議第 55 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、市営住宅建てかえ及び市営住宅の代表地番変更のため、当該条例の一部を改正するものでございます。

103 ページをお願いいたします。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございますが、市営愛宕住宅の建てかえに伴い、当該条例の規定を整備するものでございます。

2. 概要、(1)花池団地につきましては、位置の番地錯誤により代表番地を「38 番地 14」とするものでございます。別表関係です。

(2)愛宕住宅は、建てかえ事業により新設名称を「愛宕団地」とし、また既存管理戸数 3 戸を減らし、新設管理戸数を 16 戸とするものでございます。別表関係です。

(3)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第 56 号について、提案説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今井弘司君）

104 ページをお願いいたします。

議第 56 号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。



提案理由でございますが、給水開始手数料のうちアパート等にかかる料金を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

107 ページをお願いいたします。

下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例要項によりまして説明をさせていただきます。

改正理由でございますが、給水開始手数料は、休止から給水を再開する場合のメーターの取り外しや取り付け等に伴う費用を勘案し、1件につき8,000円としております。このことから、アパート等で市が認め、メーターを設置した状態で休止扱いしている施設が給水を再開した場合でも同額を徴収しております。しかし、このアパート等では、メーターの取り外し、取り付けに伴う費用の発生がないことから、この場合に限り減額するため、当該条例の一部を整備するものでございます。

概要といたしましては、アパート等でメーター設置済みの場合の給水開始手数料を、1件につき2,000円とするものでございます。これは第32条関係でございます。

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

経過措置により施行日前に届け出された給水開始手数料の取り扱いを明確にいたします。附則関係でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（木一良政君）

続いて、議第57号から議第67号について提案説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（池戸 昇君）

それでは、108ページからお願いいたします。

議第57号 下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例について。

下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年3月2日提出。

提案理由でございますけれども、下呂市教育研究所組織の変更により、当該条例の一部を改正するものでございます。

111ページをお願いいたします。

下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正理由でございますけれども、下呂市教育研究所の機能を持っていた金山教育センターを閉鎖するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございますけれども、一つ目、研究所の名称と位置の規定から、「下呂市金山教育センター」を削除するものでございます。

この条例は、平成22年4月1日から施行いたします。

次のページをお願いいたします。

議第58号 下呂市民会館条例の一部を改正する条例について。

下呂市民会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年3月2日提出。

提案理由でございますが、会館の使用基準を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

117ページをお願いいたします。

下呂市民会館条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正理由でございますけれども、当該条例に規定している公民館の使用料を、設置目的にかんがみ公民館条例に移行するとともに、市民会館各館の使用基準の平準化を図るため、当該条例の一部を改正す

るものでございます。

概要の一つ目といたしまして、条例名「下呂市民会館」を「下呂市市民会館」に改めるものでございます。

二つ目、使用時間について、社会教育施設と同一の「午前9時から午後10時」に改めるものでございます。

三つ目、市民会館の使用許可について、星雲会館及び金山市民会館と同じ扱いとするため、「下呂市民会館にあっては、営利行為を目的として使用するとき。」を削除するものでございます。

星雲会館及び下呂市民会館の公民館部分を公民館条例へ移行するものでございます。

五つ目、市民会館の使用基準の平準化を図るため、別紙のとおり改正するものでございます。

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

120ページをお願いいたします。

議第59号 下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例について。

下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年3月2日提出。

提案理由、小坂山村開発センターの使用基準を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

124ページをお願いいたします。

下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正理由でございますが、当該センターは、主に生涯学習の場として使用されている施設であり、公民館と同じ使用基準とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして、公民館の使用基準と同一とするため、別紙のとおり改めるものでございます。

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

次のページをお願いします。

次のページには改正内容が下線部分で記してございます。

次の126ページをお願いします。

議第60号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について。

下呂市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年3月2日提出。

提案理由、公民館の使用基準を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

133ページをお願いします。

下呂市公民館条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、市民会館条例に規定している公民館の使用料を公民館条例に移行するとともに、各館の使用基準の平準化を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして、一つ目でございますけれども、使用時間について、他の社会教育施設と同一の「午前9時から午後10時」に改めるものでございます。

二つ目、下呂市民会館条例の使用料のうち萩原中央公民館と下呂中央公民館の使用料を公民館条例に移行するものでございます。

三つ目、公民館の使用基準の平準化を図るため、別紙のとおり改めるものでございます。

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

次のページの、主に改正内容は下線で表記しております。

それでは136ページをお願いいたします。

議第 61 号 下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例について。

下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。  
提案理由、いきいきセンターの使用基準を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

139 ページをお願いいたします。

下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正理由でございますけれども、金山地域菅田地区にある下呂市いきいきセンターは、地域文化交流の場として使用されている施設であり、公民館と同じ使用基準とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして、公民館の使用基準と同一にするため、別紙のとおり改めるものでございます。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

次のページには、主な改正点を下線で表記をしております。

それでは 141 ページをお願いいたします。

議第 62 号 下呂市響会館条例の一部を改正する条例について。

下呂市響会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、響会館の使用料を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

144 ページをお願いいたします。

下呂市響会館条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正の理由でございます。萩原地域にある下呂市響会館は、郷土芸能及び伝統芸能の継承の活動拠点とすることを目的として設置された施設であり、使用の実態に合わせた使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして、一つ目、1 時間当たりの使用料とするため、別紙のとおり改めるものでございます。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをごらんください。

改正内容については、下線で表記をしております。

146 ページをお願いいたします。

議第 63 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、下呂市立小中学校の屋外運動場の照明施設を目的外で使用する際に、必要な電気料金を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは 152 ページをお願いいたします。

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、下呂市立小中学校の屋外運動場について、必要な電気料金を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものです。

概要といたしまして、一つ目、電力量料金相当分のみを反映した屋外運動場の照明使用料に基本料金の一部を反映させるため、別紙のとおり改めるものでございます。

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行します。

次のページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、下線にて表記をしております。

それでは、155 ページをお願いいたします。

議第 64 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、下呂市体育施設について、管理費を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、162 ページをお願いいたします。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、下呂市体育施設について、管理費を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要の一つ目といたしまして、管理費を反映した使用料とするため、別紙のとおり改めるものでございます。

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行します。

次のページに改正内容を下線にて表記しております。

それでは、165 ページをお願いします。

議第 65 号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由、下呂市元気ではつらつ増進施設について、管理費を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

171 ページをお願いいたします。

下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、下呂市元気ではつらつ増進施設について、管理費を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要の一つ目、管理費を反映した使用料とするため、別紙のとおり改めるものでございます。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお願いします。

改正内容につきましては、下線で表記をしております。

それでは、174 ページをお願いいたします。

議第 66 号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について。

下呂市保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 2 日提出。

提案理由でございますけれども、湯屋保育園の廃止に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

177 ページをお願いいたします。

下呂市保育園条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、小坂保育園と湯屋保育園の統合により、平成 22 年 3 月 31 日をもって湯屋保育園を閉園するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要の一つ目でございますけれども、別紙から「下呂市立湯屋保育園」を削除するものでございます。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

次の178ページでございます。

議第67号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について。

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年3月2日提出。

提案理由、放課後児童クラブについて、設置箇所、開設日、保育料を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

182ページをお願いいたします。

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例要綱により説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、放課後児童クラブ利用者へのサービスの均衡及びニーズへの対応を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要の一つ目といたしまして、特例により開設位置の変更を可能とするものでございます。

二つ目としまして、土曜日の開設を可能とするものでございます。

三つ目といたしまして、長期休暇期間を明確にし、土曜日の開設時間を定めるものでございます。

四つ目でございますが、保育料を入部児童1人につき月額350円、長期休暇期間及び土曜日は入部児童1人につき月額500円とするものでございます。

五つ目、減額及び減免を規則で定めるものでございます。

六つ目、「湯屋ほのぼのクラブ」を削除し、「萩原北ふるさとクラブ及び馬瀬わかあゆクラブ」を追加するものでございます。

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

以上、よろしく御審議ください。

○議長（木一良政君）

これより本26件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

2点ほどお聞きします。

今、教育部長が報告されました日程第65、議第59号、小坂山村開発センター条例からずうっと、それぞれの施設の利用料金等について改正・改定の提案があったわけですが、まさに先ほど市長の話の中であったように、市長は「市民力」という言葉が使われておりますが、地域の社会教育だとか、スポーツの中核的施設の使用料金の改定なんですが、実際に、例えば公民館の館長さんだとか、活動をしておられる皆さんと一度でも相談されて、こういうふうにと考えていると、料金について。そういうことをやられたのかどうか。突然これだけの物すごい量をぼんと議会に出して、一遍でこれをやろうとして提案されたのかどうか、まずこのことをお聞きします。

○議長（木一良政君）

教育総務課長。

○教育総務課長（池戸 昇君）

まず、社会教育施設関係の条例改定でございますけれども、これにつきましては、料金の改定は含まれておりません。まず、施設の規模及び使用の用途に応じた使用基準に統一し、市民がどの地域で御利用になっても公平かつ平等に使用していただけるよう改めたものでございます。

改正しているものにつきましては、響会館条例が今まで4時間当たりだったものを、利用に合わせて

1 時間に改定し、これが約 4%上がっておりますけれども、ほかについては改定はございません。

それから、体育施設でございますけれども、スポーツ関係全般に言えることでございますけれども、受益者負担の原則に立った利用料の設定を行うということで使用料を引き上げるということになっております。

あと、関係者とは、おのおの担当部局の方で協議を進めております。

[挙手する者あり]

○議長（木一良政君）

12 番 中島新吾君。

○1 2 番（中島新吾君）

社会教育施設については負担増になっていないと、ごく一部を除いて。ただ、スポーツ施設の方については受益者負担で、要するに上がるということですね。私が聞きたいのは、その後の、関係者、主体的にやってみえる人たちとの話し合いをされたのかどうかということをお聞きしたんですけれども、今やっているということですか、今のお答えは。

○議長（木一良政君）

教育総務課長。

○教育総務課長（池戸 昇君）

例えば一つの例を挙げて申し上げますと、元気ではつらつ増進施設等につきましては、上ヶ平の指定管理をしている管理者、それからリバーサイドスポーツセンターも同じでございますけれども、そちらの管理をしている関係者と協議し、そして利用者の方には、議決後、周知をしていくという形をとらせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（木一良政君）

12 番 中島新吾君。

○1 2 番（中島新吾君）

指定管理の施設で指定管理者と話し合うのは当たり前のことなんですよ。私が言っているのは、市民と話し合い、相談をしたかということです。

その意味で教育長にお聞きします。この案について、教育委員会で議論されたんですか、審議されて議会で提案されているんですか。これだけ聞いて質疑を終わります。

○議長（木一良政君）

教育長。

○教育長（長谷川藤三君）

この上程に当たりまして、教育委員会では審議はさせていただきました。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 42 号から議第 67 号の上程 26 議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第 42 号から議第 67 号の上程 26 議案につきましては、付託表のと

おり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は19時25分といたします。

午後7時13分 休憩

午後7時25分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議第68号から議第80号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（木一良政君）

日程第74、議第68号 平成22年度下呂市一般会計予算、日程第75、議第69号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第76、議第70号 平成22年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第77、議第71号 平成22年度下呂市老人保健医療事業特別会計予算、日程第78、議第72号 平成22年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第79、議第73号 平成22年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第80、議第74号 平成22年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、日程第81、議第75号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第82、議第76号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第83、議第77号 平成22年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第84、議第78号 平成22年度下呂市水道事業会計予算、日程第85、議第79号 平成22年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第86、議第80号 平成22年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上13件を一括議題といたします。

ただいまから説明をいただきますが、平成22年度予算につきましては、予算特別委員会に付託される予定になっておりますので、一括で説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

それでは、議第68号 平成22年度下呂市一般会計予算から議第80号 平成22年度下呂市立金山病院事業会計予算まで、一括で説明を申し上げます。

それでは、一般会計予算の1ページをお開きください。

議第68号 平成22年度下呂市一般会計予算の説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199億3,000万円と定めるものとございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものとございます。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものとございます。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10億円と定めるものとございます。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものとございます。(1)各項の計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。平成22年3月2日提出でございます。

次のページをお願いいたします。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなっております。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、平成22年度は11件の債務負担行為を予定しております。

1番は、平成24年度の評価がえに向けた標準宅地等の評価に関する業務委託、2番は、環境総合基本計画策定業務委託を2年契約の施行とするものでございます。3番、4番及び6番、7番は、各制度による利子補給について支給限度額を文言で定めているものでございます。5番及び8番から11番目は、若者定住促進、空き店舗活用支援、企業立地促進及び企業支援の3件の圃場整備による補助金の支給期間と限度額を定めているものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表 地方債につきましては、起債の目的ごとに借入限度額を設計し、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものです。本年度は交付税振りかえ分の臨時財政対策債及び道路橋梁整備事業、学校施設整備事業に充てる起債が主なもので、総額19億9,980万円の借り入れを予定してございます。

11ページをお願いいたします。

11ページからは歳入歳出予算事項別明細書でございます。

11、12ページの総括の歳入と、13ページの歳出によりまして、歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

14ページ以降の款別の予算につきましては、予算委員会で各担当部局より説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは11ページでございますが、市税につきましては、前年度比6.6%減の46億4,721万4,000円を見込んでおります。

地方譲与税は2億1,900万円、利子割交付金は1,100万円、配当割交付金は100万円、株式等譲渡所得割交付金は100万円、地方消費税交付金3億6,300万円、ゴルフ場利用税交付金は300万円、自動車取得税交付金は6,000万円、地方特例交付金は6,800万円で、21年度収入見込み額に国・県の示した伸び率を考慮して推計をいたしております。

地方交付税は74億円を見込んでおります。内訳は、地方交付税が72億円と特別交付税が2億円でございます。交通安全対策特別交付金は21年度と同額の400万円を計上いたしております。分担金及び負担金につきましては、農林水産業分担金、民生費負担金で2億763万5,000円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、土木使用料、衛生手数料などで3億7,108万7,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金、土木費国庫補助金、教育費国庫補助金などで11億8,434万9,000円を計上しました。

県支出金につきましては、民生費県負担金、総務費県補助金、民生費県補助金、農林水産業費県補助金、土木費県補助金等で11億8,582万円を計上いたしております。

財産収入につきましては、土地貸付収入、基金利子などで5,221万4,000円を計上しております。

繰入金につきましては、財源不足を補うための財政調整基金の繰り入れなどで9億8万2,000円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円を計上しております。



諸収入につきましては、貸付金元利収入などで9億5,178万9,000円を計上いたしております。

市債につきましては、冒頭の第3表 地方債で説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

議会費につきましては1億4,450万3,000円を計上いたしております。主な事業内容は、議員活動費などでございます。

総務費につきましては24億6,104万円を計上しております。主な事業内容は、退職手当特別負担金、特別職の活動費、嘱託日々雇用職員の社会保険料、それから各庁舎、振興事務所の管理費、公用自動車の管理費、公共事業基金の積立金、行政ネットワークの管理運営費、下呂ネットサービスの諸経費、自治振興関係費、総合交通対策費、交通安全防犯対策費、地籍調査費、下呂交流会館管理運営費、市税の賦課徴収費、戸籍住民台帳費、それから参議院選挙費、国勢調査費などでございます。

民生費につきましては44億1,275万6,000円を計上いたしました。主な事業内容といたしましては、国民健康保険特別会計の繰出金、障害者福祉費、高齢者福祉費、後期高齢者医療広域連合負担金、後期高齢者医療特別会計の繰出金、介護保険特別会計繰出金、福祉医療費の助成費、養護老人ホーム費、児童手当、児童扶養手当、給付金、子ども手当の給付費、保育所の運営費、保育所公設民営事業、学童保育費、障害児課外保育費設置事業、生活保護費などでございます。

衛生費につきましては17億6,311万6,000円を計上しました。主な事業内容は、簡易水道事業への特別会計の繰出金、それから金山病院事業会計への繰出金、小坂診療所特別会計への繰出金、予防接種事業、子育て支援予防接種事業、健康診査費、環境総合基本計画の策定事業、ごみ減量化促進対策事業、合併浄化槽設置整備事業の助成費、住宅太陽光発電システム設置事業助成費、休日診療所の管理運営費、妊婦健康診査費の助成事業、塵芥処理費、し尿処理費などの費用を計上してございます。

労働費につきましては4,762万3,000円を計上しております。主な事業内容といたしましては、若者定住促進事業の補助金、それから雇用促進奨励事業、勤労者生活資金・住宅資金融資事業などがございます。

農林水産業費につきましては16億5,464万円を計上しております。主な事業内容といたしましては、農業委員会費、飛騨農業共済の事務組合の負担金、豊かな海づくり大会サテライト会場の開催経費、農業振興地域整備計画策定費、鳥獣外の防除対策事業、地域特産品PR事業、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業、草地林地一体的利用総合整備事業、土地改良事業、県営中山間総合整備事業、県営ふるさと農道整備事業等に係る負担金、県単圃場整備事業、情報基盤整備事業、農山村活性化プロジェクト支援交付金事業、間伐促進事業、間伐搬出利用促進事業、木質バイオマス利用推進事業、県単林道改良事業などがございます。

商工費につきましては13億5,727万9,000円を計上いたしました。主な事業内容は、小口融資事業、商工会活動事業補助金、飛騨小坂ブナシメジ運営資金の貸付金、経営安定資金融資事業、企業立地促進支援事業、コンベンションビューローの負担金、観光協会補助金、観光戦略強化事業、観光客誘致対策事業、名古屋・東京事務所の設置費用、濁河温泉スキー場の撤去費、小坂滝めぐりのコースの整備などなどございます。

土木費につきましては22億4,991万7,000円を計上しております。主な事業内容は、市道補修事業、市道除雪の委託料、市道新設改良事業、県道改良事業負担金、橋梁の長寿命化事業、河川、排水路の補修事業、都市計画区域のマスタープランの策定事業、公共特定環境保全公共下水道事業に係る下水道事業会計の繰出金、市営住宅などの管理費などがございます。

消防費につきましては9億187万5,000円を計上いたしました。主な事業内容は、消防緊急デジタル無線整備実施設計業務、それから消防団員の報酬、消防団員退職報償費、消防団の運営費、また行事の開催費、各ポンプ積載車、ポンプの購入費、防火水槽の整備費、詰所、消防機庫の新築事業、防災行政無線の管理費等を計上してございます。

教育費につきましては18億4,328万5,000円を計上しております。主な事業内容といたしましては、特別支援教育諸学校等通学対策費、育英資金活用事業、英会話指導員設置事業、特別支援教育推進事業、不登校対策費、小・中学校の管理運営費と教育振興費、それからそれぞれの学校の施設整備維持補修費、下呂小学校校舎の改築事業、竹原小学校耐震補強実施設計、青少年教育費、生涯学習事業、公民館事業、図書館運営費、文化財保護費、教育国際交流事業、体育振興団体活動助成費、マラソン大会の開催事業、ぎふ清流国体の準備事業、各体育施設の管理費、また体育施設の整備事業、各給食センターの管理運営費などでございます。

公債費につきましては、市債及び一時借入金に係る償還元金、利子と縁故債の一部を繰上償還することに伴い30億6,395万1,000円を計上しました。

諸支出金につきましては1万5,000円でございます。

予備費につきましては3,000万円を計上しております。

ずうっと飛びまして、317ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

317ページは特別職の表でございます。一番下の比較欄の合計欄をごらんください。

職員数の増は、統計調査員の増でございます。報酬の減は、英会話指導員の1名の減とその他嘱託職員の減が主なものでございます。期末手当の減は、条例に基づく支給率の引き下げによるものでございます。共済費につきましては、先ほど言いました英会話指導員等の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

318ページは一般職の総括でございます。比較欄でごらんいただきますと、職員数は31名の減となります。それに伴う給与費と共済費の合計では1億9,611万5,000円の減額となっております。下の表が職員手当の内訳となっております。

319ページから329ページにつきましては、給料、手当の増減等の明細及びその状況となっております。

330ページをお願いいたします。

330ページから336ページは、債務負担行為の調書となっております。

337ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。表の右側の一番下、合計額273億5,407万7,000円は、22年度末の起債残高見込みでございます。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計の説明を申し上げます。

なお、詳細な説明につきましては、先ほどと同様、予算特別委員会でさせていただきますので、概要のみの説明とさせていただきます。

特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議第69号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算の御説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億8,830万4,000円と定めるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。平成22年3月2日提出でございます。

次のページをお願いいたします。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、2ページから第1表 歳入歳出予算の個表の表のとおりとなります。

7ページをお願いいたします。

総括でございます。

歳入のうち国保税につきましては、前年度と比較して6,720万5,000円の減額を見込んでおります。国庫支出金は8,276万5,000円の減額、療養給付費等交付金が8,249万3,000円の増、前期高齢者交付金が2億9,500万8,000円の増、繰越金は1億695万円の減を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

歳出の主なものは保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、高額医療費共同事業費拠出金などでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

議第70号 平成22年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算の御説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,462万7,000円と定めるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。平成22年3月2日提出。

次のページをお願いいたします。

予算の議決の対象となります款項ごとの金額は、42ページ、43ページの第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなりますので、よろしく申し上げます。

45ページをお願いいたします。

総括でございます。

歳出については、前年度比2,325万5,000円の増の保険料と一般会計繰入金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

主な事業内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合会への納付金でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

議第71号 平成22年度下呂市老人保健医療事業特別会計予算の御説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302万9,000円と定めるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、100万円と定めるものでございます。平成22年3月2日提出でございます。

次のページをお願いいたします。

予算の議決の対象となります款項ごとの金額は、54、55ページの第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

平成20年度の医療制度改革によりまして、後期高齢者医療制度の開始により老人保健医療制度を廃止となりましたが、平成20年3月分までの費用の精算が発生することもあり、本年度までこの会計が

残るものでございます。

続きまして、63 ページをお願いいたします。

議第 72 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の御説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,377 万 2,000 円と定めるものでございます。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000 万円と定めるものです。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

次のページをお願いいたします。

予算の議決の対象となります款項ごとの金額は、64 ページからの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

67 ページをお願いいたします。

総括でございます。

歳入につきましては、サービス収入と一般会計繰入金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

主な事業内容としましては、小坂老人保健施設のサービス事業費、居宅予防サービス計画事業費、小坂老人保健施設に係る償還元金、利子でございます。

続きまして、93 ページをお願いいたします。

議第 73 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の御説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27 億 7,902 万円と定めるものでございます。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定めるものでございます。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものです。平成 22 年 3 月 2 日提出でございます。

次のページをお願いいたします。

予算の議決の対象となります各款項ごとの金額は、94 ページ、95 ページの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

99 ページをお願いいたします。

総括でございます。

歳入のうち保険料につきましては、ほぼ前年並みとなっております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等は、それぞれ増額となっております。

次のページをお願いいたします。

主な事業内容は、介護サービス等の保険給付費、介護認定に係る経費及び地域支援事業でございます。

137 ページをお願いいたします。

議第 74 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算の御説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,200万円と定めるものとございます。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」の補正によるものとございます。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定めるものとございます。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものです。平成22年3月2日提出でございます。

次のページをお願いいたします。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、138ページ、139ページにあります第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債につきましては、遠方監視システム整備、下呂簡水竹原地区水道施設機能強化事業など5件の事業に係る起債の限度額を2億770万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものとございます。

141ページをお願いいたします。

総括でございます。

歳入については、使用料、一般会計繰入金、市債が主なものとございます。

次のページをお願いいたします。

主な事業内容といたしましては、萩原簡水釜ヶ野地区配水管布設工事、下呂簡水竹原地区水道施設機能強化事業、遠方監視システムの整備などの簡易水道施設整備事業と簡易水道施設の維持管理費及び簡易水道事業債に係ります償還元金と利子でございます。

続きまして、165ページをお願いいたします。

議第75号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億5,900万円と定めるものとございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものとございます。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものです。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10億円と定めるものとございます。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

次のページをお願いいたします。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、166ページ、168ページの第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなっております。

169ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

萩原浄化センター水処理施設増設工事の水道事業団への委託料で2億円を限度額と定めるものと、水洗便所等改造資金利子補給金につきまして、支給限度額を文言で定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債につきましては、起債の限度額を3億1,090万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものです。下呂処理区の管路布設工事、萩原処理区の管路布設工事などを予定しております。

171ページをお願いいたします。

総括でございます。

歳入については、分担金及び負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

主な事業内容といたしましては、下呂、萩原、竹原処理区における管渠埋設工事、舗装復旧工事、萩原浄化センター水処理施設整備などの施設整備と、下水道施設の維持管理費及び下水道事業債に係る償還元金、利子でございます。

続きまして、205ページをお願いいたします。

議第76号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算の説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,650万6,000円と定めるものでございます。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。平成22年3月2日提出。

次のページをお願いいたします。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、206ページ、207ページの第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債につきましては、医療機器の整備に係る起債の限度額を190万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

209ページをお願いいたします。

総括でございます。

歳入については、診療収入、一般会計繰入金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

主な事業内容は、診療を行うための医療費、施設整備と小坂診療所の管理運営費及び診療施設に係る償還元金、利子等でございます。

続きまして、235ページをお願いいたします。

議第 77 号 平成 22 年度下呂市下呂財産区特別会計予算の説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 711 万 7,000 円と定めるものでございます。平成 22 年 3 月 2 日提出。

次のページをお願いいたします。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、236 ページから 237 ページの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

主な事業内容といたしましては、管理運営費、造林事業費、林道開設事業費の負担金であります。

続きまして、247 ページをお願いいたします。

議第 78 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計予算の御説明を申し上げます。

第 2 条の業務の予定量は、給水件数 3,220 件、年間の総給水量 192 万立米、1 日平均給水量 5,260 立米を予定しております。

主な建設改良事業として、滝谷取水口山留改良事業に 1,000 万円、配水管新設、改良事業合わせて 2,497 万円、東上田の新浄水場建設工事に 3 億 8,080 万円を計上しております。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、事業収益 2 億 7,114 万円、事業費用 1 億 7,165 万円を予定しております。

次のページをお願いいたします。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入 2 億 8,824 万 1,000 円、資本的支出 4 億 3,250 万 4,000 円を予定しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 4,426 万 3,000 円は、当年度の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんすることとしております。

第 5 条は、新東上田浄水場の電気機械設備工事に充てる企業債について限度額を 2 億円として、記載の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

第 6 条は一時借入金の限度額を、第 7 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費 2,438 万 3,000 円を、第 8 条ではたな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めております。

279 ページをお願いいたします。

議第 79 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算の御説明を申し上げます。

第 2 条の業務の予定量は、年間入場者数 22 万 1,000 人、1 日平均入場者数 612 人を予定しております。建設改良事業として、ふるさとの杜改修工事、受付事務所及び売店棟カヤぶき屋根差しカヤ工事及び文化伝承事業開発費などに合計で 7,355 万円を計上しております。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、事業収益 3 億 1,066 万 6,000 円、事業費用 3 億 578 万 2,000 円を予定しております。

次のページをお願いいたします。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的支出 7,355 万円を予定しております。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額については、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

第 5 条につきましては一時借入金の限度額を、第 6 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費 5,396 万 2,000 円を、第 7 条ではたな卸資産の借入限度額をそれぞれ定めております。

続きまして、311 ページをお願いいたします。

議第 80 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計予算の御説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量は、病床数113床、年間患者数、入院2万6,645人、外来5万5,328人、1日平均患者数、入院73人、外来208人を予定しております。主な事業として、金山病院移転新築事業実施設計などを計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、事業収益13億600万円、事業費用も13億600万円を予定しております。

次のページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入5,895万5,000円、資本的支出1億298万2,000円を予定しております。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額4,402万7,000円は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

第5条は、金山病院整備事業に充てる企業債について限度額を4,900万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

第6条は一時借入金の限度額を、第7条につきましては議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費7億4,956万1,000円と、交際費50万円を計上しております。

第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めております。

走りましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第68号から議第80号までの上程13議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第68号から議第80号までの上程13議案については、付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（木一良政君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日3日は午前10時より本会議となります。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまです。

午後8時05分 散会



以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 22 年 3 月 2 日

議 長 木 一 良 政

署名議員 5 番 伊 藤 巖 吾

署名議員 6 番 松 井 旬 子

